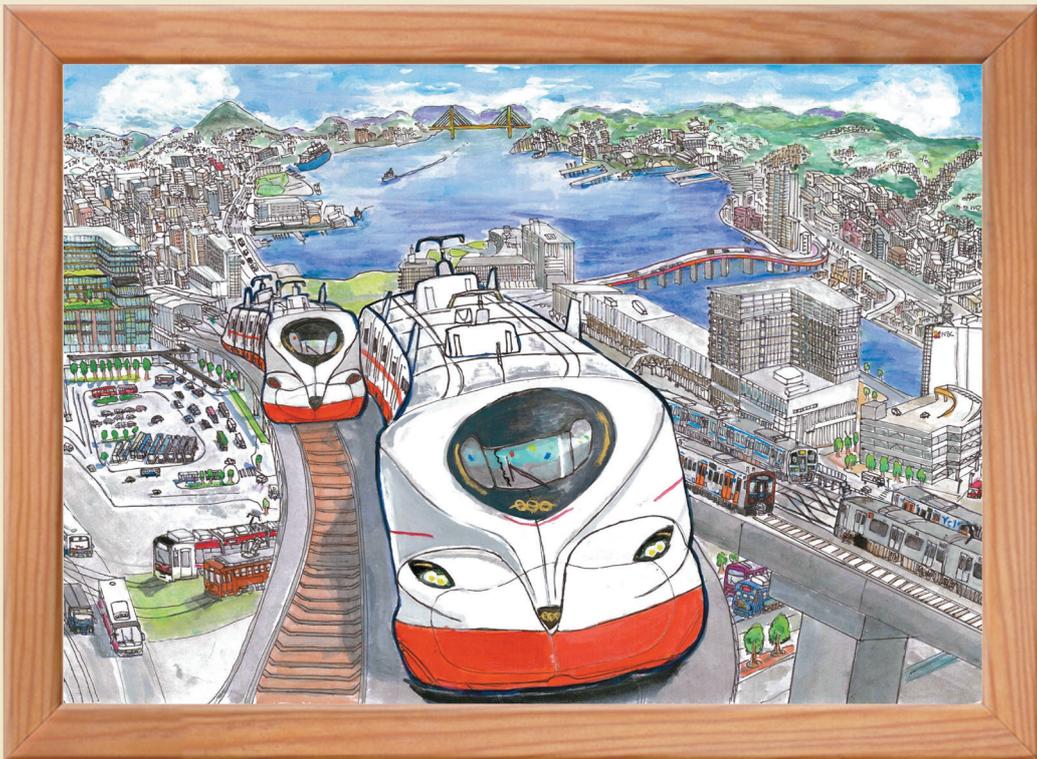


# 資料編



令和3年度新幹線絵画コンクール

**テーマ** 「新幹線とわたしたちの未来のまち」

**最優秀賞** 伊良林小学校 6年(受賞当時) 藤原 倫太郎 さん

# 1 成果指標一覧

前期基本計画の基本施策・個別施策に掲げた成果指標は次のとおりです。

なお、成果指標については、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等に応じて、適宜、目標値の見直しや新たな成果指標の設定などを行います。

最新の成果指標や施策の評価結果については、長崎市のホームページで公表しています。



## 成果指標一覧の記載項目

成果指標	………	施策の成果を客観的な数値で測るための指標を記載しています。
基準値	………	目標値を設定する際の基準となる数値を記載しています。直近値を原則としますが、コロナ禍の影響等により、直近値が異常値となる場合などは、各指標の状況に応じて、直近値以外の数値を設定しています。
目標値	………	2025年度（令和7年度）の目標値を記載しています。
指標の説明	………	①指標の内容、②指標とした理由、③実績値の把握方法、④目標値設定の考え方を記載しています。

## まちづくりの方針A

私たちは「独自の歴史・文化を活かし、多様な交流と満足を生み出すまち」をめざします

### 基本施策 A1 地域の個性を守り、活かし、伝えます

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
文化財の指定等件数 [累計]	254件 (R2年度)	257件 (R7年度)	①文化財の指定等（国指定（国宝など）・国選定文化財、県指定文化財、市指定文化財）件数。 ②件数が増えることで、保存すべき価値が高い文化財に対する技術的・財政的支援を含む保護措置の推進が図られ、文化財の顕在化と効果的な維持管理が可能となり、適切に活用・継承されると考えられるため。 ③年度末の実績件数を把握する。 ④過去3年間（H30～R2年度）で大きな増減はないが、今後指定となりうる文化財の候補の状況から3件増を目標とする。
主要な歴史文化施設を訪れたことがある市民の割合	66.5% (R2年度)	69.0% (R7年度)	①市内の主要な歴史文化施設を訪れたことがある市民の割合（歴史文化博物館、歴史民俗資料館、外海歴史民俗資料館、シーボルト記念館、サント・ドミンゴ教会跡資料館、高島石炭資料館、軍艦島資料館、長崎（小島）養生所跡資料館）。 ②歴史文化施設を訪れる人が増えることで、歴史文化に対する市民の関心が深まると考えられるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④現状を維持し、少しでも増加に転じるものとして、基準値から毎年度0.5ポイント増を目標とする。
長崎の街並みや景観に誇りを感じる市民の割合	89.0% (R2年度)	90.0% (R7年度)	①長崎の街並みや景観に誇りを感じる市民の割合。 ②市民が景観に誇りを持つことは、施策の重要な成果であると考えられるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④市民の9割が誇りを感じている状態を維持することを目標とする。

### 個別施策 A1-1 歴史文化遺産を市民の誇りとして保存・継承し、有効活用を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
市内の文化財の1年当たりの保存整備件数（B1-1に記載の被爆遺構を除く）	13件 (R2年度)	13件 (R7年度)	①毎年実施されている文化財保存整備の件数。 ②計画的に保存整備を継続することにより、文化財がかけがえのないものとして大切に守られていると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④過去3年間の平均や今後の整備予定件数を勘案し、毎年度13件を目標とする。
出島の入場者数	459,147人 (R元年度)	600,000人 (R7年度)	①出島の入場者数。 ②入場者が増えることで、国指定史跡 出島和蘭商館跡の活用が図られていると考えられるため。 ③入場者実績報告により把握する。 ④過去の実績を勘案し、600,000人を目標とする。

グラバー園の入園者数	769,218人 (R元年度)	996,000人 (R7年度)	①グラバー園の入園者数。 ②入園者が増えることで、国指定重要文化財であり、世界遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産である旧グラバー住宅の活用が図られていると考えられるため。 ③入園者実績報告により把握する。 ④過去の実績を勘案し、996,000人を目標とする。
端島（軍艦島）の上陸者数	124,935人 (R元年度)	259,000人 (R7年度)	①端島の上陸者数。 ②上陸者が増えることで、国指定史跡であり、世界遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産である端島の活用が図られていると考えられるため。 ③上陸者実績報告により把握する。 ④過去の実績を勘案し、259,000人を目標とする。
上記以外の指定等文化財を活用した市が所有する有料施設入館者数	32,719人 (R元年度)	35,000人 (R7年度)	①指定等文化財を活用した市が所有する有料施設（須加五々道美術館、旧香港上海銀行長崎支店記念館、ド・ロ神父記念館、中の茶屋、べっ甲工藝館、古写真資料館）の入館者数。 ②入館者が増えることで、文化財の活用が図られていると考えられるため。 ③入館者実績報告により把握する。 ④全施設における入館者数の過去3年間の平均値により目標を設定する。

**個別施策 A1-2 歴史文化に対する市民意識を高め、その魅力を発信します**

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
歴史文化博物館等の入館者数	404,659人 (R元年度)	459,000人 (R7年度)	①歴史文化博物館、歴史民俗資料館、外海歴史民俗資料館における入館者数。 ②入館者が増加することで、歴史文化に触れる機会の創出と理解促進につながるとともに、長崎の歴史文化に対する市民意識が向上し、国内外へ発信することにより施設の入館者数の増につながると考えられるため。 ③対象施設の実績報告により把握する。 ④歴史文化博物館は県、市、指定管理者で設定する目標値、歴史民俗資料館及び外海歴史民俗資料館については過去3年間の実績をもとに目標を設定する。
歴史文化講座参加人数	3,327人 (R元年度)	3,700人 (R7年度)	①歴史文化施設（歴史文化博物館、シーボルト記念館、出島）で開催される講座及びながさき歴史の学校の参加者数。 ②歴史文化を効果的に発信できる講座への参加者数が増えることで、市民の歴史文化に対する意識が高まると考えられるため。 ③対象施設の実績報告により把握する。 ④過去3年間の実績（特別講座を除く）により目標を設定する。
2つの世界遺産を訪れたことがある市民の割合	45.9% (R2年度)	55.9% (R7年度)	①長崎にある2つの世界遺産の両方を訪れたことがある市民の割合。 ②来訪者数が増えることで、市民の世界遺産に対する関心が高まっていると考えられるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④毎年度2%増を目標とする。

**個別施策 A1-3 地域の景観や自然などの個性を守り、みがき、活かします**

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
長崎の街並みや景観に誇りを感じる市民の割合	89.0% (R2年度)	90.0% (R7年度)	①長崎の街並みや景観に誇りを感じる市民の割合。 ②市民が景観に誇りを持つことは、施策の重要な成果であると考えられるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④市民の9割が誇りを感じている状態を維持することを目標とする。
「自然やまちの景観」に関する観光客の満足度	89.7% (R2年度)	95.0% (R7年度)	①自然やまちの景観に、「大変満足」、「やや満足」した観光客の割合。 ②良好な景観形成は市民生活だけでなく、観光の観点から評価することも重要であるため。 ③観光動向調査により把握する。 ④令和7年度までに観光客の95%が満足することを目標とする。

**基本施策 A2 交流のための都市機能を高め、賑わいを創出し、観光まちづくりを進めます**

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
旅行消費額 [暦年]	1,492億円 (R元年)	1,604億円 (R7年)	①訪問客等による旅行消費額の推計値。 ②資源の磨き上げにより、観光客の消費額が増加すると考えられるため。 ③観光客等へのアンケート調査により把握する。 ④訪問客数は令和5年に令和元年レベルまで回復し、その後2.2%ずつ増加すると見込む。また、消費単価については、平成27年から令和元年の平均伸び率をもとに、1.0%ずつ増加すると見込み、算出した数値を目標とする。
MICE消費額 [暦年]	56億円 (R元年)	194億円 (R7年)	①訪問客の市内での消費額のうち、MICEの参加者及び主催者の消費額。（主催者消費額は、「旅行消費額」に包含していない。） ②MICEがまちにもたらす経済効果を示すと考えられるため。 ③DMO（（一社）長崎国際観光コンベンション協会）の調査等により把握する。 ④令和3年の出島メッセ長崎の開業、令和6年の長崎スタジアムシティの開業等を増加要因として見込み、催事種別ごとに設定した主催者消費単価、参加者消費単価を基に主催者及び参加者の消費額を算出した数値を目標とする。
訪問客の満足度	91.9% (R元年度)	94.0% (R7年度)	①訪問客の満足度調査の「大変満足」及び「満足」の割合。 ②資源の磨き上げにより、訪問客の満足度が向上すると考えられるため。 ③観光客等へのアンケート調査により把握する。 ④毎年0.4%ずつ増加すると見込み、算出した数値を目標とする。
事業者の満足度	33.3% (R3年度)	40.0% (R7年度)	①市の観光施策に「大変満足」及び「満足」した市内事業者の割合。 ②市内事業者の満足度が高まることで、地域の稼ぐ力が向上し、観光・MICE関連産業が活性化していると考えられるため。 ③DMO（（一社）長崎国際観光コンベンション協会）の調査により把握する。 ④毎年約1.7%ずつ増加すると見込み、算出した数値を目標とする。

市民の満足度	70.5% (R2年度)	80.0% (R7年度)	①市の観光施策に「大変満足」及び「満足」した市民の割合。 ②市民の満足度が高まることで、地域の稼ぐ力が向上し、交流の産業化が実現していると考えられるため。 ③市民意識調査の調査により把握する。 ④毎年2.0%ずつ増加すると見込み、算出した数値を目標とする。
--------	-----------------	-----------------	---

### 個別施策 A2-1 観光資源を磨き、魅力あるコンテンツを創造します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
コンテンツ利用者数 [暦年]	560人 (R元年)	6,100人 (R7年)	①訪問客による体験型コンテンツの利用人数。 ②DMOのワンストップ情報発信により、訪問客が体験型コンテンツの情報を取得し、利用につながると思われるため。 ③DMO（（一社）長崎国際観光コンベンション協会）の調査により把握する。 ④長崎市DMO事業計画の成果指標を元に、算出した数値を目標とする。

### 個別施策 A2-2 戦略的な魅力発信と誘致活動を推進します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
訪問客数 [暦年]	6,917,800人 (R元年)	7,300,000人 (R7年)	①市を訪れた訪問客数。 ②戦略的な魅力発信と誘致活動を推進することで訪問客が増加すると考えられるため。 ③各交通機関による入込客数や高速道路及び主要幹線道の交通量をもとに推計する。 ④訪問客数は令和5年に令和元年レベルまで回復し、その後2.2%ずつ増加すると見込み、算出した数値を目標とする。
MICE客数 [暦年]	426,786人 (R元年)	1,730,000人 (R7年)	①市内で行われるMICEの参加者数。 ②MICE参加者の増加は、消費拡大による経済効果を高め誘致活動の成果を示すものと考えられるため。 ③DMO（（一社）長崎国際観光コンベンション協会）の調査により把握する。 ④令和3年の出島メッセ長崎の開業、令和6年の長崎スタジアムシティの開業等を増加要因として、算出した数値を目標とする。
国際会議開催件数 (JNTO基準*) [暦年]	8件 (R元年)	15件 (R7年)	①市内で開催された国際会議の件数。 ②国際会議の開催は、大きな経済効果をはじめ都市ブランドの向上にも資するものであり、その増加は誘致活動の成果を示すものと考えられるため。 ③DMO（（一社）長崎国際観光コンベンション協会）の調査により把握する。 ④令和3年の出島メッセ長崎の開業を見据え、国際会議開催件数上位30都市の目安となる数値を目標とする。
日本人延べ宿泊者数 [暦年]	3,077,641人 (R元年)	3,552,000人 (R7年)	①市内での日本人延べ宿泊者数（1人が2泊した場合、延2人とカウント）。 ②日本人訪問客へのサービス・受入環境の充実、情報発信の強化により日本人宿泊者が増加すると考えられるため。 ③訪問客数のうち延べ宿泊者数から外国人宿泊者数を減じて算出する。 ④令和7年に向けた訪問客数の伸び率をもとに算出した数値を目標とする。
外国人延べ宿泊者数 [暦年]	323,306人 (R元年)	339,000人 (R7年)	①市内での外国人延べ宿泊者数（1人が2泊した場合、延2人とカウント）。 ②外国人訪問客へのサービス・受入環境の充実、情報発信の強化により外国人宿泊者が増加すると考えられるため。 ③各施設からの報告をもとに推計する。 ④外国人延べ宿泊者数は令和5年に令和元年レベルまで回復し、その後5%ずつ増加すると見込み、算出した数値を目標とする。
クルーズ客数 [暦年]	732,538人 (R元年)	795,000人 (R7年)	①長崎港に入港するクルーズ客船の乗客と乗務員の合計人数。 ②乗客・乗務員が増加することで、国際観光文化都市としての長崎が持つ交流機能の充実が図られると考えられるため。 ③船舶代理店への確認により把握する。 ④県の目標入港隻数の伸び率を考慮して算出した数値を目標とする。

### 個別施策 A2-3 交流のための都市機能高め、安全安心・快適な滞在環境づくりを推進します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
安全安心・快適な滞在環境に関する満足度	-	- (R7年度)	①訪問客の満足度調査の「大変満足」及び「満足」の割合。 ②安全・快適な滞在環境の整備により、安心安全・快適な滞在環境に関する満足度が向上すると考えられるため。 ③訪問客等へのアンケート調査により把握する。 ④調査結果を考慮し、目標値を設定する。
リピーター訪問客率 [暦年]	63.9% (R元年)	66.9% (R7年)	①長崎市へのリピーター訪問客率の推計値。 ②資源磨きと魅力あるコンテンツづくりにより、かつて訪れた訪問客の再来訪が増加すると考えられるため。 ③訪問客へのアンケート調査により把握する。 ④年平均で0.5%ずつ増加すると見込み、算出した数値を目標とする。

### 個別施策 A2-4 観光・MICE関連産業を活性化します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
就業者誘発数 [暦年]	24,186人 (R元年)	25,996人 (R7年)	①長崎市の旅行消費額を中心として波及した県内の就業者誘発数。 ②観光がまちにもたらす経済効果を示すものであるとともに、この数値の増加が長崎観光基盤の充実の度合いを示すと考えられるため。 ③経済波及調査により把握する。 ④令和5年に令和元年レベルまで回復し、その後は毎年3.0%ずつ増加すると見込み、目標とする。

#### \* JNTO基準

国際会議の定義の中で、日本政府観光局（JNTO）が作成している国際会議の基準のことをさす。主催者に関する基準、参加者総数、参加国、参加機関等を基準として列挙している。

日本人旅行消費単価 [暦年]	21,566円 (R元年)	21,966円 (R7年)	①日本人訪問客の市内での消費単価。 ②観光がまちにもたらす経済効果を示すとともに、この増加が長崎観光の魅力向上・メニュールームの充実の度合いを示すと考えられるため。 ③市観光統計により把握する。 ④年平均で1.0%ずつ増加すると見込み、目標とする。
外国人旅行消費単価 [暦年]	54,740円 (R元年)	58,107円 (R7年)	①外国人訪問客の市内での消費単価。 ②観光がまちにもたらす経済効果を示すとともに、この増加が長崎観光の魅力向上・メニュールームの充実の度合いを示すと考えられるため。 ③市外国人観光客動向調査により把握する。 ④年平均で1.0%ずつ増加すると見込み、目標とする。
クルーズ客消費単価 [暦年]	29,350円 (R元年)	30,241円 (R7年)	①クルーズ客の市内での消費単価。 ②観光がまちにもたらす経済効果を示すとともに、この増加が長崎観光の魅力向上・メニュールームの充実の度合いを示すと考えられるため。 ③市外国人観光客動向調査により把握する。 ④長崎県が実施した「外国人消費動向調査(H27年度)」の結果から、年平均で0.5%ずつ増加すると見込み、算出した数値を目標とする。

## 基本施策 A3 国際性を豊かにします

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
国際交流イベント・国際理解に係る講座への参加者数	3,653人 (R元年度)	4,060人 (R7年度)	①国際交流イベント、国際理解に係る講座への参加者数。 ②参加者が増加することで、市民の国際理解・国際交流のきっかけづくりができると考えられるため。 ③開催実績により把握する。 ④過去5年間の最高値程度に戻すことを目標とする。

### 個別施策 A3-1 国際交流・国際理解の機会の充実を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
国際交流イベント・国際理解に係る講座の実施回数	107回 (R元年度)	130回 (R7年度)	①国際交流イベント、国際交流員等が行う国際理解に係る講座の実施回数。 ②イベントや講座を開催することで、市民の国際理解・国際交流のきっかけづくりが出来ると考えられるため。 ③開催実績により把握する。 ④過去5年間の最高値程度に戻すことを目標とする。
国際交流を実施した小・中学校数 (ALTとの共同授業を除く)	65校 (H28年度)	74校 (R7年度)	①外国人と国際交流等を実施した小・中学校数。 ②国際交流等を実施することで、異文化に対する関心を高め、国際理解を深めることができると考えられるため。 ③「国際理解教育調査」により把握する。 ④直近の調査年度である平成28年度の数値を基準値とし、毎年1校ずつの増加を目標とする。

### 個別施策 A3-2 外国人住民が暮らしやすい環境づくりを進めます

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
国際ボランティアの登録者数	176人 (R元年度)	190人 (R7年度)	①国際ボランティアの登録者数。 ②共生のための支援や相互理解に主体的に取り組む市民が増えることで、ボランティア登録者が増えると考えられる。 ③年度末の実績により把握する。 ④過去5年間の最高値程度に戻すことを目標とする。
初級日本語講座の受講者数	648人 (R元年度)	750人 (R7年度)	①初級日本語講座の受講者数。 ②生活支援の一つとして講座の開催及び周知に積極的に取り組むことで、受講者が増えると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④過去5年間の最高値程度に戻すことを目標とする。

### 個別施策 A3-3 留学先としての質の向上を図り、魅力を高めます

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
外国人留学生数 [暦年]	1,272人 (R元年)	1,560人 (R7年)	①住民登録における在留資格*が留学の者の数。 ②留学地としての魅力が高まるような環境が整うことで、留学生が増加すると考えられるため。 ③年末の実績により把握する。 ④過去5年間の増加人数である約290人増を目標とする。
外国人留学生の公共施設入場料免除利用者数	3,293人 (R元年度)	4,060人 (R7年度)	①外国人留学生に対し入場料を免除している公共施設の延べ利用者数。 ②長崎の文化観光施設等を利用することで、長崎の良さを知ってもらい、将来にわたり長崎とつながりを持つ外国人留学生が増えると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④留学生1人当たりの平均利用回数を過去5年間の平均値(2.6回)とし、留学生数を乗じた数値を目標とする。

#### \* 在留資格

外国人が日本に入国・在留して行うことのできる活動を類型化したもので、現在は計29種類の在留資格が定められている。

## まちづくりの方針B

### 私たちは「平和を愛し、平和の文化を育むまち」をめざします

#### 基本施策 B1 被爆の実相を継承します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
平和・原爆関連施設入場者数	89万人 (R元年度)	89万人 (R7年度)	①原爆資料館(69.2万人)、永井隆記念館(12万人)、旧城山国民学校校舎(2.8万人)、山里小学校原爆資料室(5万人)の入場者数の合計。 ②入場者が増加することで、被爆の実相を広く伝えることができると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④コロナ禍で減少した入場者数(R2年度実績34万人)を令和元年度実績と同程度まで回復させることを目標とする。
「ながさきの平和」ホームページ閲覧件数	106万件 (R3年度見込)	116.8万件 (R7年度)	①原爆資料館が開設しているホームページの閲覧件数の合計。 ②インターネットを通じて原爆資料館ホームページを閲覧してもらうことで、被爆の実相を広く伝えることができると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④令和3年7月に全面リニューアルした新サイトの閲覧実績(8月～9月)を基に算定した令和3年度の見込み数を基準値とし、過去5年間(H28～R2年度)の閲覧件数の増加率を参考に毎年約2万7千件増を目標とする。
被爆継承活動をしている人数	422人 (R2年度)	452人 (R7年度)	①青少年ピースボランティア、家族・交流証言者、平和案内人*、朗読ボランティア*の合計。 ②人数が増加することで継承が進むと考えられるため。 ③各活動の年度末実績により把握する。 ④令和2年度の青少年ピースボランティア(141人)、家族・交流証言者(44人)、平和案内人(165人)、朗読ボランティア(72人)の合計を基準値とし、青少年ピースボランティア、平和案内人、朗読ボランティアについては維持、家族・交流証言者については毎年度6人増を目標とする。

#### 個別施策 B1-1 平和・原爆関連施設の整備及び被爆資料・被爆遺構の保存・活用を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
インターネットによる被爆資料等の閲覧件数	100万件 (R元年度)	100万件 (R7年度)	①インターネットでの収蔵品検索サイトによる被爆資料等の閲覧件数。 ②インターネットを通じて被爆資料等を閲覧してもらうことで、被爆の実相を広く伝えることができると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④被爆75周年を前に関心が高まり増加した令和元年度実績を基準値とし、毎年度100万件的維持を目標とする。
被爆遺構の保存・整備件数	1件 (R2年度)	1件 (R7年度)	①被爆遺構を保存・整備した件数。 ②被爆遺構の保存・整備を進めることで、被爆遺構の効果的な公開につながると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④毎年度1件の保存・整備を目標とする。

#### 個別施策 B1-2 平和教育・学習の充実を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
対話型授業の実践の割合	81.0% (R2年度)	91.0% (R7年度)	①市立小中学校における平和教育手引書に基づいた対話型授業の実施校の割合。平成30年度から「他者の意見を尊重しながら自分の言葉で平和を語り、行動できる児童生徒の育成」を目指し、実践協力校を年度ごとに指定し、対話型授業の浸透と検証を図っている。 ②小中学校で対話型授業が実施されることで平和教育が推進されると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④令和2年度の対話型授業の実践の割合を基準に、毎年度2校(全小中学校の約2%)程度の実施を達成させるものとして、毎年度2%の増加を目標とする。
核兵器廃絶市民講座受講者数	539人 (R2年度)	720人 (R7年度)	①核兵器廃絶長崎連絡協議会*における市民講座の受講者数(オンラインによる視聴を含む)。 ②多くの人々に核兵器に関する情報を発信することで、核兵器廃絶への意識高揚につながると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④令和2年度の受講者数を基準に、過去4年間(H29～R2年度)の平均増減率である毎年度6%の増加を目標とする。

#### 個別施策 B1-3 多様な方法で継承の取組みを推進します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
家族・交流証言者数	44人 (R2年度)	74人 (R7年度)	①家族・交流証言者として登録し、研修を終えて講話可能となった者の人数。 ②講話者が増えることで、被爆体験の継承が推進されると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④過去5年間(H28～R2年度)の平均増加人数(6人)を毎年度の目標とする。
被爆遺構デジタルマップ閲覧件数	-	- (R7年度)	①長崎原爆遺跡*めぐりで、現地QRコードの読み取りによりデジタルマップを閲覧した件数(現地見学件数)。 ②屋外にQRコードを示す標柱を設置(R3年度末完成)し、観光客等を被爆遺構に誘導・案内するHPIに容易にアクセスできるようにすることで、見学される遺構が増え、より継承を推進すると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④令和4年4月以降の利用実績を考慮し、目標値を設定する。

\* 平和案内人

長崎原爆資料館や被爆建造物等を案内するボランティアガイド。

\* 朗読ボランティア

被爆の実相を体験朗読によって語り継ぐボランティア。

\* 核兵器廃絶長崎連絡協議会

平成24(2012)年10月4日「長崎が核攻撃を受けた人類最後の都市に」と願う長崎県民、市民のため、長崎県、長崎市及び長崎大学が協力連携し、核兵器廃絶の実現に寄与するために設立された協議会。

\* 長崎原爆遺跡

長崎原爆の被害を伝える遺跡。爆心地、旧城山国民学校校舎、浦上天主堂旧鐘楼、旧長崎医科大学門柱、山王神社二の鳥居からなる。

## 基本施策 B2 核兵器廃絶の実現に向け、着実に歩みを進めます

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
平和首長会議加盟都市数	8,024都市 (R2年度)	8,784都市 (R7年度)	①平和首長会議の加盟都市数。 ②国内外の多くの都市が加盟することで、ネットワークが拡大し、国際社会での影響力が高まると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④過去3年間(H30～R2年度)の加盟都市の平均増加数(152都市)を毎年度増加させることを目標とする。なお、平和首長会議においては、今後とも加盟10,000都市を目指すこととしている。

### 個別施策 B2-1 平和メッセージの発信力を高め、核兵器廃絶の世論を喚起します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
核不拡散条約(NPT)*及び核兵器禁止条約に係る国際会議等での演説、関係者への要望回数	11回 (R元年度)	11回 (R7年度)	①国際会議等において市長や市が派遣した者が演説、関係者等への要望を行った回数。 ②国際会議等でのスピーチや各国政府代表等との面談の折に核兵器廃絶を訴えることで、国内外へ向けて強く平和のメッセージを発信できると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④過去3年間(H29～R元年度)の平均回数(11回)を毎年度維持することを目標とする。
ナガサキ・ユース代表団の育成人数	7人 (R2年度)	8人 (R7年度)	①ナガサキ・ユース代表団の育成人数。 ②国際的に通用する次世代の人材育成をすることは、平和のアピール力を高めることにつながると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④過去3年間(H30～R2年度)の平均育成人数(8人)を毎年度育成することを目標とする。

### 個別施策 B2-2 平和な世界の創造に向け、ネットワークの構築を進めます

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
日本非核宣言自治体協議会*会員自治体数	342自治体 (R2年度)	347自治体 (R7年度)	①非核宣言等を行っている国内自治体が加盟する日本非核宣言自治体協議会の会員自治体数。 ②会員自治体数が増加することで、ネットワークが広がり、国内における核兵器廃絶に向けた取組みが拡大すると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④過去2年間(R元～R2年度)の平均増加数(0.5自治体)をもとに、毎年度1団体を増加させることを目標とする。
長崎平和特派員*数	25団体・人 (R2年度)	35団体・人 (R7年度)	①長崎平和特派員(国外で平和活動を行っている団体・人)の認定数。 ②特派員が増加することで、平和ネットワークが拡大し、市民社会との連携が深まると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④過去5年間(H27～R元年度)の平均増加数(1.4団体・人)をもとに、毎年度2団体・人を増加させることを目標とする。
長崎・ヒバクシャ医療国際協力事業*における医師等研修受入者数	22人 (R元年度)	25人 (R7年度)	①長崎・ヒバクシャ医療国際協力事業における医師等研修受入者数。 ②在外被爆者や放射線被曝事故による被災者の医療活動に従事している医師等を受入れ、長崎が有する被爆者医療の実績や放射線障害に関する調査研究の成果を活用して研修をすることで、海外における被爆者や被災者の健康増進が図られるとともに、国際協力関係が深まるものであるため。 ③毎年度の実績により把握する。 ④毎年度25人の受入れを実施し、協力関係を維持していくことを目標とする。

## 基本施策 B3 平和の文化を醸成します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
平和の文化認定事業数 [累計]	5件 (R3年度見込)	25件 (R7年度)	①平和の文化認定事業数。 ②認定事業数が増加することで、身近なところから平和を考え、行動する機会が増えることが考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④毎年度5件認定することを目標とする。

### 個別施策 B3-1 スポーツや芸術などを通して、身近なところから平和について考え、行動する機会を増やします

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
平和を掲げるスポーツや芸術などの事業総数	3件 (R2年度)	5件 (R7年度)	①平和を掲げるスポーツや芸術などの事業のうち長崎市が主催するものの事業数。 ②事業が増加することで、平和を考え、行動する機会が増えるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④令和2年度の実績から、スポーツ・文化各1件の増加を目標とする。

### 個別施策 B3-2 若い世代を中心に平和の輪を広げます

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
被爆の実相を伝えるための活動に参加した青少年ピースボランティアの延べ活動人数	637人 (R元年度)	637人 (R7年度)	①高校生から29歳までの青少年を対象に市が募集するピースボランティアの延べ活動人数。 ②活動人数が保たれることで、被爆の実相や平和の尊さについて理解し活動する若い世代の平和の取組みが継続していくと考えられるため。 ③各活動の年度末の実績により把握する。 ④令和元年度の延べ活動人数の維持を目標とする。

\* 核不拡散条約(NPT)  
核兵器保有国の増加防止、核兵器の包括的削減、そして原子力平和利用の促進を目的とした国際条約。

\* 日本非核宣言自治体協議会  
核兵器廃絶と恒久平和の実現のため、全国の非核宣言自治体が連携し、各自治体における平和推進事業

を支援したり、世界に向けて平和アピールを行う協議会。長崎市長が会長を務める。

\* 長崎平和特派員  
国外で被爆体験を継承し、平和活動に取り組む人材を長崎市が特派員として認定し、その活動を支援することで、世界各地での平和発信活動を活性化させるもの。

\* 長崎・ヒバクシャ医療国際協力事業  
長崎が有する被爆者治療の実績及び放射線障害に関する調査研究の成果を被爆(曝)者医療に有効に活かしてもらつため、国外からの医師等の研修受け入れや国外への専門医師等の派遣、医学教科書の出版事業などを実施し、国際協力に寄与している。

## まちづくりの方針C

### 私たちは「人や企業に選ばれ、産業が進化し続けるまち」をめざします

#### 基本施策 C1 地場事業者の成長を支援します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
市内製造業の付加価値額 [暦年]	2,088億円 (R2年)	2,088億円 (R7年)	①工業統計調査のうち、市内製造業の付加価値額。 ②付加価値額が高い造船造機製造業を取り巻く環境は急激に悪化しており、今後、地場事業者の粗付加価値額は大きく落ち込むことが予想されるなか、地場事業者の生産性向上を図り、市内製造業の付加価値額を維持させることで、他地域に対する競争力向上が図られていると考えられるため。 ③工業統計調査により把握する。 ④今後も付加価値額の減少が見込まれるなか、令和7年までには基準値まで回復させることを目標とする。
法人市民税法人税割を課税された法人数	4,091社 (H28～R2年度平均)	4,091社 (R7年度)	①法人市民税法人税割を課税された法人数。 ②人口減少やコロナ禍などにより地場事業者を取り巻く環境が悪化するなか、法人税割を課税された法人数を維持することで、地場事業者の経営力や生産性が向上していると考えられるため。 ③「市町村税課税状況等の調」により把握する。 ④過去5年間の平均である4,091社の維持を目標とする。
旅行消費額（飲食費・土産代）の1人当たり単価 [暦年]	12,453円 (R元年)	13,325円 (R7年)	①観光客の消費額のうち、魅力ある製品・サービス開発による消費の主要対象である飲食費・土産代にかかる1人当たりの単価。 ②観光客1人当たりの消費単価が上昇することで、地場事業者の外貨獲得*の強化につながると考えられるため。 ③長崎市観光統計により把握する。 ④令和元年を基準値とし、過去3年間（H29～R元年）の前年からの増加率平均7%の増を令和7年までに達成することを目標とする。

#### 個別施策 C1-1 地場事業者の経営力の強化を支援します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
市の制度融資の活用件数 [累計]	2件 (R2年度)	57件 (R7年度)	①市の制度融資の融資先企業数。 ②融資先が増加することで、事業者の経営革新等の取組みに関する進捗を測ることができるため。 ③長崎県信用保証協会の融資承諾実績により把握する。 ④基準値から過去5年間（H28～R2年度）の年平均件数（11件）を毎年度増加させることを目標とする。
長崎市事業承継支援補助金*の活用件数	1件 (R2年度)	5件 (R7年度)	①長崎市事業承継支援補助金の活用件数。 ②活用件数が増加することで、事業者の事業承継に関する進捗を測ることができるため。 ③補助金の交付実績により把握する。 ④長崎市事業承継支援補助金の目標件数である毎年度5件を目標とする。
長崎商工会議所及び商工会による経営革新に関する相談・指導件数	117件 (R元年度)	129件 (R7年度)	①長崎商工会議所等が小規模事業者に対して実施した経営革新に関する相談・指導件数の合計。 ②経営革新に関する相談・指導により、小規模事業者が自社の弱み・強みを把握し、経営力強化につながると考えられるため。 ③支援を実施する長崎商工会議所及び商工会（東・北・南）の事業の実績報告書により把握する。 ④長崎商工会議所及び商工会（東・北・南）の令和元年度実績の1割増を目標とする。
先端設備等導入計画に係る認定件数 [暦年][累計]	—	84件 (R7年)	①中小企業等経営強化法に基づき、市が先端設備等導入計画の認定を行った件数。 ②認定件数が増加することで、事業者の経営革新等の取組みに関する進捗を図ることができるため。 ③導入計画の認定件数により把握する。 ④令和2年の実績値19件から10%増した21件を計画期間中毎年認定することを目標とする。
製造業の従業員1人あたりの付加価値額（従業員4人以上の事業所） [暦年]	1,974万円 (R2年)	1,974万円 (R7年)	①工業統計調査のうち、市内製造業の従業員1人あたりの付加価値額。 ②製造業の中で付加価値額が高いはん用機械・輸送用機械が大きく落ち込むことが見込まれるなか、他の分野での付加価値額を上げることができれば、従業員1人あたりの付加価値額を維持させることができ、生産性の向上が図られていると考えられるため。 ③工業統計調査により把握する。 ④基準値の維持を目標とする。
商店街活性化プランの策定数 [累計]	0件 (R2年度)	10件 (R7年度)	①長崎市商店街等を核とする地域の賑わい創出支援事業費補助金を受け商店街活性化プランを策定した数の累計。 ②商店街活性化プランを策定することが、商店街の経営力の強化につながると考えられるため。 ③長崎市商店街等を核とする地域の賑わい創出支援事業費補助金に活性化プランの策定を申請した数により把握する。 ④令和2年度から市が認定を行うこととなった活性化プランの策定数を令和7年度までに10件とすることを目標とする。

#### \* 外貨獲得

本来は、自国が外国のお金を得ることの意。ここでは、経済活動を通して地域外からお金を稼ぐこと。

#### \* 長崎市事業承継支援補助金

後継者の不在等による中小企業者等の技術及びサービス並びに雇用の喪失を防ぐため、事業承継に向けた課題解決に取り組む経営者に対する補助金。

## 個別施策 C1-2 地場事業者の人材確保・育成を支援します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
長崎地域造船造機技術研修センター*及び長崎工業会*の人材育成の取組みに参加した人数	78人 (R2年度)	86人 (R7年度)	①長崎地域造船造機技術研修センター及び長崎工業会が実施する技術向上や経営力強化のための取組みに参加した人数。 ②参加者が増えることで、人材育成が図られていると考えられるため。 ③各団体に対する調査により把握する。 ④令和元年度の実績の1割増を毎年度維持することを目標とする。
市内高校卒業者の市内就職率	57.8% (H28年度)	59.0% (R7年度)	①市内高校卒業者の市内就職率。 ②市内就職率が増加することで、若年者の市外流出の抑制につながると考えられるため。 ③各高校に対する調査により把握する。 ④調査を開始した平成28年度以降で最も高い平成28年度の実績を上回ることを目標とする。
事業者への新卒採用状況調査における求人数に対する平均充足率	76.6% (H30年度)	80.0% (R7年度)	①事業者の新卒採用における求人数に対する充足率（採用者数/求人数）の平均。 ②平均充足率が増加することで、事業者が働く世代から選ばれる職場になっていると考えられるため。 ③事業者に対する新卒採用状況調査により把握する。 ④直近3年間で最も高い平成30年度の実績を上回ることを目標とする。
事業者への新卒採用状況調査におけるUIJターン就職者数	280人 (H28～R2 年度平均)	300人 (R7年度)	①事業者における市外からのUIJターンによる新卒者の就職者数。 ②新卒者の就職者が増加することで、若年者の雇用を増やしていることにつながるため。 ③事業者に対する新卒採用状況調査により把握する。 ④直近5年間の平均値の約1割増を毎年度維持することを目標とする。

## 個別施策 C1-3 地場事業者の市場での競争力の強化を支援します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
歩行者通行量 (日曜)	168,655人 (R2年度)	177,088人 (R7年度)	①市内の商店街区域等を対象に毎年7月頃に調査する日曜の歩行者通行量。 ②歩行者通行量が増加することで、商店街の利用が促進されると考えられるため。 ③調査を実施する長崎商工会議所の報告により把握する。 ④中心市街地活性化基本計画における目標設定に準じ、基準値から5%増を目標とする。
市内食料品製造業の製造品出荷額等（従業員4人以上の事業所） [暦年]	247.6億円 (R2年)	247.6億円 (R7年)	①工業統計調査のうち、食料品製造業の製造品出荷額等。 ②人口減少などにより、域内消費額の低下が見込まれるなど市内食料品製造業を取り巻く環境が悪化するなか、域外への販路開拓・拡大などの取組みを強化し、市内の食料品製造業の出荷額を維持させることで、他地域に対する競争力向上が図られていると考えられるため。 ③工業統計調査により把握する。 ④基準値の維持を目標とする。
地域商社が取引を行った市内事業者数	56者 (R2年度)	86者 (R7年度)	①地域商社2社が取引を行った市内事業者数。 ②取引を行った市内事業者数が増加することで、より多くの事業者が新たな販路を開拓することとなると考えられるため。 ③地域商社からの実績報告により把握する。 ④令和2年度の実績の1割である6者を毎年度増加させることを目標とする。
地場事業者の製造品出荷額等 [暦年]	4,457億円 (R2年)	4,457億円 (R7年)	①工業統計調査のうち、製造業の製造品出荷額等。 ②人口減少や基幹産業である造船造機製造業を取り巻く環境の悪化による需要・販売額の減少が見込まれるなか、販路開拓・拡大により域外での販売額を増やし、製造業による製造品出荷額等を安定させることで、他地域に対する競争力向上が図られていると考えられるため。 ③工業統計調査により把握する。 ④今後も製造品出荷額等の減少が見込まれるなか、令和7年までには基準値まで回復させることを目標とする。
長崎港貿易額 (輸出) [暦年]	589億円 (R2年)	589億円 (R7年)	①長崎港における輸出総額。 ②基幹産業である造船業を取り巻く環境が厳しいなか、輸出額を維持することで、貿易の促進が図られていると考えられるため。 ③長崎税関の貿易統計結果により把握する。 ④基準値の維持を目標とする。

## 基本施策 C2 人や企業を呼び込み、新たな事業を創出して、産業を強くします

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
企業誘致に伴う新規雇用者数 [累計]	291人 (R2年度)	1,791人 (R7年度)	①令和2年度以降に新設、増設、移設により立地した市外企業において創出された新規雇用者数。 ②新規雇用者が増加することで、雇用創出による経済の活性化が図られると考えられるため。 ③立地企業等への聞き取りにより把握する。 ④コロナ禍前の過去3年間（H28～H30年度）の平均増加人数約283人を踏まえ、令和3年度以降、毎年度平均300人の新規雇用者が創出されることを目標とする。
地場企業等と県外企業等との協業による新規事業創出に係る実証事業の実施件数 [累計]	1件 (R2年度)	11件 (R7年度)	①オープンノベーションの手法を活用した地場企業等と県外企業等との協業による新規事業創出について、市が支援した実証事業の実施件数。 ②地域課題解決をテーマにしたオープンノベーションの手法を活用した事業化が図られることで、地域に根差した新たな産業の創出の可能性につながると考えられるため。 ③年度末の実績累計により把握する。 ④令和3年度以降、新規事業創出について、市が支援した実証事業を毎年度2件以上実施することを目標とする。

\* 長崎地域造船造機技術研修センター

造船関連産業における熟練技能者の高齢化問題が深刻化するなか、製造現場レベルの技能の継承等を円滑に進めるため、次代を担う新規採用者等に技術・技能の伝承を行うことを目的として、市内中小造船造機関連の3団体で組織された研修機関。

\* 長崎工業会

長崎地域における工業及び工業に関連する業種の事業者が業種・業態等の枠をこえて、地域工業等の活性化を図ることを目的として平成14年に設立した団体。

個別施策 C2-1 域外から企業を誘致し、新たな産業や雇用を創出します			
成果指標	基準値	目標値	指標の説明
企業立地件数（市外企業新設） 【累計】	2件 (R2年度)	17件 (R7年度)	①市外から長崎市内へ新たに事業所を新設した企業の件数（立地協定締結時点）。 ②誘致・立地件数が増加することで、雇用の拡大へ向けた取組みが進捗すると考えられるため。 ③年度末の実績累計により把握する。 ④令和2年度の実績を基に、基準値から新規立地企業を毎年度3件増することを目標とする。
個別施策 C2-2 産学官金や企業間の連携による新事業の創出や新分野への進出を促します			
成果指標	基準値	目標値	指標の説明
地場企業等と県外企業等との協業による新規事業創出に係る実証事業の実施件数 【累計】	1件 (R2年度)	11件 (R7年度)	①オープンイノベーションの手法を活用した地場企業等と県外企業等との協業による新規事業創出について、市が支援した実証事業の実施件数。 ②地域課題解決をテーマにしたオープンイノベーションの手法を活用した事業化が図られることで、地域に根差した新たな産業の創出の可能性につながると考えられるため。 ③年度末の実績累計により把握する。 ④令和3年度以降、新規事業創出について、市が支援した実証事業を毎年度2件以上実施することを目標とする
創業サポート長崎の支援による創業者数	221人 (R元年度)	296人 (R7年度)	①長崎市創業支援等事業計画（平成26年6月20日付で国から認定）を実施するチーム体制「創業サポート長崎」（全13機関）が行う支援事業を受けて創業した者の数。 ②創業者が増加することで、地域の関係機関の連携による創業支援体制が充実していると考えられるため。 ③各支援機関の実績報告により把握する。 ④過去の実績を基に、今後の創業者数を毎年度5%増と見込み、296人を目標とする。
個別施策 C2-3 働く世代を中心とした移住を促進し、地域や企業を活性化させます			
成果指標	基準値	目標値	指標の説明
移住者数	344人 (R2年度)	350人 (R7年度)	①市の相談窓口を通して県外から移住した人数。 ②移住者数が増えることで、人に選ばれているという視点につながると考えられるため。 ③毎年度の移住者数の実績により把握する。 ④本市への転入者が減少していく中においても、移住者を安定的に確保していくため、毎年度350人の移住者数を目標とする。
基本施策 C3 次世代につながる農林業を育てます			
成果指標	基準値	目標値	指標の説明
1経営体当たりの農産物販売額	5,000千円 (R2年度)	5,507千円 (R7年度)	①市内農産物の1経営体当たりの販売額。 ②農業者が減少する中、1経営体当たりの農産物販売額が増加することで、農業振興が図られていると考えられるため。 ③毎年度、市場・農協・直売所等に調査を行い把握する。 ④令和7年度の市内産の農産物販売額の目標値54.3億円を農業経営体数986経営体【2020農林業センサス（確定値）】で除した額を目標とする。
個別施策 C3-1 農林業の生産性を高め、次世代を担う多様な経営体を育成します			
成果指標	基準値	目標値	指標の説明
長崎いちご販売量	450.0t (R2年度)	485.0t (R7年度)	①市内産の「長崎いちご」の販売量。 ②市の代表的な施設園芸品目である「長崎いちご」の販売量が増加することで、生産性の向上が図られていると考えられるため。 ③農協系統の販売実績調査により把握する。 ④農協第5次地域農業戦略に基づき、販売量485.0tを目標とする。
花き販売量	2,541千本 (R2年度)	3,000千本 (R7年度)	①市内産の「花き」の販売量。 ②市の代表的な施設園芸品目である「花き」の販売量が増加することで、生産性の向上が図られていると考えられるため。 ③農協系統の販売実績調査により把握する。 ④農協第5次地域農業戦略に基づき、販売量3,000千本を目標とする。
長崎びわ「なつたより」販売量	45.0t (R2年度)	164.0t (R7年度)	①びわの優良品種「なつたより」の販売量。 ②市を代表する地域ブランドである長崎びわ「なつたより」の販売量が増加することで、生産性の向上が図られると考えられるため。 ③農協系統の販売実績調査により把握する。 ④農協第5次地域農業戦略に基づき、販売量164.0tを目標とする。
長崎和牛・出島ばらいる販売量 【暦年】	662.7t (R2年)	663.0t (R7年)	①市内産のブランド和牛「長崎和牛・出島ばらいる」の販売量。 ②素牛価格が高騰する中、代表的な地域ブランドである「長崎和牛・出島ばらいる」の販売量が増加することで、生産性の向上が図られると考えられるため。 ③農協系統の販売実績調査により把握する。 ④農協第5次地域農業戦略に基づき、販売量663.0tを目標とする。
認定新規就農者* 数 【累計】	36人 (R2年度)	58人 (R7年度)	①農業経営基盤強化促進法に基づき、市において認定した新規就農者数。 ②認定した新規就農者が増加することで、意欲ある農業者の育成確保につながると考えられるため。 ③認定数により把握する。 ④第2期長崎市長・ひと・しごと創生総合戦略の策定時に年増加5人（平成26～30年度の認定者増加数の平均値）を目標として設定した令和6年度の目標値53人に、更に5人を加えた数を目標とする。

\* 認定新規就農者

農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受けた新規就農者のこと。

認定農業者*の年間農業所得目標達成率	48.0% (R2年度)	50.0% (R7年度)	①農業経営基盤強化促進法に基づき、市において認定した認定農業者のうち、経営改善計画の年間農業所得目標（400万円）を達成している者の割合。 ②達成率が増加することで、認定農業者の農業経営の向上につながると考えられるため。 ③毎年度認定農業者への調査により把握する。 ④県の「ながさき農林業・農山村活性化計画」において、県全体の認定農業者のうち、農業所得400万円以上の認定農業者の割合が約50%であることから、令和7年度までにその水準まで近づけることを目標とする。
--------------------	-----------------	-----------------	---

### 個別施策 C3-2 安心して農林業を営める環境づくりを進めます

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
農地等保全活動取組対象面積 [累計]	526ha (R2年度)	571ha (R7年度)	①農地等の保全のための、多面的機能支払制度*、中山間地域等直接支払制度*の取組対象面積。 ②取組対象面積が増加することで、農地や施設の適正管理につながると判断できるため。 ③毎年度末の協定締結取組対象面積を集計して把握する。 ④中山間直接支払制度及び多面的機能支払制度に現在取り組んでいない地区への推進を図り、毎年度9ha（多面的機能支払制度7ha、中山間地域等直接支払制度2ha）増を目標とする。
地域ぐるみによる有害鳥獣捕獲隊の設立数 [累計]	107組織 (R2年度)	132組織 (R7年度)	①地域ぐるみによる有害鳥獣捕獲隊設立数。 ②捕獲隊が増加することで、自己防衛による、安心した農業環境の整備につながると考えられるため。 ③毎年度末の捕獲隊の組織結成数により把握する。 ④集落や自治会等单位での組織化の推進により、毎年度5組織増を目標とする。
グリーンツーリズム体験プログラムの参加者数	4,409人 (R2年度)	12,000人 (R7年度)	①農家民泊体験や農漁業体験等、グリーンツーリズム体験の参加者数。 ②ツーリズム体験の参加者数が増加することで、農山漁村の魅力と交流の拡大につながると考えられるため。 ③グリーンツーリズム実践団体への調査により把握する。 ④令和7年度までに、コロナ禍前の12,000人（H28～H30年度平均）まで増加させることを目標とする。
長崎市産材生産量 [累計]	—	28,160m <sup>3</sup> (令和7年度)	①市内の森林から搬出された製材用木材の生産量。 ②生産量が増加することで、林業者の安心した林業の営みにつながると考えられるため。 ③年度末の林業関係団体への聞き取り調査により把握する。 ④計画期間中に、過去3箇年（H30～R2年度平均）の生産量の平均値7,040m <sup>3</sup> を毎年度維持することを目標とする。

### 基本施策 C4 水産業を環境変化に強く活気のある持続可能な産業にします

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
漁業生産量 [暦年]	48,380t (H28～H30年平均)	50,799t (R7年)	①地区内漁業者による各港への水揚げ総量。 ②生産量が増加することで、漁業が活性化していると考えられるため。 ③毎年度県が集計する「漁港港勢調査結果」により把握する。 ④基準値から5%増を目標とする。
長崎市内で売られている水産物について新鮮さ、品数に満足している市民の割合	82.7% (R2年度)	82.7% (R7年度)	①長崎市内で売られている水産物について新鮮さ、品数に満足している市民の割合。 ②満足度が上がることで水産物が市場で安定的に販売されていると考えられるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④直近5ヶ年（H28～R2年度）の最高値である82.7%を各年度の目標とする。

### 個別施策 C4-1 水産業の生産性を高め、次世代を担う多様な経営体を育成します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
新規漁業就業者数	12人 (R元年度)	15人 (R7年度)	①漁業に新規で就業した者の人数。 ②漁業に従事する者が増加することが、水産業の維持・発展につながると考えられるため。 ③年度当初に漁協等の関係団体に照会し把握する。 ④直近5ヶ年（H27～R元年度）の平均が15人であることから毎年度15人を目標とする。
平均漁業所得 [暦年]	1,800千円 (H27～R元年平均)	1,944千円 (R7年)	①浜の活力再生プランによる漁業所得。 ②漁業者の所得が向上することが、水産業の維持・発展につながると考えられるため。 ③プランの達成状況報告により把握する。 ④浜の活力再生プランが5ヶ年で10%を向上させる計画であるため、4年間の計画期間で8%増を目標とする。
機器等の導入件数	20件 (R2年度)	30件 (R7年度)	①水産関係団体等が行う製氷機や水産加工機器等の導入件数。 ②機器等の導入件数が増加することが、水産業者の所得向上及び安定経営につながると考えられるため。 ③持続可能な新水産業創造事業等の実績報告により把握する。 ④基準値から4年間の計画期間中に10件増加させることを目標とする。
ICT等を活用したスマート水産業の取組件数	1件 (R2年度)	3件 (R7年度)	①スマート水産業の取組件数。 ②ICT等を活用した効率的かつ先進的な取組が増加することが、水産業者の安定経営につながると考えられるため。 ③持続可能な新水産業創造事業等の実績報告により把握する。 ④基準値から4年間の計画期間中に2件増加させることを目標とする。

#### \* 認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的で安定した魅力ある農業経営に向けた5年後の経営目標を記した農業経営改善計画を作成し、市町村、県または国から認定を受けた農業者のこと。

#### \* 多面的機能支払制度

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村が有する多面的機能（食料その他の農産物の供給の機能に加え、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など）の維持・発揮を図るための共同活動を支援する制度のこと。

#### \* 中山間地域等直接支払制度

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業の生産条件が不利な地域（中山間地域等）における農業生産活動等を継続するため支援する制度のこと。

### 個別施策 C4-2 水産資源の管理・回復と機能性の高い漁港整備を進めます

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
漁場環境再生活動を行った海域の藻場の被度	43.9% (R元年度)	44.7% (R7年度)	①水産多面的機能発揮対策支援事業*で藻場の再生を行った海域の藻場の被度（藻が覆っている面積の割合）。 ②漁場の再生を行うことで、藻場の被度が維持されていると考えられるため。 ③各年度の事業実績により把握する。 ④直近3ヶ年（H29～R元年度）の最高値44.7%を各年度の目標とする。
漁協取扱漁業生産量	8,739t (R元年度)	8,739t (R7年度)	①沿岸漁業、養殖業など市内8漁協における漁業生産量。 ②漁場環境の保全や種苗の放流、養殖用種苗の分譲等を実施することで漁業生産量が維持されることが考えられるため。 ③市内8漁協の地区内水揚量の合計により把握する。 ④基準値を維持することを目標とする。

### 基本施策 C5 地元農水産物の消費を拡大します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
市内産の農産物販売額	49.3億円 (R2年度)	54.3億円 (R7年度)	①市内産の農産物販売額。 ②販売額が増加することで、農産物の消費拡大が図られていると考えられるため。 ③青果市場・農協・直売所等への調査により把握する。 ④過去3年間（H30～R2年度）の最高値（R元年度）を目標とする。
市内産の水産物販売額	46.7億円 (R2年度)	60.7億円 (R7年度)	①市内産の水産物販売額。 ②販売額が増加することで、水産物の消費拡大が図られていると考えられるため。 ③市内8つの漁業協同組合の報告（漁業協同組合取扱金額）により把握する。 ④過去3年間（H30～R2年度）の最高値（H30年度）を目標とする。
市内産農産物及び加工品購入率	49.5% (R2年度)	50.2% (R7年度)	①代表的な市内産農産物及び加工品の市民の購入率。 ②購入率の増加が、地元農産物の消費拡大につながると考えられるため。 ③ながさきの「食」市民意識調査により把握する。 ④基準値から、過去4年間（H29～R2年度）の平均の伸び率である毎年度0.13%増を目標とする。
市内産水産物及び加工品購入率	49.2% (R2年度)	50.7% (R7年度)	①代表的な市内産水産物及び加工品の市民の購入率。 ②購入率の増加が、地元水産物の消費拡大につながると考えられるため。 ③ながさきの「食」市民意識調査により把握する。 ④基準値から、過去4年間（H29～R2年度）の平均の伸び率である毎年度0.3%増を目標とする。

### 個別施策 C5-1 新たな販路拡大や消費拡大を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
「長崎の魚」の観光客認知度	56.1% (R2年度)	66.1% (R7年度)	①長崎市に魚のイメージがあるかという質問に対し、「強くあった」又は「あった」と回答した観光客の割合。 ②認知度が向上することで、長崎が魚の美味しいまちであるというイメージが高まっていると考えられるため。 ③長崎市国内観光客動向調査により把握する。 ④令和2年度を基準値とし、毎年度2%の増を目標とする。
長崎いちごの販売額	6.3億円 (R2年度)	6.6億円 (R7年度)	①長崎いちごの販売額。 ②販売額が増加することで、地元農産物の消費拡大が図られていると考えられるため。 ③農協への調査により把握する。 ④農協第5次地域農業戦略に基づく販売量485tに販売単価1,363円/kg（H28～R2年度の平均値）を乗じて得た額を目標とする。
花き販売額	2.0億円 (R2年度)	2.3億円 (R7年度)	①花き販売額。 ②販売額が増加することで、地元農産物の消費拡大が図られていると考えられるため。 ③農協への調査により把握する。 ④農協第5次地域農業戦略に基づく販売量3,000千本に販売単価77円/本（H28～R2年度の平均値）を乗じて得た額を目標とする。
長崎びわ「なつたより」の販売額	0.7億円 (R2年度)	2.5億円 (R7年度)	①びわの優良品種「なつたより」の販売額。 ②販売額が増加することで、地元農産物の消費拡大が図られていると考えられるため。 ③農協への調査により把握する。 ④農協第5次地域農業戦略に基づく販売量164tに販売単価1,507円/kg（H28～R2年度の異常値を除く平均値）を乗じて得た額を目標とする。
「長崎和牛・出島ばらいろ」の販売額 [暦年]	15.5億円 (R2年)	16.9億円 (R7年)	①市内産のブランド和牛「長崎和牛・出島ばらいろ」（枝肉*）の販売額。 ②販売額が増加することで、地元農産物の消費拡大が図られていると考えられるため。 ③農協への調査により把握する。 ④農協第5次地域農業戦略に基づく販売量663tに販売単価2,546円/kg（H28～R2年の平均値）を乗じて得た額を目標とする。
市内農水産物直売所の売上額	28.9億円 (R元年度)	29.5億円 (R7年度)	①市内農水産物直売所の売上額。 ②売上額が増加することで、地元農水産物の消費拡大が図られていると考えられるため。 ③農協・漁協・直売所への調査により把握する。 ④直近値から、過去5年間（H28～R2年度）の異常値を除く最高値29.4億円（H28年度）を目安として、令和7年度までに29.5億円を目標とする。

#### \* 水産多面的機能発揮対策支援事業

水産業の再生・漁村の活性化を図るため、漁業者等が行う水産業・漁村が持つ多面的機能（国民に安全で新鮮な水産物を安定的に提供する役割に加え、国境監視・海難救助による国民の生命・財産の保全、保健休養・交流・教育の場の提供など）の効果的・効率的な発揮に資する地域の取組を支援する事業のこと。

#### \* 枝肉

と畜した後、皮や頭部、内臓、ひじから下を取り除いた、骨付きの肉のこと。

## 個別施策 C5-2 長崎ならではの食材や食文化に対する意識の醸成を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
市内産農水産物の市民認知度	農産物 79.3% 水産物 88.2% (R2年度)	農産物 81.1% 水産物 88.2% (R7年度)	①市内産農水産物の市民認知度。 ②認知度が向上することで、長崎の食材や食文化に対する理解が深まっていると考えられるため。 ③ながさきの「食」市民意識調査により把握する。 ④認知度が高水準であることから、過去3年間の最高値（農産物はH30年度、水産物はR2年度）を目標とする。

## まちづくりの方針D

## 私たちは「環境と調和した持続可能なまち」をめざします

## 基本施策 D1 脱炭素社会の実現をめざします

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
市域から排出される温室効果ガスの排出量	1,993千 t-CO2 (H30年度)	1,490千 t-CO2 (R7年度)	①長崎市内から排出される温室効果ガスの量。 ②温室効果ガスの排出量の特徴を把握し、適切な温暖化対策を行うための指標となるため。 ③毎年度の温室効果ガス排出量算定により把握する。 ④長崎市地球温暖化対策実行計画における令和12年度の目標値を平成19年度比43%削減としており、その目標値から勘案して、基準値から25.2%削減を目標とする。
電気自動車（EV）及びプラグインハイブリッド自動車（PHEV）の市内普及率	0.37% (R元年度)	3.76% (R7年度)	①走行時に二酸化炭素の排出がほとんどない電気自動車（EV）とプラグインハイブリッド自動車（PHEV）の市内普及率。 ②脱炭素社会構築に向けて、自動車における温室効果ガス排出量削減を推進するにあたって成果を把握することができる指標であるため。 ③長崎県年間統計及び九州運輸局統計情報の各県別低公害車保有台数等により把握する。 ④長崎市地球温暖化対策実行計画における令和12年度の「野心的数値目標」を20～25%としており、その目標値から勘案して、基準値から3.39%増加を目標とする。

## 個別施策 D1-1 地球温暖化対策の取組みを進めます

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
市域から排出される温室効果ガスの排出量	1,993千 t-CO2 (H30年度)	1,490千 t-CO2 (R7年度)	①長崎市内から排出される温室効果ガスの量。 ②温室効果ガスの排出量の特徴を把握し、適切な温暖化対策を行うための指標となるため。 ③毎年度の温室効果ガス排出量算定により把握する。 ④長崎市地球温暖化対策実行計画における令和12年度の目標値を平成19年度比43%削減としており、その目標値から勘案して、基準値から25.2%削減を目標とする。
市役所から排出される温室効果ガスの排出量	73,096t (R元年度)	55,347t (R7年度)	①市役所の事務及び事業を実施するにあたって排出される温室効果ガス排出量。 ②持続可能な脱炭素社会を構築し、実効性のある地球温暖化対策を進める上で市役所自らの温室効果ガスの排出量を把握し、市民、事業者等に率先した対策を講じていく必要があるため。 ③各課から収集した電気、ガス、その他燃料使用量等のデータを基に算定を行う。 ④長崎市地球温暖化対策実行計画における令和12年度の目標値を平成19年度比46%削減としており、その目標値から勘案して、基準値から24.3%削減を目標とする。

## 個別施策 D1-2 再生可能エネルギーの地産地消の推進と地域の活性化を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
公共施設の太陽光発電設備の導入箇所数	56施設 (R2年度)	76施設 (R7年度)	①庁舎や学校等の市有公共施設への設備の設置件数。 ②市有公共施設における再生可能エネルギーの導入実績を把握する指標となるため。 ③所管課への導入実績調査により把握する。 ④長崎市地球温暖化対策実行計画における令和12年度の目標を209の公共施設のうち約50%にあたる105の施設への導入としており、その目標値から勘案して、基準値から20箇所増を目標とする。

## 基本施策 D2 資源を守り大切にする社会の実現をめざします

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
1人1日当たりのごみ排出量	971g (R元年度)	952g (R7年度)	①ごみの総排出量を1人1日当たりに換算した数値（ごみの総排出量/人口/365日）。 ②ごみの排出量が減少することで、4Rの推進が図られていると考えられるため。 ③ごみ処理統計により把握する。 ④平成30年度の中核市平均値を目標値に設定する。
リサイクル率	13.5% (R元年度)	18.9% (R7年度)	①一般廃棄物総排出量に対する資源化量の割合。 ②ごみの減量と適正分別の成果を表すと考えられるため。 ③ごみ処理統計により把握する。 ④平成30年度の中核市平均値を目標値に設定する。

個別施策 D2-1 ごみ排出量の削減とリサイクルを推進します			
成果指標	基準値	目標値	指標の説明
4Rを実践している人の割合	76.3% (R元年度)	81.3% (R7年度)	①「4Rに取り組んでいますか」の問いに「4R全てに取り組んでいる」、「一部取り組んでいる」と回答した人の割合。 ②4Rに関する取り組みを実践している人の割合が増えることで、ごみ減量及びリサイクルの推進が図られていると考えられるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④令和元年度長崎市第三次環境基本計画に係る市民意識調査時に「今後実践する」「実践するつもりはない」「わからない」と回答した人の割合(23.7%相当)を「実践している」状態となるように令和7年度までに基準値から5%増することを目標とする。
適正な分別がなされず、リサイクルされないごみの割合	18.5% (R元年度)	13.5% (R7年度)	①燃やせるごみ及び燃やせないごみに含まれるリサイクル可能な資源物の割合。 ②適正な分別とリサイクルの成果を表すと考えられるため。 ③組成分析調査により把握する。 ④1年当たり1%削減を目標として目標値を設定する。
個別施策 D2-2 廃棄物の適正処理と処理施設の整備を進めます			
成果指標	基準値	目標値	指標の説明
最終処分場の年間埋立量	22,485t (R元年度)	20,637t (R7年度)	①最終処分場に持ち込まれる不燃ごみが1年間に埋め立てられる総量。 ②廃棄物の適正処理により、埋め立てられる不燃ごみなどが抑制されることにつながるため。 ③最終処分場で集計される数値により把握する。 ④最終処分場を令和79年まで使用したい。そのためには令和7年度までの埋立量は20,637tまでに抑えることを目標とする。(計画期間中は前年度比年間約1.4%減を目標。)
基本施策 D3 豊かな地域環境を守り活かします			
成果指標	基準値	目標値	指標の説明
森林整備面積(植林、枝打ち、間伐等) [累計]	—	920ha (R7年度)	①森林の整備面積。 ②森林保全の程度を把握できるため。 ③林業関係団体からの聞き取り調査により把握する。 ④計画期間中に、毎年230haの整備面積を維持することを目標とする。
ホタル飛翔定点確認割合	97.5% (R元年度)	100% (R7年度)	①定点のうちホタルの飛翔が確認できた箇所数の割合。 ②ホタル飛翔の確認割合が増加することで、川の水、周辺の空気、餌となる生物の生息など、自然環境の保全が図られていると考えられるため。 ③定点調査により把握する。 ④全調査地点においてホタルが観測できることを目標とする。
大気汚染物質、公共用水域の水質及び自動車騒音の環境基準達成率	94.9% (R元年度)	100% (R7年度)	①大気(大陸からの越境汚染や濃さに影響される監視項目である光化学オキシダントや浮遊粒子状物質、微小粒子状物質(PM2.5)を除く)・水質・騒音の常時監視地点における環境基準達成の割合。 ②環境基準を達成することが、良好な生活環境の確保につながると考えられるため。 ③国のマニュアルに基づき測定を行い把握する。 ④毎年向上させ、最終的に100%を目標とする。
個別施策 D3-1 豊かな自然環境を保ち、自然との共生を図ります			
成果指標	基準値	目標値	指標の説明
森林整備面積(植林、枝打ち、間伐等) [累計]	—	920ha (R7年度)	①森林の整備面積。 ②森林保全の程度を把握できるため。 ③林業関係団体からの聞き取り調査により把握する。 ④計画期間中に、毎年230haの整備面積を維持することを目標とする。
ホタル飛翔定点確認割合	97.5% (R元年度)	100% (R7年度)	①定点のうちホタルの飛翔が確認できた箇所数の割合。 ②ホタル飛翔の確認割合が増加することで、川の水、周辺の空気、餌となる生物の生息など、自然環境の保全が図られていると考えられるため。 ③定点調査により把握する。 ④全調査地点においてホタルが観測できることを目標とする。
個別施策 D3-2 大気環境や公共用水域の水環境などを良好に保ちます			
成果指標	基準値	目標値	指標の説明
大気中の二酸化窒素濃度	0.018ppm (R元年度)	0.012ppm (R7年度)	①大気環境測定局が測定する大気中の二酸化窒素の濃度。 ②代表的な大気汚染物質である二酸化窒素濃度により、大気汚染状況が把握できるため。 ③国のマニュアルに基づき測定を行い把握する。 ④基準値から毎年0.001ppmずつ向上させることを目標とする。
大気中の非メタン炭化水素濃度	0.13ppm (R元年度)	0.07ppm (R7年度)	①大気環境測定局が測定する大気中の非メタン炭化水素濃度。 ②大気汚染物質に関連する非メタン炭化水素濃度により、大気汚染状況が把握できるため。 ③国のマニュアルに基づき測定を行い把握する。 ④基準値から毎年0.01ppmずつ向上させることを目標とする。

## 基本施策 D4 環境意識・行動の定着を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
環境活動に参加した市民の割合	37.8% (R2年度)	48.0% (R7年度)	①環境活動に参加した市民の割合。 ②環境活動に参加した市民が増えることで、自発的な環境活動の実践が図られていると考えられるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④令和2年度(約38%)を基準に毎年2%増を目標とする。

## 個別施策 D4-1 環境に対する当事者意識の醸成を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
環境学習等への参加者数	29,678人 (R元年度)	33,000人 (R7年度)	①親子環境教室や施設見学等の環境学習、あぐりの丘、市民の森、科学館、ペンギン水族館等で開催されている観察会や体験学習、及び市立小中学校において実施する環境講座等への参加者数。 ②参加者数が増えることで、環境学習を行う市民が増え、環境意識の醸成が進むと考えられるため。 ③年度末の実績を把握する。 ④基準値(R元年度)から毎年550人増を目標とする。
環境学習に取り組む小中学校数	55校 (R2年度)	80校 (R7年度)	①総合的な学習の時間において環境学習に取り組む市内小中学校数。 ②実施校が増えることで環境教育が進んでいると考えられるため。 ③市内小中学校を対象に市教育委員会が行うアンケートから、年度末の実績を把握する。 ④基準値(R2年度)から毎年5校増を目標とする。

## 個別施策 D4-2 環境行動を促し、生活様式として定着させます

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
環境保全団体メンバー数	59,283人 (R2年度)	61,800人 (R7年度)	①市民ネットワーク「ながさきエコネット」登録メンバー数及びアダプトプログラム*参加者数を合算。 ②人数が増えることで、環境行動を実践する市民が増加していると考えられるため。 ③年度末時点における数値を把握する。 ④基準値(R2年度)から毎年500人増を目標とする。
環境活動に取り組んだ児童生徒の割合	76.4% (R2年度)	81.0% (R7年度)	①環境活動に取り組んだ児童生徒の割合。 ②環境活動に取り組む児童生徒が増えることで、自発的な環境保全活動の実践が図られていると考えられるため。 ③市内小中学校を対象に市教育委員会が年度末に行うアンケートにおいて環境活動に取り組む市内小中学生数を把握する。 ④基準値(R2年度)から毎年1%増を目標とする。

## まちづくりの方針E

私たちは「だれもが安全安心で快適に暮らし続けられるまち」をめざします

## 基本施策 E1 地域の連携・協力を促進し、防災体制の充実を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
自主防災組織活動カバー率	69.3% (R2年度)	76.8% (R7年度)	①世帯数でみた自主防災組織のカバー率。 ②全世帯数のうち自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数の割合が増えることで自主防災の広がりを把握できるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④令和2年度の全国都道府県単位での平均値84.3%を第五次総合計画の最終年度までの目標とし、前期基本計画では毎年度1.5%増の76.8%を目標値とする。
火災発生件数 [暦年]	80件 (R2年)	70件 (R7年)	①市内で1年間に発生した火災の発生件数。 ②市民等への防火意識の啓発活動及び防火訓練の成果として、火災の発生件数が減少すると考えられるため。 ③消防統計により把握する。 ④過去の火災発生件数において、令和元年の75件が最も低い件数であることから、この件数を下回ることを目標として、目標値を70件とした。
防火防災に関する訓練等の件数	3,381件 (R元年度)	4,000件 (R7年度)	①市民防火組織や事業所、自治会等が1年間に実施する訓練・研修等の件数。 ②実施成果として、市民の防火防災意識及び自助、共助意識の向上が図られると考えられるため。 ③消防統計により把握する。 ④コロナ禍前の水準まで回復することを目標として、過去最高件数であった平成30年度の件数(4,006件)を目安に、目標値を設定した。

## 個別施策 E1-1 都市の防災機能向上を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
河川整備事業進捗率(江川川、大井手川)	78.3% (R2年度)	95.2% (R7年度)	①事業進捗率。 ②河川整備が進捗することで防災力が向上するため。 ③総事業費に占める事業費累計の割合。 ④年次計画による令和7年度の事業進捗率を目標とする。

\* アダプトプログラム

アダプト(ADOPT)とは「～を養子にする」という意味で、長崎市内の道路、公園、河川、文化財等の公共空間を養子と見立て、企業・自治会等の団体が公共空間の里親として長崎市に登録し、協働して地域の環境美化活動を行うもの。

長崎市においては、平成13年度から市民協働環境美化推進事業として実施している。

## 個別施策 E1-2 消防力を充実します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
出火率 [暦年]	1.93件 (R2年)	1.79件 (R7年)	①人口1万人あたりの出火件数。 ②各種火災予防の取組みにより出火率の低減が図れると考えるため。 ③消防統計により把握する。 ④長崎市の出火率は全国平均2.95件を大きく下回っている状況であり、過去10年間で最も低かった出火率1.79件を目標値とする。
初期消火実施率 [暦年]	69.0% (H23～R2 年平均)	79.0% (R7年)	①火災件数に対する初期消火実施の割合。 ②市民の防火意識の向上により、初期消火実施率の上昇につながると考えるため。 ③年間の実績により把握する。 ④過去10年間の初期消火実施率の平均値69.0%を基準とし、10%の上昇を目標とする。
消防団員の充足率	88.6% (R2年度)	100% (R7年度)	①消防団員の定員数に対する現員数の割合。 ②消防団員が増えることにより、地域の消防体制が強化されるため。 ③4月1日時点の現員数により把握する。 ④令和7年度までに消防団の充足率100%を目標とする。

## 個別施策 E1-3 市民の防火・防災力向上を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
防災メール・防災アプリの登録者数	92,000人 (R2年度)	142,000人 (R7年度)	①防災メール・市と連携した民間の防災アプリの登録者数。 ②登録者数が増えることで、防災情報をいち早く取得できる市民が増えるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④毎年度10,000人の増加を目指し、142,000人を目標とする。
地域と連携した避難所がある中学校区数	23校区 (R2年度)	37校区 (R7年度)	①連携した避難所運営・開設をする避難所がある中学校区数。 ②大雨や台風接近時に事前に開設する避難所が概ね各中学校区に1か所から2か所あり、地域に偏りが出ないよう全中学校区で地域と連携した避難所運営事業を進めていく必要がある。これにより、自助・共助・公助の精神のもと、互いに連携した避難所の運営体制が構築されるとともに、迅速かつ安心して地域住民が避難できると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④市内全中学校区（37校区）を目標とする。
地域の防火防災訓練実施率	18.0% (R2年度)	100% (R7年度)	①令和2年度以降に防火防災訓練を実施した自治会の割合。 ②平成24年度から令和元年度までの間に市内約980の全自治会で1回以上訓練を実施する目標を達成（実施率100%）したが、訓練を継続することが、地域の防火防災力向上につながると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④令和7年度までに再度全ての自治会で防火防災訓練を実施することを目標とする。

## 基本施策 E2 犯罪、交通事故のない地域づくりを進めます

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
人口10万人当たりの刑法犯認知件数（犯罪率） [暦年]	295件 (R元年)	191件 (R7年)	①人口10万人当たりの犯罪発生件数を表すもの。 ②犯罪発生状況により、安全・安心なまちづくりを評価できると考えられるため。 ③警察から提供を受けた数値を基に、推計人口を用いて算出する。 ④過去5年間の平均対前年減少率（7%）を維持することを目標とする。
長崎市を犯罪が少ないまちであると 感じる市民の割合	87.8% (R元年度)	90.0% (R7年度)	①犯罪が少ないと感じる市民の割合。 ②安全・安心なまちづくりを評価する指標の一つと考えられるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④令和7年度に90.0%になることを目標とする。
交通事故死者数 及び重傷者数 [暦年]	114人 (R2年)	84人 (R7年)	①交通事故発生から24時間以内に死亡した人及び30日以上治療を要する負傷をした人の合計。 ②死亡及び重傷といった命に関わる重大な事故の発生状況により、本市の交通安全を評価することができると考えられるため。 ③警察の交通統計により把握する。 ④死者数の指標を第10次交通安全計画の目標8人から1人減した7人、重傷者数の指標を過去8年間の平均対前年減少率（6%）を維持した77人とし、この合計である84人以下を目標とする。

## 個別施策 E2-1 地域の防犯、交通安全活動を推進します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
青色回転灯防犯パトロール*活動 団体数	20団体 (R2年度)	23団体 (R7年度)	①青色回転灯装備車による防犯パトロールを行っている団体数。 ②団体が増加することで、地域の防犯力が高まっていると考えられるため。 ③警察への照会により把握する。 ④令和7年度に23団体になることを目指し、基準値から2年度ごとに1団体の増を目標とする。
子どもを守るネットワークパトロール 実施回数	4,478件 (R2年度)	6,200件 (R7年度)	①子どもを守るネットワークパトロール実施回数。 ②実施回数の維持により、子どもの安全を地域で見守る活動が定着していると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④コロナ禍で縮小している活動を平常時の水準まで回復、維持することを目指す。

### \* 青色回転灯防犯パトロール

自主防犯パトロールのうち、青色の回転灯を装備した自動車（通称：青パト）を用いて行うパトロール。一般自動車への回転灯装備は法令で禁止されているが、警察から自主防犯パトロールを適正に行うことができると証明を受けた団体は装備が認められる。

視認性が高く、天候に左右されずに広範囲をパトロールできることから、高い犯罪抑止効果が期待できる。青色防犯パトロールともいう。

少年補導委員の年間活動実施率	88.0% (R元年度)	90.0% (R7年度)	①少年補導委員の中学校区ごとの年間活動実施率の全体での平均。 ②少年補導委員の定期的な活動を維持することで、青少年の非行防止と健全育成が図られると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④12ヵ月毎月活動した場合を100%として、全体での平均が90%を維持できることを目標とする。
保育施設等における交通安全教室実施割合	92.0% (R2年度)	97.0% (R7年度)	①保育施設等における交通安全教室の実施割合。 ②交通安全教室を実施する施設が増えることで、地域における交通安全意識を高めることに繋がると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④毎年度、実施施設を1～2箇所増やすことで、交通安全教室実施施設の割合を1%ずつ上昇させることを目指す。

### 個別施策 E2-2 犯罪被害、交通事故の相談・支援体制の充実を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
犯罪被害者等支援相談により支援につながった人数	5人 (R元年度)	10人 (R7年度)	①犯罪被害者等支援の総合相談窓口で犯罪被害者等に対する支援を行った人数。 ②犯罪被害者等を確実に支援につないでいくことにより、支援体制の充実が図られると考えられるため。 ③窓口での実績値により把握する。 ④令和3年度に犯罪被害者等支援条例を施行しており、まずは犯罪被害者等として支援を必要とする人数を、過去5年間の凶悪犯*の認知件数から10人と仮定した。今後広報活動に注力することによって、支援が必要な人を確実に支援につないでいくことを目標とする。
犯罪被害者等支援に係る見舞金の申請から支給決定までの平均処理期間	—	4週間(28日) (R7年度)	①犯罪被害者等に対する経済的支援である本市独自の見舞金の支給決定までに要した事務処理期間。 ②犯罪被害者等に対し、1日も早い経済的支援を行うことにより、支援体制が充実していると考えられるため。 ③窓口での実績値により把握する。 ④令和元年度の国における犯罪被害者等給付金の支給は申請から約7.8か月を要しているが、本市独自の取り組みとして支給する見舞金では、関係機関との連携を強化することにより、支給決定までの期間短縮を図り、4週間以内に交付を決定することを目標とする。

### 基本施策 E3 安心できる消費生活環境をつくります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
消費生活相談窓口の認知度	78.8% (R2年度)	83.1% (R7年度)	①消費生活相談窓口があることを知っている市民の割合。 ②相談窓口を知っていることが安全で安心な消費生活につながると考えられるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④消費者庁が実施した令和元年度消費者意識基本調査における「消費生活センターの認知度」と同じ83.1%まで上昇させることを目標とする。
消費者トラブルにあわないように注意している市民の割合	89.8% (R2年度)	94.9% (R7年度)	①消費者トラブルにあわないように注意している市民の割合。 ②市民が自発的にトラブル防止に動いている状態を図ることができると考えられるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④後期も含めた令和12年度までに100%となるように、令和7年度94.9%まで上昇させることを目標とする。

### 個別施策 E3-1 消費者トラブルから市民を救済します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
救済率	97.0% (R2年度)	97.0% (R7年度)	①消費生活相談において助言等により救済できた割合。 ②増加することで、消費者被害から救済されていると考えられるため。 ③消費生活相談統計から算出。 ④過去5か年(H28～R2年度)の最高値97.0%を維持することを目標とする。
連携相談数	30件 (R元年度)	69件 (R7年度)	①他機関と連携した相談件数。 ②増加することで支援の必要がある人を掘り起こし相談につなげることができていると考えられるため。 ③消費生活相談統計から算出。 ④高齢者等を見守る仕組みとして長崎市消費者安全確保地域協議会を設置したことから、過去5か年(H27～R元年度)の65歳以上の相談件数に令和元年度から令和7年度の高齢者数の伸び率から推計した件数を基準値から増加させることを目標とする。

### 個別施策 E3-2 消費者被害を防止します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
講座の受講者数	5,012人 (R元年度)	5,062人 (R7年度)	①出前講座・暮らしの講座の受講者数の合計。 ②受講者数が増えることで、自立した消費者をめざす市民が増えると考えられるため。 ③各講座の受講者数により把握する。 ④減少傾向(過去5年間平均▲6%)に歯止めをかけ、基準値から1%増加を目標とする。
高齢者向けの出前講座の受講者数	948人 (R元年度)	978人 (R7年度)	①高齢者向けの出前講座の受講者数。 ②消費者被害が最も多い年代である高齢者向けの出前講座の受講者を増やすことが、被害の未然防止に効果的と考えられるため。 ③受講者数により把握する。 ④基準値から3.2%(R元～R7年度の高齢者数の伸び率)増加を目標とする。

\* 凶悪犯

殺人、強盗、放火及び強制性交等をいう。

学校等での講座の実施件数	26件 (R元年度)	44件 (R7年度)	①中学校、高等学校、大学及び専門学校での出前講座の実施件数。 ②社会に出る前の若い世代に対する講座の実施件数が増えることで、自立した消費者の育成が進み、消費者市民社会の実現が図られると考えるため。 ③実施件数により把握する。 ④5年後に市内の対象とする学校等(87校)の約5割で実施されている状態を目標とする。
消費者契約前の相談の割合	12.2% (R2年度)	12.2% (R7年度)	①消費生活相談(苦情)における事前相談の割合。 ②事前相談の割合が増えることは消費者の適正な取引への認知度が高まっていると考えられるため。 ③相談統計により年度末の件数を把握し、割合を算出する。 ④過去5年間の最高値12.2%を維持することを目標とする。

## 基本施策 E4 暮らしやすいコンパクトな市街地を形成します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
各地区が住みやすいと思う市民の割合	72.9% (R元年度)	75.5% (R7年度)	①住みやすいと思っている市民の割合。 ②住みやすいと思う市民が増えることが、暮らしやすいコンパクトな市街地になっていると考えられるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④施策の性質上、すぐに効果が発現することは難しいが、少しずつ増加に転じるものとして、基準値から毎年度0.5ポイント増を目標とする。

### 個別施策 E4-1 安全で暮らしやすい場所に、居住及び都市機能を誘導・維持します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
居住誘導区域*内の人口密度	66.9人/ha (R元年度)	64.8人/ha (R7年度)	①居住誘導区域内1ha当たりの人口密度。 ②立地適正化計画の集約の視点から市街地のコンパクト化を定量的に評価するため。 ③年度末の住民基本台帳(人口)により把握する。 ④立地適正化計画における現況値(H28年度)と目標値(R17年度)の按分により各年の目標値を算定する。

### 個別施策 E4-2 住環境を改善し生活利便性の向上を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
斜面市街地の車道隣接棟数	966棟 (R元年度)	1,102棟 (R7年度)	①斜面市街地における車みち整備事業等により、新たに車道に隣接する建物棟数。 ②車道に隣接する棟数が増加することで、生活利便性が向上すると考えられるため。 ③空地等は、周辺の建物規模を参考に、みなし棟数で換算し、年度末における車道隣接棟数を把握する。 ④車みち整備事業の実績や要望路線等を参考に136棟増加を目標とする。

## 基本施策 E5 安全・安心で快適な住環境をつくります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
住みやすいと思う若年(満39歳以下)の市民の割合	71.0% (R2年度)	76.0% (R7年度)	①長崎市が住みやすいと思う若年(満39歳以下)の市民の割合。 ②多様な住まいの選択肢を提供することで長崎市が住みやすいと思う若年の市民の増加につながると考えられるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④基準値である令和2年度の若年の市民の割合を、全市民の過去5か年平均(76.0%)まで上げることを目標とする。
戸建て住宅の認定長期優良住宅の戸数	236戸 (R2年度)	261戸 (R7年度)	①戸建て住宅の認定長期優良住宅の戸数。 ②長期優良住宅が増えることで、良質な住宅ストックの形成につながると考えられるため。 ③長期優良住宅の年間認定戸数により把握する。 ④認定戸数が基準値から年間5戸増を目標とする。

### 個別施策 E5-1 多様な住まいの選択肢を提供します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
市営住宅への子育て世帯の優先入居戸数[累計]	212戸 (R2年度)	337戸 (R7年度)	①市営住宅への子育て世帯の優先入居を実施した累計戸数。 ②子育て世帯の優先入居を増やすことで、安心して暮らせる子育て世帯が増えると考えられるため。 ③各年度の入居戸数により把握する。 ④過去3年間の優先入居戸数の年平均24戸を上回ることをめざし、基準値から年間平均25戸増を目標とする。
高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合	2.3% (R2年度)	2.7% (R7年度)	①高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合。 ②高齢者向けサービスが提供される住宅の割合が高まることで、高齢者が安心して暮らすことができる住環境整備が進むと考えられるため。 ③サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の整備数により把握する。 ④基準値である令和2年度の2.3%から、令和12年度に3.0%を達成することを目標として令和7年度の目標値を設定する。

### 個別施策 E5-2 安全で安心な民間住宅・建築物の普及を促進します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
住宅の耐震化率	83.3% (R2年度)	90.0% (R7年度)	①市内の住宅の耐震化率。 ②耐震化率が上がることで、市民がより安全な住宅に居住していると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④長崎市耐震改修促進計画に基づく耐震化率を目標とする。

\* 居住誘導区域

人口減少が進む状況においても生活サービスやコミュニティが持続的に確保できるように、居住を誘導していく安全で暮らしやすい区域。

特定空家等の年間解決件数	70件 (R2年度)	75件 (R7年度)	①周囲に影響を与える特定空家等の解決件数。 ②老朽危険建築物から特定空家等へと対象を広げ対処療法的取組みから予防措置も含めた取組みに見直すことで、空家に起因する問題を解決し、市民の安心につながると思われるため。 ③特定空家等の除却及び改善件数の合計により把握する。 ④令和元年度以前の5か年平均55件に対し、20件増の年75件を目標とする。
空き家・空き地情報バンクの登録件数 [累計]	87件 (R2年度)	200件 (R7年度)	①空き家・空き地情報バンクに登録された累計件数。 ②多くの空き家・空き地の情報が登録され、その周知を図ることで、空き家の活用や移住・定住の機会の増加につながると思われるため。 ③空き家・空き地情報バンクに登録された件数により把握する。 ④過去3か年の平均新規登録約20件を維持し、基準値から約100件増を目標とする。
特殊建築物の建築設備の定期報告の提出率	69.9% (R2年度)	80.0% (R7年度)	①特殊建築物の建築設備の定期報告の提出率。 ②定期報告制度の普及を促進することで、施設の安全性を維持・管理することにつながると思われるため。 ③点検を実施して市へ報告する定期報告の件数により実施した施設数を把握する。 ④基準値から約10%の増加を目標とする。

## 基本施策 E6 車や公共交通による移動の円滑化を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
広域幹線道路の整備延長 [累計]	0km (R2年度)	8.6km (R7年度)	①広域幹線道路において、整備を実施した延長。 ②整備が実施されることで、道路の安全性、快適性の向上に寄与するため。 ③年度末の累計により把握する。 ④令和2年度時点で計画されている道路整備延長を目標とする。
公共交通機関が利用しやすいと感じる市民の割合	63.2% (R2年度)	63.2% (R7年度)	①市民意識調査で公共交通機関が利用しやすいと感じる市民の割合。 ②公共交通機関が利用しやすい環境を整えることで、公共交通の利用促進に寄与すると考えられるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④基準値を維持することを目標とする。

### 個別施策 E6-1 良好な道路ネットワークを形成します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
主要地点道路混雑度（大神宮交差点）	1.44 (R2年度)	1.00 (R7年度)	①主要地方道長崎畷刈線の大神宮交差点において、現状の道路条件等のもとで通過できる乗用車の最大数に対する交通量の比率。 ②比率が下がることで、道路整備による交通混雑の解消が図られると考えられるため。 ③交通量調査により把握する。 ④計画時の設計どおりの交通量で利用されていることを表す「1.00」を目標とする。
補助幹線道路の進捗率	53.4% (R2年度)	73.3% (R7年度)	①整備中の補助幹線道路6路線の進捗率。 ②補助幹線道路の整備が進むことで、良好な道路ネットワークの形成に寄与すると考えられるため。 ③年度末の事業進捗率により把握する。 ④令和7年度までの計画進捗率である73.3%を目標とする。

### 個別施策 E6-2 公共交通を維持します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
市民1人当たりの路面電車と路線バスの年間利用回数	128.3回 (R2年度)	128.3回 (R7年度)	①主たる公共交通機関である路面電車と路線バスの年間利用者数を人口で除した値。 ②1人当たりの利用頻度を維持することは、公共交通ネットワークの維持確保につながると思われるため。 ③住民基本台帳及び交通事業者への聞き取りにより把握する。 ④基準値はコロナ禍の影響を受けた値であるが、今後も新たな生活スタイルが持続するなかで公共交通を確保していくにあたり、基準値を下回らないようにする事を目標とする。

## 基本施策 E7 安全・安心で快適な道路・公園をつくります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
道路や公園などの整備により、安心して暮らせるまちと感じる人の割合	58.8% (R2年度)	59.8% (R7年度)	①5年前に比べ、道路や公園などの整備により、安心して暮らせるまちになったと感じる人の割合。 ②安全・安心で快適な道路・公園の整備等を行うことが、安心して暮らせるまちの形成に寄与すると考えられるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④過去5年間の増加率を踏まえ、基準値から1ポイント増を目標とする。

### 個別施策 E7-1 だれもが安全・安心で快適に利用できる道路をつくります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
補修工事を実施した橋梁数 [累計]	67橋 (R2年度)	128橋 (R7年度)	①橋梁長寿命化修繕計画に基づき修繕工事を実施した橋梁数。 ②計画的かつ予防的な管理を行うことで、橋梁の安全性が確保されると考えるため。 ③年度末の累計により把握する。 ④橋梁長寿命化修繕計画において修繕が必要と判断された橋梁数を目標とする。
無電柱化が完了した路線数（市道） [累計]	30路線 (R2年度)	36路線 (R7年度)	①無電柱化が完了した路線数。 ②無電柱化を行うことにより、市道の安全性や景観性の向上が図られるため。 ③年度末の累計により把握する。 ④計画路線のうち、6路線の実現を目標とする。

個別施策 E7-2 だれもが安全・安心で快適に利用できる公園をつくります			
成果指標	基準値	目標値	指標の説明
長寿命化した公園数 [累計]	142箇所 (R2年度)	198箇所 (R7年度)	①公園施設長寿命化計画に基づき再整備を行った公園数。 ②だれもが安全・安心に利用できる公園に再整備することで、利用者が増え、市民や観光客の満足度が高まると考えられるため。 ③年度末における再整備済みの公園数の累計により把握する。 ④公園施設長寿命化計画において長寿命化が必要とされた公園数を目標とする。

## 基本施策 E8 水道水を安定して供給し、下水を適正に処理します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
水道管（基幹管路）の耐震化率	55.9% (R2年度)	57.0% (R7年度)	①基幹管路（導水管、送水管、配水本管）のうち、耐震性がある材質と継手により構成された管路延長の総延長に対する割合。 ②耐震化率が向上することにより、安定給水につながるため。 ③毎年度末の数値を把握する。 ④今後の施設整備計画に基づき、基準値から1.1ポイント増を目標とする。
汚水管(コンクリート管)の管更生率	22.9% (R2年度)	30.0% (R7年度)	①コンクリート製汚水管の総延長に対する管更生を実施した延長の割合。 ②管更生率が向上することにより、下水道の機能が維持されるため。 ③毎年度末の数値を把握する。 ④「ストックマネジメント計画*」に基づき、基準値から7.1ポイント増を目標とする。

## 個別施策 E8-1 いつでも安心な水を市民に届けます

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
水道管（基幹管路）の耐震化率	55.9% (R2年度)	57.0% (R7年度)	①基幹管路（導水管、送水管、配水本管）のうち、耐震性がある材質と継手により構成された管路延長の総延長に対する割合。 ②耐震化率が向上することにより、安定給水につながるため。 ③毎年度末の数値を把握する。 ④今後の施設整備計画に基づき、基準値から1.1ポイント増を目標とする。
配水池耐震化率	39.3% (R2年度)	42.3% (R7年度)	①配水池のうち高度な耐震化がなされている施設容量の全配水池*容量に対する割合。 ②耐震化率が向上することにより、安定給水につながるため。 ③毎年度末の数値を把握する。 ④今後の施設整備計画に基づき、基準値から3.0ポイント増を目標とする。
浄水施設の耐震化率	19.4% (R2年度)	63.8% (R7年度)	①全浄水場の浄水施設能力に対する耐震化された浄水施設能力の割合。 ②この割合が増えることにより、震災時でも安定的な浄水処理が可能となるため。 ③毎年度末の数値を把握する。 ④「浄水施設耐震化計画*」に基づき、基準値から44.4ポイント増を目標とする。

## 個別施策 E8-2 汚水と雨水を適正に処理し、健全な水環境を守ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
汚水管(コンクリート管)の管更生率	22.9% (R2年度)	30.0% (R7年度)	①コンクリート製汚水管の総延長に対する管更生を実施した延長の割合。 ②管更生率が向上することにより、下水道の機能が維持されるため。 ③毎年度末の数値を把握する。 ④「ストックマネジメント計画」に基づき、基準値から7.1ポイント増を目標とする。
鉄蓋交換率	69.6% (R2年度)	72.3% (R7年度)	①公共下水道施設における人孔*・樹*の総数に占める密閉、浮上防止型鉄蓋の割合。 ②鉄蓋から雨水等の浸入を防止することで、下水処理の負担が軽減されるため。 ③毎年度末の数量を把握する。 ④今後の取替計画に基づき、基準値から2.7ポイント増を目標とする。

## まちづくりの方針F

私たちは「みんなで支え合い、だれもが健康にいきいきと暮らせるまち」をめざします

## 基本施策 F1 人権が尊重され、様々な分野で男女が参画するまちをめざします

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
この1年間に人権に関していやな思いをしたり、不当な扱いを受けたことがない市民の割合	74.3% (H28～R2年度平均)	75.0% (R7年度)	①この1年間に人権に関していやな思いをしたり、不当な扱いを受けたことがない市民の割合。 ②割合が増えていることにより人権啓発が図られていると考えられるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④毎年少しでも増加させることをめざし、令和7年度には75.0%とすることを目標とする。
社会全体で見ると男女平等であると感じている市民の割合	27.7% (H28～R2年度平均)	30.5% (R7年度)	①社会全体で見た場合に、男女が平等になっていると感じている市民の割合。 ②割合が増えることで男女共同参画意識の醸成が図られていると考えられるため。 ③市民意識調査の結果により把握する。 ④毎年少しでも増加させることをめざし、令和7年度には30.5%とすることを目標とする。

\* スtockマネジメント計画

下水道施設全体を一体的に捉え、日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止し、計画的な点検・調査及び修繕・改築を行うことにより持続的な下水道機能の確保とライフサイクルコストの低減を図るための計画。

\* 配水池

給水区域の需要量に応じて適切な配水を行うため、浄水を一時貯えるタンク。

\* 浄水施設耐震化計画

耐震診断の結果、耐震性能が不足していることが判明した浄水場などを順次耐震化していくもの。

\* 人孔

下水管を人が清掃、換気、点検、採水等を行うための出入口として設けられる施設。マンホール。

\* 樹

下水管まよの清掃、換気、点検、採水等を目的として設けられる施設。

市の審議会等への女性委員の登用率	23.9% (H28～R2年度平均)	40.0% (R7年度)	①市の審議会等への女性委員の登用率。 ②割合が増えることで、市役所自らが女性の参画に取り組むことを示すとともに、あらゆる場面で女性が参画する社会が実現していると考えられるため。 ③年度末の実績値により把握する。 ④附属機関の男女の比率が一方に偏らないよう努める(片方の性の委員の比率が40%未満にならないように配慮する)市の方針を目標とする。
------------------	-----------------------	-----------------	--

## 個別施策 F1-1 人権啓発を推進します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
人権問題講演会、講座、研修会への参加者数	1,320人 (H28～R元年度平均)	1,400人 (R7年度)	①市等が主催する人権問題講演会、中小規模講座、人権啓発研修会、出前講座、長崎人権学の参加者数。 ②めざす姿である市民が正しい知識を得られる状況について、市民が人権に関する各種講座に参加する人数によって測られると考えられるため。 ③講座の参加者の実績値により把握する。 ④コロナ禍前の直近4か年の実績値の平均である1,320人を基準値とし、その約3%である40人を毎年度増加し、令和7年度までに1,400人とすることを目標とする。
人権問題講演会の参加者のうち関心が深まった人の割合	93.0% (H28～R元年度平均)	97.0% (R7年度)	①人権問題講演会のアンケートにおいて、「関心が深まった」と回答した人の割合。 ②参加者の関心が深まることにより、人権について正しい知識を得る機会の創出をできていることが測られると考えられるため。 ③アンケート結果により把握する。 ④講演内容や受講者の傾向から毎年度数値に変動があるため、コロナ禍前の直近4か年平均の約93.0%を基準値とし、平成28年度から令和元年度までのうち最も実績値の高い平成29年度の数値を目標値とする。

## 個別施策 F1-2 人権侵害から市民を守ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
児童虐待相談で改善した割合	87.2% (R2年度)	88.0% (R7年度)	①虐待相談の実件数のうち、相談等の対応により状況が改善したものと専門機関へ引き継ぐ支援をしたものの割合。 ②高い改善率を維持することで、子どもが人権侵害の被害から守られていることにつながると思えるため。 ③相談実績により把握する。 ④ここ10年間で10ポイント以上増加し、高い改善率となっていることから、その改善率87.2%(令和2年度)を維持することを目標とする。
アマランス相談の認知度	44.3% (H30年度)	53.0% (R7年度)	①DV等に関する相談窓口であるアマランス相談の認知度。 ②相談窓口が認知されていくことにより、DV等に関する相談件数が増え、問題解決に向けた支援を行うことで、市民が人権侵害の被害から守られていることにつながると思えるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④平成30年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の、「DVを受けたときの相談窓口として知っているもの」の質問項目において、「長崎市役所(アマランス相談・市民相談)」を回答した割合が44.3%であることから、この数値を基準値として設定する。計画期間中に毎年度3.0%ずつ増加し、令和7年度までに53.0%を達成することを目標とする。

## 個別施策 F1-3 男女共同参画に関する意識の醸成を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
男女共同参画推進センター主催講座の参加者数	4,500人 (H28～R元年度平均)	4,700人 (R7年度)	①男女共同参画推進センター主催講座の受講者数。 ②参加者が増加することで、広く男女共同参画に関する意識の醸成を図ることができるため。 ③参加者数の実績により把握する。 ④新型コロナウイルス感染症拡大により受講者が減少していることから、コロナ禍前の4か年平均(4,500人)を基準値とし、令和7年度までに4,700人となることを目標とする。
DV未然防止のための若年層への予防啓発講座(デートDV防止授業)開催数	22回 (H28～R元年度平均)	23回 (R7年度)	①男女共同参画推進センターが実施しているデートDV防止授業の開催数。 ②若年層からDVに関する正しい知識を身につけることで、深刻なDV被害や加害の予防につながり、広く男女共同参画に関する意識の醸成を図ることができるため。 ③授業の開催実績により把握する。 ④新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、目標値を平成28年度から令和元年度までの4か年平均(22回)を超え、かつ市内にある中学校及び高等学校(市立中学校:41校、市内公立高等学校:8校、市内私立中学校:8校、市内私立高等学校:11校)で学生が3年間に1回は受講できることをめざし、23回を目標値として設定する。

## 基本施策 F2 高齢者が安心して自分らしい暮らしを続けられる地域づくりを進めます

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
高齢者ふれあいサロン実利用者数	2,054人 (R2年度)	2,520人 (R7年度)	①高齢者ふれあいサロンの実利用者数。 ②高齢者ふれあいサロンへの参加者が増えることによる介護予防・生活の質の向上を目指す高齢者の増加につながるため。(コロナ禍で一時期休止する場合でも、実利用者数への影響は少ない) ③高齢者ふれあいサロン実績報告書により実績を把握する。 ④長崎市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画により令和5年度まで見込んでいるサロン数と令和6年度以降の新規開設の鈍化(開設1)及び直近の平均実利用者数から、令和3年度から令和5年度は各134人増、令和6、7年度は各34人増を目標とする。

医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けたいと思う高齢者の割合	69.9% (R元年度)	89.0% (R7年度)	①医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けたいと思う高齢者の割合。 ②①の割合が増えることが住み慣れた地域で暮らし続けることを目指す地域包括ケアシステムの推進につながると考えられるため。 ③「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」により把握する。なお、同調査は3年に1回の調査であるため、毎年実施される市民意識調査において類似の設問を設け、補助代替指標とする。 ④令和元年度に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」において、医療や介護が必要になっても今の住まいに住み続けたいと思う高齢者の割合が69.9%であったことから、市民意識調査の「長崎市にこれからも住み続けたいと思いますか」(そう思う・どちらかと言えばそう思う)の数値89.0%に近づけることを目標とする。
---------------------------------------	-----------------	-----------------	--

### 個別施策 F2-1 地域包括ケアシステムの推進を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明															
高齢者の在宅での死亡率 [暦年]	19.7% (R元年)	25.2% (R7年)	①各年の高齢者死亡者数に占める、病院・診療所等を除く、自宅(老健施設、老人ホームを含む)での死亡者数の割合。 ②高齢者の在宅での死亡率が上がることは、住み慣れた地域で、できる限り人生の最期まで暮らし続けられるよう、医療・介護・生活支援等を一体的に提供する仕組みづくりである地域包括ケアシステムの進捗が図られていると考えられるため。 ③厚生労働省の人口動態調査により把握する。 ④全国平均の水準を目標とする。 <table border="1"> <tr> <td>R元年</td> <td>在宅</td> <td>老健</td> <td>老人ホ</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>長崎市</td> <td>12.6%</td> <td>1.4%</td> <td>5.7%</td> <td>19.7%</td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td>13.6%</td> <td>3.0%</td> <td>8.6%</td> <td>25.2%</td> </tr> </table>	R元年	在宅	老健	老人ホ	計	長崎市	12.6%	1.4%	5.7%	19.7%	全国	13.6%	3.0%	8.6%	25.2%
R元年	在宅	老健	老人ホ	計														
長崎市	12.6%	1.4%	5.7%	19.7%														
全国	13.6%	3.0%	8.6%	25.2%														
地域包括ケアシステムを知っている市民の割合	20.5% (R元年度)	45.0% (R7年度)	①地域包括ケアシステムについて言葉だけではなく、内容も知っている市民の割合。 ②地域包括ケアシステムの理解が進むことにより、高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して生活できると考えられるため。 ③「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」により把握する。なお、同調査は3年に1回の調査であるため、毎年実施される市民意識調査において類似の設問を設け、補助代替指標とする。 ④国が示す基礎項目に長崎市の独自項目を加え令和元年度に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」において、20.5%であったことから年度ごとに5%の上昇を目標とする。															

### 個別施策 F2-2 高齢者の社会参加を促進します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
地域活動支援ボランティアポイント制度*の登録者数	1,075人 (R2年度)	1,912人 (R7年度)	①地域活動支援ボランティアポイント制度の登録者数。 ②地域活動支援ボランティアポイント制度の登録者数が増加することで、ボランティア活動による社会参加や地域貢献により元気でいきいきとした高齢者の増加につながると考えられるため。 ③毎年度の実績で把握する。 ④「長崎市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」策定時の令和2年度見込み値1,185人を基準に、過去の実績に基づき前年比10%の増を目標とする。(長崎市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画期間に定めている目標)
高齢者ふれあいサロン実利用者数	2,054人 (R2年度)	2,520人 (R7年度)	①高齢者ふれあいサロンの実利用者数。 ②高齢者ふれあいサロン参加による介護予防・生活の質の向上を目指す高齢者の増加につながるため。(コロナ禍で一時期休止する場合でも、実利用者数への影響は少ない。) ③高齢者ふれあいサロン実績報告書により実績を把握する。 ④長崎市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画により令和5年度まで見込んでいるサロン数と令和6年度以降の新規開設の鈍化(開設1)及び直近の平均実利用者数から、令和3年度から令和5年度は各134人増、令和6、7年度は各34人増を目標とする。

### 個別施策 F2-3 地域の支援体制を構築します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
認知症サポートリーダー登録者数	175人 (R元年度)	230人 (R7年度)	①認知症サポートリーダー登録者数。 ②認知症を正しく理解し寄り添い支援する認知症サポートリーダーを増やすことで、地域の認知症高齢者や家族の支援につながるため。 ③研修終了後の全登録者数により把握する。 ④過去3年間の実績をもとに令和5年度までは毎年約15人増とし、以降登録者の高齢化による辞退が見込まれるため現状維持を目標とする。

### 個別施策 F2-4 介護サービスの充実を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
地域密着型サービス事業所の整備数	小規模多機能型居宅介護* (看護を含む) 42箇所 認知症対応型共同生活介護* 72箇所 (R2年度)	第9期(R6年~8年度)介護保険事業計画に定める目標値	①地域密着型サービス事業所の整備数(小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護等の整備数)。 ②整備が図られることで、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できると考えられるため。 ③整備実績により把握する。 ④介護保険事業計画に定める数値を目標値とする。

\* 地域活動支援ボランティアポイント制度

高齢者ふれあいサロンの企画・運営や介護施設で入所者の話し相手をするボランティア活動に応じて、はあと屋(障害のある方々が製作された品々を販売する常設店)のお買い物券や現金に交換できるポイントを提供する制度。

\* 小規模多機能型居宅介護

サービス提供事業所への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、事業所へ泊まる「宿泊」の複合的なサービス。

\* 認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者が共同で生活しながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられるサービス。

## 基本施策 F3 障害者が安心して自分らしく暮らせるまちづくりを進めます

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
日中活動系サービスの実利用者数	4,542人 (R2年度)	5,473人 (R7年度)	①日中活動系サービスの実利用者数。 ②日中における就労継続支援や生活介護等の通所系の障害福祉サービス等の利用は、障害者が地域で安心して生活するために必要不可欠な支援であるため。 ③自立支援給付及び障害児通所給付の実績により把握する。 ④長崎市障害福祉計画・障害児福祉計画における指標の伸び率に基づき、令和2年度から毎年度3.8%増を目標とする。
就労移行支援事業所等を通じて一般就労した障害者数	77人 (R2年度)	102人 (R7年度)	①就労移行支援事業所等を通じて一般就労した障害者数。 ②一般就労等に向けた訓練等を行う就労移行支援事業所等からの一般就労者数を増やすことは障害者の自立や生活の安定につながるため。 ③事業所への調査により把握する。 ④令和2年度から毎年度5人増を目標とする。
居住系サービス（グループホーム）の実利用者数	579人 (R2年度)	627人 (R7年度)	①居住系サービス（グループホーム）の実利用者数。 ②共同生活を営むことができるグループホームを利用することで、地域における安全・安心な暮らしの実現につながるため。 ③自立支援給付の実績により把握する。 ④長崎市障害福祉計画・障害児福祉計画における指標の伸び率に基づき、令和2年度から毎年度1.6%増を目標とする。

## 個別施策 F3-1 障害の特性やライフステージに応じた支援の充実を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
障害福祉センター診療所（小児科）の診療待機期間	5.8月 (R2年度)	2月 (R7年度)	①障害福祉センター診療所（小児科）の診療待機期間。 ②障害の早期発見、早期療育を図るために診療待機期間を短縮することが重要であるため。 ③障害福祉センターからの報告により把握する。 ④診療の受け入れ体制の充実を図ることにより診療待機期間を2ヶ月まで短縮することを令和7年度の目標値とする。
障害福祉センター診療所（小児科）等の訓練者数	6,608人 (R2年度)	10,314人 (R7年度)	①障害福祉センター診療所等の訓練者数。 ②訓練者数が増加することで希望に応じた適切な支援を受けられる人が増え、早期療育につながるため。 ③障害福祉センター等からの報告により把握する。 ④過去の実績などから必要訓練者数を算定し、10,314人を令和7年度の目標値とする。
相談支援事業利用者数	45,583人 (R2年度)	65,137人 (R7年度)	①相談支援事業の利用者数。 ②相談者が増加することで、各種障害福祉サービス等の利用が拡がり、福祉の向上につながると考えられるため。 ③各事業所からの報告により把握する。 ④平成30年度から令和2年度の伸び率を勘案し、令和2年度から毎年度7.4%増を目標とする。

## 個別施策 F3-2 障害者の就労や生活の安定を支援します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
障害者の店「はあと屋」の売上額	33,541千円 (R2年度)	37,763千円 (R7年度)	①障害者の店「はあと屋」の売上額。 ②授産製品促進事業である「はあと屋」の売上額のアップは、授産工賃アップにつながるため。 ③「はあと屋」からの報告により把握する。 ④令和2年度の売上額を基準として、平成29年度から令和元年度の伸び率を勘案し、令和2年度から毎年度2.4%増を目標とする。 ※令和2年度の売上額にはコロナ禍を要因とする特殊な売上があり、今後はその売上は見込むことができないため、決算額から当該売上額を除いた額を基準値とする。
就労継続支援A型*事業所の平均工賃（月額）	73,458円 (R2年度)	74,566円 (R7年度)	①障害者就労施設等の平均工賃（月額）。 ②工賃アップは障害者の働く意欲の向上や生活の安定につながると考えられるため。 ③障害者就労施設等の実績を集約することにより把握する。 ④市障害福祉計画・障害児福祉計画の指標の伸び率を用いて、令和2年度からA型は毎年度0.3%、B型は2%増を目標とする。
就労継続支援B型*事業所の平均工賃（月額）	16,464円 (R2年度)	18,177円 (R7年度)	
就労定着支援事業の実利用者数	31人 (R2年度)	56人 (R7年度)	①就労定着支援事業の実利用者数。 ②就労定着支援事業の利用が増加することで、就労を継続することができ、障害者の自立や生活の安定につながると考えられるため。 ③自立支援給付の実績により把握する。 ④令和2年度から毎年度5人増を目標とする。

## 個別施策 F3-3 障害者が安心して暮らせる環境づくりを進めます

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
グループホームの定員数	523人 (R2年度)	723人 (R7年度)	①グループホームの定員数。 ②定員数を増やすことで障害者が安心して生活できる居住の場の確保が図られるため。 ③市における指定事業者のデータにより把握する。 ④平成29年度から令和元年度の伸び率を勘案し、令和2年度から毎年度6.7%増を目標とする。
地域移行・地域定着支援事業の実利用者数	18人 (R2年度)	28人 (R7年度)	①地域移行、地域定着支援事業の実利用者数。 ②利用者を増やすことで、施設入所者等の地域生活への移行が図られるため。 ③自立支援給付の実績により把握する。 ④令和2年度から毎年度2人増を目標とする。

\* 就労継続支援事業所（A型、B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対して、就労の機会の提供及び生産活動等の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う事業所。雇用契約を結ぶA型と雇用契約を結ばないB型がある。

## 基本施策 F4 子どもをみんなで育てる子育てしやすいまちづくりを進めます

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
子育てしやすいまちと思う割合	50.4% (R2年度)	60.0% (R7年度)	①長崎市が子育てしやすいまちかどうかについて、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた就学前児童及び小学生の保護者の割合。 ②出産・子育てしやすい環境を充実させることで、子育てしやすいまちにつながると考えられるため。 ③アンケート調査により把握する。 ④令和7年度に、過去のアンケート結果を超える60%以上の保護者が「子育てしやすいまち」と思うようになることを目標値とし、毎年約1.9%の増を目標とする。
子ども（15歳未満）の人口 【暦年】	47,718人 (R2年)	45,904人 (R7年)	①住民基本台帳に基づく12月31日現在の年少人口。 ②女性の出産可能年齢人口（15～49歳）が減少するなかで、結婚・出産・子育てしやすい環境を充実させることで、子どもの出生数の維持、他都市からの移住につながると考えられるため。 ③市の統計により把握する。 ④「第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における新人口ビジョンの令和7年の年少人口（15歳未満）と同数とし、国立社会保障・人口問題研究所の人口推移予測42,402人を3,502人改善した45,904人を目標値とする。

### 個別施策 F4-1 結婚や妊娠の希望の実現を支援します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
「Wizcon（ウィズコン）ながさき*」におけるマッチング件数	8件 (R元年度) ※6ヶ月間の実績	32件 (R7年度)	①長崎県及び21市町が共同運営する企業間交流事業「Wizcon（ウィズコン）ながさき」におけるマッチング件数。 ②マッチング数が増えることで、結婚を望む独身者の希望の実現につながると考えられるため。 ③「Wizcon（ウィズコン）ながさき」システムにより実績値を把握する。 ④当該事業は、令和元年10月からスタートし、6ヶ月間で8件のマッチングがあったため、この実績を踏まえ、年間16件を基準とし、令和7年度には2倍の32件を目標とする。

### 個別施策 F4-2 母と子の健康を支援します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
妊婦の健康相談対応件数	2,919件 (R元年度)	2,919件 (R7年度)	①妊婦の健康相談対応件数（延件数）。 ②妊娠期の相談支援により、妊娠・出産・子育てへの不安軽減につながると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④母子健康手帳交付数は年々減少する中、交付後の相談対応は増加傾向にあることから、基準値と同数を目標とする。
4か月児健康診査の受診率	98.4% (R2年度)	99.0% (R7年度)	①4か月児健康診査を受診した乳児の割合。 ②健康診査の受診率が高まると、乳児の疾病の早期発見と保護者の育児不安の軽減が図られるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④入院等により受診できない乳児の過去3年間の平均値を除いた数を目標値とする。

### 個別施策 F4-3 子育て支援の充実を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
子育てに不安や負担を感じる割合	46.1% (R2年度)	40.0% (R7年度)	①子育てに不安や負担を感じるかどうかについて、「感じる」と答えた就学前児童及び小学生の保護者の割合。 ②子育てに係る不安や負担を軽減させることで、安心して子どもを育てることができると考えられるため。 ③アンケート調査により把握する。 ④令和7年度に、「子育てに不安や負担を感じる」と思う保護者の割合が、過去のアンケート結果を下回る40%以下になることを目標値とする。
子育て支援センターの延利用者数	21,411人 (R2年度)	45,445人 (R7年度)	①子育て支援センターの子どもの延利用者数。 ②子育て支援センターは、地域の子育て中の保護者等の子育ての負担軽減を目的としていることから、施設の利用者数増加が、地域における子育て支援の充実につながると考えられるため。 ③利用実績により把握する。 ④子ども・子育て支援事業計画に基づく、令和2年度の見込み数を目標とする。 ※事業計画における令和3年度以降の量の見込みは、推計人口の減少等に伴い年々減少すると見込んでいたが、令和2年度の数値を維持することを目標として設定した。
お遊び教室の参加者数	6,648人 (R2年度)	15,327人 (R7年度)	①お遊び教室の参加者数。 ②地域の身近な場所で子どもの遊びや育児について学ぶことを目的としたお遊び教室の参加者数が増加することで、子育てが地域に支えられていると考えられるため。 ③利用実績により把握する。 ④まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる令和6年度の目標値（15,327人）を維持することを目標とする。

### 個別施策 F4-4 子どもを育てやすい環境の充実を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
待機児童数（次年度4月1日時点）	0人 (R元年度)	0人 (R7年度)	①保育所等の入所申込みをしているが、入所できていない保育を必要とする児童の数。 ②待機児童を解消することで、保育需要に対応した供給が図られていると判断されるため。 ③保育所等の申込者数により把握する。 ④待機児童の解消を目標とする。

\* Wizcon（ウィズコン）ながさき

長崎県内の企業や団体に所属する独身者でグループを結成・登録し、他の企業等のグループと交流することができる企業間交流システム

保育内容に満足している保護者の割合	—	80.0% (R7年度)	①保育内容に「満足している」又は「どちらかといえば満足している」と回答した保護者の割合。 ②保育内容に満足している保護者の割合が増えることで、教育・保育の質の向上が図られていると考えられるため。 ③保護者等へのアンケートにより把握する。 ④保護者の満足を概ね得られている状態を80%と想定し目標値とする。
放課後児童クラブ利用可能児童数	7,693人 (R元年度)	8,305人 (R7年度)	①放課後児童クラブを希望どおり利用できる児童数。 ②利用を希望する児童が希望どおり利用できることで、充実した環境のなかで健やかに成長することにつながると考えられるため。 ③毎年度5月1日時点の実績により把握する。 ④第2期子ども・子育て支援事業計画に基づき試算した、令和7年度の利用可能児童数を目標値とする。
放課後子ども教室を実施している小学校区数	49小学校区 (R元年度)	67小学校区 (R7年度)	①放課後子ども教室を実施している小学校区数。 ②放課後子ども教室を実施することで、放課後等を安全・安心に過ごせる活動場所を確保することができ、充実した環境のなかで健やかに成長することにつながると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④全ての児童が放課後等に色々な体験や活動ができる場として、全小学校区で実施することを目標値とする。

## 個別施策 F4-5 ひとり親家庭等の自立を支援します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
ひとり親家庭等自立支援助成を受けた人の数	40人 (R元年度)	52人 (R7年度)	①ひとり親家庭等自立支援助成を受けた人の数。 ②ひとり親家庭等のニーズに応じた就労支援を受けることで、自立した生活につながると考えられるため。 ③年度ごとの助成事業実績により把握する。 ④令和7年度に52人(30%増)にすることを目標とする。

## 基本施策 F5 原爆被爆者の援護を充実します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
被爆者等に関する国への要望事項の実現数 [累計]	—	9項目 (R7年度)	①被爆者等への援護施策の充実に関する国への要望事項の実現数。 ②要望事項が実現されることで、被爆者等の援護が充実すると考えられるため。 ③年度末の要望事項の実現数により把握する。 ④計画期間である4年間に9項目の実現を目標とする。

## 個別施策 F5-1 被爆者が保健・医療・福祉サービスを受けやすい環境を整えます

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
被爆者1人あたりの介護サービス年間利用回数	3.77回 (R2年度)	4.42回 (R7年度)	①被爆者1人あたりの介護サービス年間利用回数。 ②介護サービスの利用回数が増加することにより、サービスを受けやすい環境を整えていると考えられるため。 ③年度末の被爆者数に対する介護サービス等の助成延件数の割合により把握する。 ④過去の実績をもとに、基準値から毎年度0.13回増を目標とする。
被爆者に関する国への要望事項の実現数 [累計]	—	4項目 (R7年度)	①被爆者への援護施策の充実に関する国への要望事項の実現数。 ②要望事項が実現されることで、被爆者の援護が充実すると考えられるため。 ③年度末の要望事項の実現数により把握する。 ④計画期間である4年間に4項目の実現を目標とする。

## 個別施策 F5-2 被爆体験者の救済及び支援事業の充実を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
被爆体験者に関する国への要望事項の実現数 [累計]	—	4項目 (R7年度)	①被爆体験者に関する国への要望事項の実現数。 ②要望事項の実現数が増えることで、事業の改善・充実が進んでいると考えられるため。 ③年度末の要望事項の実現数により把握する。 ④被爆体験者の救済（「被爆体験者支援事業の対象合併症の大幅な拡充」「爆心地から半径12kmの範囲の被爆地域の拡大」）及び被爆体験者支援事業の充実（「受給者証の自動更新」「事業対象外である長崎県外居住及び当時胎児であった被爆体験者に対する精神影響等調査の科学的検証方法の検討及び実施」「助成対象介護保険サービスの拡大」「第二種健康診断内容の充実」「人件費を含めた事業予算の確保」）の項目の中から計画期間である4年間に4項目の実現を目標とする。

## 個別施策 F5-3 被爆実態に関する調査研究を促進します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
原爆被爆者動態調査で判明した死没者データの整備数 [累計]	491件 (R2年度)	1,000件 (R7年度)	①原爆被爆者動態調査により判明した死没者情報のデータ整備件数。 ②死没者データの整備を行うことで人的被害の実態を明らかにすることができると考えられるため。 ③死没者データの整備数により把握する。 ④過去の平均整備数を維持し、令和3年度から令和7年度までに累計約500件のデータ整備を目標とする。
被爆二世に関する国への要望事項の実現数	—	1項目 (R7年度)	①被爆二世のがん検診の実施に関する国への要望事項の実現数。 ②高齢化によりがんへの不安が増しており、がん検診の健康診断追加を国へ求めているため。 ③年度末の実現の状況により把握する。 ④計画期間である4年間に1項目の実現を目標とする。

## 基本施策 F6 生活困窮者等が将来への希望を持てる支援を充実します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
生活保護面接相談及び生活支援相談センターで何らかの解決を得た人の割合	93.8% (R2年度)	98.6% (R7年度)	①生活保護窓口での面接相談及び長崎市生活支援相談センターで相談を行った者のうち何らかの解決を得た人の割合。 ②生活困窮者が生活相談窓口で相談を行い、個々の状況に応じた助言や支援を受けることで生活困窮者の安定した生活の一助となるため。 ③生活保護の面接相談者及び長崎市生活支援相談センター相談者の相談結果により把握する。 ④100%をめざしたいが、複数年にわたる支援が必要な者等が一定数いることから、過去4年間（H28～R元年度）で最も高い割合を目標値とする。
生活保護受給者で就労可能な者（病気や障害等により就労への課題を抱えた者を含む）のうち就労している者の割合	63.4% (R元年度)	63.4% (R7年度)	①生活保護受給中の者で何らかの形で就労できると判断された者のうち年度内に就労した実績がある者の割合。 ②就労者の割合が増加することにより、生活保護受給者の自立の促進が図られると考えられるため。 ③生活保護受給者で就労中の者に加え、ケースワークや就労支援事業等により就労した者の記録により把握する。 ④過去4年間（H28～R元年度）の実績値を参考に、次の理由により直近の令和元年度の実績値を維持することを目標値とする。 ・稼働能力があるものの、病気や障害、長期にわたる未就労など就労に向けた多くの課題を抱えている者が複数年にわたる支援を必要としており、支援が困難な者が一定数いる。 ・新型コロナウイルス感染拡大により経済・雇用情勢の見通しが立たない。

### 個別施策 F6-1 生活困窮者等が安定した生活ができるよう支援します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
生活保護面接相談で何らかの解決を得た人の割合	99.9% (R2年度)	99.9% (R7年度)	①生活保護面接相談で何らかの解決を得た人の割合。 ②生活保護相談窓口で相談を行い、個々の状況に応じた助言や支援を受けることが、生活困窮者が夢や生きがいをもって心身ともに健やかに暮らすことの一助となるため。 ③生活保護の面接相談者の相談結果により把握する。 ④「何らかの解決」と成果を広くとらえているが、相談途中で退席するなど解決が困難な者が一定数いることから過去4年間（H29～R2年度）で最も高い割合を維持することを目標値とする。
生活支援相談センターで何らかの解決を得た人の割合	95.1% (R元年度)	95.1% (R7年度)	①前年度に生活困窮者から相談を受け支援開始した者のうち、課題に応じた支援を受け当該年度12月末までに解決できた者の割合。 ②生活相談窓口で相談を行い、個々の状況に応じた助言や支援を受けることが、生活困窮者が夢や生きがいをもって心身ともに健やかに暮らすことの一助となるため。 ③長崎市生活支援相談センター相談者の相談結果により把握する。 ④「何らかの解決」と成果を広くとらえているが、複数年にわたる支援が必要な者が一定数いることから、過去4年間（H28～R元年度）で最も高い割合を維持することを目標値とする。
学習支援事業で成果が得られた人の割合	100% (R2年度)	100% (R7年度)	①学習会に参加した者（参加率50%以上の者）のうち進学希望の中学3年生の「高校進学者」の割合。 ②学習支援事業の最も大きな目的が貧困の連鎖防止であり、高校進学は将来の収入増の効果が期待できるため。 ③学習会に参加した者のうち中学3年生の進路により把握する。 ④過去4年間（H29～R2年度）の実績が100%であり、今後も全員の進学を目指す。
子どもの健全育成支援事業で成果が得られた人の割合	64.0% (R2年度)	78.6% (R7年度)	①支援対象者のうち、高校進学、就職、関係機関支援移行など何らかの改善が見られた者の割合。 ②支援対象者が子どもの健全育成支援員の支援により何らかの改善がみられることは、支援対象者が夢や希望を持ち、心身ともに健やかに暮らすことの一助となるため。 ③子どもの健全育成支援事業の支援結果により把握する。 ④過去4年間（H29～R2年度）で最も高い割合を維持することを目標とする。

### 個別施策 F6-2 生活保護受給者の就労を支援します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
各種就労支援を受け、就職することができた人の割合	33.8% (R元年度)	33.8% (R7年度)	①各種就労支援を受けた人のうち、就職できた人の割合。 ②支援対象者が各種就労支援を受け、就職ができた人の割合が増加することは、働きがいのある仕事に就くことや、生活保護受給者の自立につながると考えられるため。 ③各種就労支援の実績により把握する。 ④過去4年間（H28～R元年度）の実績値を参考に、次の理由により直近の令和元年度の実績値を目標値とする。 ・H28からR元年度の実績値は減少傾向である。 ・病気や障害、長期にわたる未就労など就労に向けた多くの課題を抱えている者が複数年にわたる支援を必要としており、支援が困難な者が一定数いる。 ・新型コロナウイルス感染拡大により経済・雇用情勢の見通しが立たない。

## 基本施策 F7 自らすすめる健康づくりを推進します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
心身とも健康だと感じる市民の割合	62.1% (R2年度)	63.6% (R7年度)	①心身とも健康だと感じる市民の割合。 ②健康づくりの環境を整えることで、自主的に健康を意識する市民が増加すると考えられるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④平成27年度から令和元年度までの各年の増加率の平均値の維持をめざし、基準値から毎年度0.3%増を目標とする。

3大疾病による死亡率（人口10万人当たり） 〔暦年〕	186.9人 (R2年)	181.9人 (R7年)	①がん、心疾患、脳血管疾患による年齢調整死亡率*。 ②健康づくり環境の充実を図ることで、死亡総数の5割以上を占めている3大疾病による死亡率を減少させると考えられるため。 ③市統計により把握する。 ④平成27年から令和元年までの各年の減少率の平均値の維持をめざし、基準値から毎年1人減を目標とする。
6024の割合	75.0% (H28年度)	83.0% (R7年度)	①満60歳で24本以上の歯を有する人（6024）の割合。 ②歯を健全に保つ市民が増やすことが、健康な生活を送ることにつながるため。 ③歯科疾患実態調査により把握する。 ④長崎市歯科口腔保健推進計画の令和4年度の目標値80%を基準とし、計画における予想増加率に準じ、毎年度1%増を目標値とする。

## 個別施策 F7-1 市民の自主的な健康づくり活動を支援します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
健康づくり推進員の登録人数	1,881人 (R元年度)	2,097人 (R7年度)	①地域において、健康づくりや介護予防に取り組む健康づくり推進員の登録人数。 ②健康づくり推進員を増やすことが、自主的に健康づくり、生きがいづくり活動を実践している人を増やすことにつながるため。 ③年度末の登録人数により把握する。 ④各健康づくり推進員が属する団体の実情に合わせた目標人数の合計とする。
適正体重*を保つようにしている市民の割合	65.7% (R2年度)	72.2% (R7年度)	①普段から適正体重を保つようにしている市民の割合。 ②適正体重を保つことを意識することは、自ら健康づくりに取り組み、生活習慣病の予防につながると思えるため。 ③市民健康意識調査により把握する。 ④平成30年度から令和2年度までの各年の増加率の平均値を維持することとし、基準値から毎年度1.3%増を目標とする。

## 個別施策 F7-2 健康づくり環境の充実を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
食育*に関心がある市民の割合	72.3% (R2年度)	77.8% (R7年度)	①食育に関心がある市民の割合。 ②「食育」に関心をもつことにより、「食」についての意識が高まり、心身の健康増進が図られると考えられるため。 ③市民健康意識調査により把握する。 ④平成30年度から令和2年度までの各年の増加率の平均値を維持することとし、基準値から毎年度1.1%増を目標とする。
ふだんの生活で意識的にからだを動かしている市民の割合	43.8% (R2年度)	48.8% (R7年度)	①「ふだんの生活で意識的にからだを動かしていますか」の問いに「何らかの運動やスポーツを行っている」、「通勤や買い物、散歩などで歩く機会を増やしている」などの項目のうち、2つ以上の項目について意識的に取り組んでいると回答した市民の割合。 ②日常生活の中で取り組みやすい運動が継続しやすく、生活習慣病予防やストレス解消につながるため。 ③市民健康意識調査により把握する。 ④平成30年度から令和2年度までの各年の増加率の平均値を維持することとし、基準値から毎年度1.0%増を目標とする。
健（検）診受診率	66.9% (R2年度)	70.9% (R7年度)	①過去1年間に特定健診や職場健診・人間ドックなどを受診した市民の割合。 ②健（検）診を受診する人が増えることで、病気の早期発見と治療につながり、生活習慣病の発症と予防が図られるため。 ③市民健康意識調査により把握する。 ④平成30年度から令和2年度までの各年の増加率の平均値を維持することとし、基準値から毎年度0.8%増を目標とする。
こころの健康に問題を抱えている市民の割合	8.2% (R元年度)	7.0% (R7年度)	①こころの健康に問題を抱えている市民の割合。 ②心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題を抱えている人が減少することは、こころの健康づくりの推進が図られていると考えられるため。 ③市民健康意識調査により把握する。 ④平成29年度から令和元年度までの各年の減少率の平均値を維持することとし、基準値から毎年度0.2%減を目標とする。
受動喫煙の機会がない市民の割合	30.1% (R2年度)	100% (R7年度)	①家庭以外の場所で自分以外の人が吸っていたらこの煙を吸う機会がなかった市民の割合。 ②受動喫煙の機会が減ることが、健康につながるため。 ③市民健康意識調査により把握する。 ④健康増進法の趣旨により100%を最終目標とし、基準値から毎年度14.0%増を目標とする。

## 個別施策 F7-3 歯科口腔保健を推進します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
歯科健診の受診率	56.6% (R2年度)	59.6% (R7年度)	①過去1年で1回以上歯科健診を受診した市民の割合。 ②歯科健診の受診率が向上することで、歯科疾患予防と口腔機能維持が図られると考えられるため。 ③市民健康意識調査により把握する。 ④平成29年度から令和2年度までの各年の増加率の平均値を維持することとし、直近値から毎年度0.6%増を目標とする。
40歳代で進行した歯周疾患がない人の割合	37.4% (H28年度)	42.8% (R7年度)	①40歳代で進行した歯周疾患がない（歯周ポケットの深さが4mm未満である）人の割合。 ②口腔機能の維持の指標となるため。 ③歯科疾患実態調査により把握する。 ④歯科疾患実態調査は、5年に1度の実施のため、平成23年度から直近の平成28年度までの5年間の増加率を維持することとし、基準値から毎年度0.6%増を目標とする。

## \* 年齢調整死亡率

観察集団と基準集団（昭和60年）の年齢構成の違いを考慮して補正した死亡率のこと。3大疾病は高齢になるほど死亡率が高く、高齢者の比率が高くなるほど死亡率も高くなるため、基準集団の年齢構成に調整して比較する。

## \* 適正体重

BMI値（体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)）が18.5以上25未満になる体重をいい、25以上になると生活習慣病のリスクが高まり、18.5未満になると体調不良や病気のリスクが高まる。

## \* 食育

「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

## 基本施策 F8 安心できる衛生環境を確保します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
感染症患者数	5人 (H27～R元 年度平均)	4人 (R7年度)	①腸管出血性大腸菌感染症の患者数合計。 ②腸管出血性大腸菌感染症の患者数を減少させることで、全体の感染症患者数の抑制につながると思われるため。 ③医療機関の報告により把握する。 ④過去5年間の平均を超えないことを目標とする。
観光関連施設での食中毒患者数	32人 (H27～R元 年度平均)	0人 (R7年度)	①観光関連施設での食中毒患者数。 ②観光都市として食中毒が発生すれば影響が大きい。ため。 ③食中毒統計により把握する。 ④観光関連施設での食中毒をゼロにすることを目標とする。

### 個別施策 F8-1 感染症の発生と感染拡大を防止します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
高齢者インフルエンザ予防接種率	57.1% (R元年度)	63.0% (R7年度)	①対象者のうち、予防接種を受けた人の割合。 ②接種率を上げることで、重症化する高齢者を減少させることができると考えられるため。 ③医療機関の報告により把握する。 ④基準値から毎年度1%増を目標とする。
麻疹風しん予防接種率 (I期)	96.8% (H27～R元 年度平均)	97.0% (R7年度)	①対象者のうち、予防接種を受けた人の割合。 ②接種率を上げることで、感染症の発生及びまん延を予防すると考えられるため。 ③医療機関からの報告により把握する。 ④過去5年間の平均値 (96.8%) が世界保健機関 (WHO) において流行を防ぐ接種率の目安とされる95.0%を達成していることから、毎年度97.0%を維持することを目標とする。
麻疹風しん予防接種率 (II期)	92.8% (H27～R元 年度平均)	95.0% (R7年度)	①対象者のうち、予防接種を受けた人の割合。 ②接種率を上げることで、感染症の発生及びまん延を予防すると考えられるため。 ③医療機関からの報告により把握する。 ④世界保健機関 (WHO) において流行を防ぐ接種率の目安が95.0%とされていることから、その数値を目標値とする。

### 個別施策 F8-2 飲食物、生活衛生等による健康被害発生を防止します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
衛生基準を満たさない食品の割合	0.2% (H27～R元 年度平均)	0.2% (R7年度)	①取去による検査を行った食品のうち、食品衛生法第13条に違反する食品の割合。 ②法に違反する食品の割合を低く抑えることが、安全な食品の提供につながると思われるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④過去5年間の平均を超えないことを目標とする。
浴場水の水質検査の適合率	98.9% (R元年度)	100% (R7年度)	①公衆浴場等の水質検査結果で、水質基準に適合する検査の割合。 ②水質基準に適合する検査の割合が増加することが、公衆浴場等の衛生管理向上を表すと考えられるため。 ③保健所が実施する公衆浴場等の水質検査の報告書により把握する。 ④基準適合率100%を目標とする。
狂犬病予防注射の接種率	72.9% (R元年度)	80.0% (R7年度)	①長崎市に登録されている犬のうち、狂犬病予防注射を受けた犬の割合。 ②接種率を上げることで、狂犬病のまん延防止につながるため。 ③狂犬病予防注射済票の交付数で把握する。 ④狂犬病予防注射は法定義務のため、100%が目標だが、高齢や病気等で接種できない場合もあるため、90% (例年、接種できない件数は登録数の約1割) を目標とし、段階的な目標達成を図るため、令和7年度における目標値を80%とする。

## 基本施策 F9 安心できる医療環境の充実を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
夜間・休日における市内の医療体制が整っていると 思う市民の割合	75.8% (R2年度)	80.3% (R7年度)	①夜間・休日における市内の医療体制が整っていると思う市民の割合。 ②医療機関の多くが休診している夜間や休日の医療体制が整っていることが、安心できる環境といえるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④過去5年間 (H28～R2年度) の増加率をもとに基準値から4.5ポイント増を目標とする。
かかりつけ医をもつ市民の割合	79.5% (R2年度)	81.8% (R7年度)	①かかりつけ医をもつ市民の割合。 ②かかりつけ医をもつことにより、病院との役割分担が図られ、また、普段の健康管理が円滑に行われていると考えられるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④過去5年間 (H28～R2年度) の増加率をもとに基準値から2.3ポイント増を目標とする。

### 個別施策 F9-1 救急医療体制の充実を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
長崎みなとメディカルセンターにおける救急搬送応需率	88.6% (R2年度)	前年度から向上 (R7年度)	①長崎みなとメディカルセンターが救急搬送依頼を受けた患者のうち受入を行った割合。 ②二次救急医療機関の後方支援的役割を担う中で、24時間365日の受入体制が安定して確保できているかの目安の一つとなるため。 ③病院機構から毎年提出される実績報告により把握する。 ④他の医療機関との連携及び役割分担等の影響を考慮し、前年度よりも向上することを目標とする。

心肺蘇生の実施率 〔暦年〕	58.6% (R2年)	72.5% (R7年)	①心臓疾患が原因で心肺機能停止となり救急搬送された人のうち、救急車（隊）の到着前に居合わせた人が行った心肺蘇生の実施率。 ②いち早い応急手当が救命率の向上に寄与すると考えられるため。 ③毎年の救急出動件数及び搬送人員の統計資料により把握する。 ④全国の都市の中で、最も高い心肺蘇生の実施率を目標値とする。
------------------	----------------	----------------	---

### 個別施策 F9-2 地域医療提供体制の充実を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
かかりつけ医をもつ市民の割合	79.5% (R2年度)	81.8% (R7年度)	①かかりつけ医をもつ市民の割合。 ②かかりつけ医をもつことにより、病院との役割分担が図られ、また、普段の健康管理が円滑に行われていると考えられるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④過去5年間（H28～R2年度）の増加率をもとに基準値から2.3ポイント増を目標とする。

## まちづくりの方針G

### 私たちは「未来を創る人を育み、だれもが学び、楽しみ続けられるまち」をめざします

### 基本施策 G1 長崎のまちを愛し、新たな時代を生き抜く子どもを育みます

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
夢や目標を持っている小中学生の割合	77.6% (R元年度)	82.6% (R7年度)	①全国学力学習状況調査で「夢や目標を持っている」と答えた小中学生の割合。 ②全国調査であり、市の小中学生の夢や希望に対する傾向が分析できると考えられるため。 ③文部科学省から提供される調査結果により把握する。 ④基準値から5ポイント増を目標とする。
長崎のまちや自分の住んでいる地域が好きだと思っている小中学生の割合	92.7% (R2年度)	95.2% (R7年度)	①学校評価で「長崎のまちや自分の住んでいる地域が好きだ」と答えた小中学生の割合。 ②長崎のまちを愛する心を直接的に測ることができるため。 ③各学校が実施する「学校評価アンケート」の結果により把握する。 ④基準値から2.5ポイント増を目標とする。
地域の行事に参加している小中学生の割合	56.2% (R元年度)	61.2% (R7年度)	①全国学力学習状況調査で「地域の行事に参加している」と答えた小中学生の割合。 ②「長崎のまちを愛し、それを行動に移す力を身に付ける」ためには、地域の行事に参加するために必要な主体的・協働的な課題解決能力の育成につながると考えるため。 ③文部科学省から提供される調査結果により把握する。 ④基準値から5ポイント増を目標とする。
ICTの活用によって、学習に取り組む意欲・態度が高まった小中学生の割合	73.9% (R2年度)	80.0% (R7年度)	①自分がコンピュータ等を使う授業に進んで取り組んでいると答えた児童生徒の割合。 ②ICTの活用によって学習に取り組む意欲・態度の向上を図ることで新たな時代を生き抜くために必要な主体的・協働的な課題解決能力の育成につながると考えるため。 ③「ICT機器等の活用状況調査」により把握する。 ④基準値から約6ポイント増を目標とする。

### 個別施策 G1-1 「確かな学力」の向上を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
全国学力学習状況調査の本市平均正答率と全国平均正答率との差	-1.3点 (R3年度)	0.5点 (R7年度)	①全国学力学習状況調査の国語、算数・数学の全項目の正答率の市平均と全国平均との差。 ②全国調査であり、市の小中学生の学力の傾向を分析できると考えられるため。 ③文部科学省から提供される調査結果により把握する。 ④全国平均を上回ることを目標とする。
県下一斉実施の英語科基礎学力調査の本市平均点と県平均点との差	1.5点 (R3年度)	1.9点 (R7年度)	①中学3年生が参加する英語科基礎学力調査の市平均点と県平均点の差。 ②基礎学力調査において、県の平均点を上回ることで、市の中学生の英語の実力が向上したと考えられるため。 ③市と県の平均点により把握する。 ④県平均を基準値より+1.9点上回ることを目標とする。
授業でICTをほぼ毎日活用したと答えた小中学生の割合	8.4% (R2年度)	100% (R7年度)	①「ICT機器等の活用状況調査」でICTを活用した授業頻度について、「ほぼ毎日使っている」と答えた小中学生の割合。 ②1人1台コンピュータ等のICTを活用した授業が日常的に実施されることで、「確かな学力」の向上につながると考えるため。 ③「ICT機器等の活用状況調査」により把握する。 ④100%を目標とする。

### 個別施策 G1-2 健やかな心と体を育成します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
平和の大切さを感じ、その思いを発信しようとしている子どもの割合	91.9% (R2年度)	95.3% (R7年度)	①学校評価報告書*における「平和の大切さを感じ、その思いを発信しようとしている」と答えた小中学生の割合。 ②市の小中学生すべてに調査するものであり、児童生徒の発達段階に応じた平和学習の成果を分析できると考えるため。 ③学校から提出される調査結果により把握する。 ④基準値から3ポイント増を目標とする。
読書が好きな小中学生の割合	71.7% (R元年度)	76.7% (R7年度)	①全国学力学習状況調査で「読書が好きだ」と答えた小中学生の割合。 ②全国調査であり、市の小中学生の読書に対する意識を分析できると考えられるため。 ③文部科学省から提供される調査結果により把握する。 ④基準値から5ポイント増を目標とする。

\* 学校評価報告書

長崎市教育振興基本計画と各学校の教育活動の関連性を明確にするため、施策の柱に基づいて各小・中学校共通の評価項目を設定し、調査している。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査における、市の体力合計点と全国の体力合計点との差	0.1ポイント (R元年度)	0.5ポイント (R7年度)	①全国体力・運動能力、運動習慣等調査における市の体力合計点と全国の体力合計点の差。 ②全国調査であり、市の小中学生の体力の傾向を分析できると考えられるため。 ③文部科学省から提供される調査結果により把握する。 ④全国平均を0.5ポイント上回ることを目標とする。
---	-------------------	-------------------	---

### 個別施策 G1-3 家庭・学校・地域の連携による教育の充実を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
「学校支援ボランティア」の人数	2,878人 (H28～R2年度平均)	2,928人 (R7年度)	①授業のゲストティーチャーや学校図書館ボランティア、登下校の安全指導など、地域の方や保護者による学校支援の活動を行っている人材の数。 ②学校支援ボランティアの人数が増えるほど学校と保護者や地域の連携が進んでいくと判断できるため。 ③「学校運営に関する諸調査」により把握する。 ④過去5年間（H28～R2年度）の実績の平均値を基準値とし、毎年10人ずつ増加することを目標とする。
スマートフォン等の通信端末機の使用について親子でルールを決めている小中学生の割合	67.0% (R元年度)	85.0% (R7年度)	①スマートフォン等の通信端末機の使用について、親子でフィルタリング*を設定したり、使用ルールを決めたりしている小中学生の割合。 ②市PTA連合会が独自のメディア利用の共通ルールを作成しており、学校や家庭の取組みを進めることが、社会全体でインターネットによる犯罪やトラブルから小中学生を守ることに繋がると考えられるため。 ③携帯電話利用状況調査により把握する。 ④基準値から年度ごとに3ポイント上昇により6年間で18ポイント増を目標とする。

### 個別施策 G1-4 安全・安心に学べる教育環境を整備します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
市立小中学校における長寿命化改良事業及び改築事業の実施校数【累計】	-	4校 (R7年度)	①市立小中学校における校舎や屋内運動場の長寿命化改良事業及び改築事業の実施校数。 ②長寿命化計画に沿って、計画的に長寿命化改良事業及び改築事業を推進することによって、施設の安全性を保つ必要があるため。 ③長寿命化改良事業及び改築事業に着手する学校数により把握する。 ④計画期間である令和4年度から令和7年度において、長寿命化改良事業、改築事業のいずれかに毎年1校着手することとし、計4校の事業着手を目標とする。
市立小中学校における大規模改造等実施校数【累計】	-	24校 (R7年度)	①市立小中学校における校舎や屋内運動場等の大規模改造及び諸工事の実施校数。 ②校舎等の老朽化が進んでおり、安全安心な教育環境を確保するには、計画的に大規模改造及び諸工事を行い、施設の安全性を保つ必要があるため。 ③毎年実施する工事の実績により把握する。 ④計画期間である令和4年度から令和7年度において、24校の実施を目標とする。

## 基本施策 G2 だれもが生涯を通じていきいきと学べる社会をつくります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
自発的に学びに取り組んでいる市民の割合	38.4% (R元年度)	44.0% (R7年度)	①自発的に学びに取り組んでいる市民の割合。 ②割合が高まることで市民の学びへの意欲が高まっており、自ら進んで学びに取り組んでいると考えられるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④令和元年度から毎年度1%ずつ増加させることを目標とする。
生涯学習施設等の利用者数	2,680千人 (H28～H30年度平均)	2,802千人 (R7年度)	①公民館、文化センター、日吉自然の家、市立図書館、科学館、恐竜博物館、ふれあいセンター等の利用者数。 ②利用者数が増加することで、市民がより生涯学習に取り組んでいると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④人口減、コロナ禍の影響を考慮し、平成28年度から平成30年度の平均に恐竜博物館の目標利用者数を加えた人数を目標とする。
学びを通して仲間づくり、地域づくりを行っている市民の割合	33.9% (R元年度)	40.0% (R7年度)	①自発的な学びが、仲間づくりや地域づくりに繋がっている市民の割合。 ②割合が高まることで学びを通して仲間づくり、地域づくりに繋がっていると考えられるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④令和元年度から毎年度1%ずつ増加させることを目標とする。

### 個別施策 G2-1 学びの場と機会の充実を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
生涯学習施設等の講座や教室の参加者数	88,646人 (H28～H30年度平均)	88,646人 (R7年度)	①公民館、文化センター、日吉自然の家、市立図書館、科学館、恐竜博物館、ふれあいセンター等での講座、教室、イベントへの参加者数（オンライン講座への参加者も含める）。 ②参加者数が増加することで、社会教育施設等でより学習の機会が提供されていると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④人口減、コロナ禍の影響を考慮し、平成28年度から平成30年度の平均を維持することを目標とする。
大型公民館における夜間、土日、休日に実施する公民館講座や教室の参加者数	13,240人 (R元年度)	14,034人 (R7年度)	①大型公民館（中央、東、西、南、北、滑石、香焼、外海、三和）における夜間、土日、休日に実施する講座や教室の参加者数。 ②夜間、土日、休日において公民館講座に参加している人数が増加することにより、市民が気軽に参加することができ、利便性の向上が図られていると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④令和元年度から毎年度1%ずつ増加させることを目標とする。

\* 学校支援ボランティア

授業のゲストティーチャーや学校図書館のボランティア、登下校の安全指導等、地域の方や保護者による学校支援の活動を行っている人材のこと。

\* フィルタリング

おもに未成年者の違法・有害なウェブサイトへのアクセスを制限し、安心して利用する手助けをするサービスのこと。

公民館等で実施されたオンライン講座の参加者数及び動画配信講座の延べ視聴者数	—	15,773人 (R7年度)	①オンライン講座を実施可能な大型公民館（中央、東、西、南、北、滑石）におけるオンライン講座の参加者数及び動画配信講座の延べ視聴者数。 ②人数が増加することにより、市民が気軽に参加することができ、利便性の向上が図られていると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④平成28年度から平成30年度の大型公民館（中央、東、西、南、北、滑石）における平均受講者人数（42,863人）の20%（8,573人）に、先行して動画配信講座を行っている公民館の令和2年度の実績値を基に算出した数値（7,200人）を加えた人数を目標とする。
公民館等で開催される講座の参加者のうち、満足した人の割合	97.9% (R元年度)	98.0% (R7年度)	①公民館、文化センターで開催された講座受講者からのアンケートによる満足した人の割合。 ②満足度が高ければ、より質が高い講座を提供したと考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④既に高水準のため、基準値の維持を目標とする。
地域でのボランティア活動に参加した学生数	5,431人 (R元年度)	5,431人 (R7年度)	①U-サポで、ボランティア活動に参加した学生の延べ人数。 ②ボランティア参加者数が増加することで、学生が地域との交流を通して、学ぶ機会が提供されていると考えられるため。 ③U-サポの実績報告により把握する。 ④コロナ禍により、令和2年度に大幅に減少したため、基準値の維持を目標とする。

### 個別施策 G2-2 能力や経験が社会に活かされる仕組みをつくります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
地域の学習活動等への支援者数	8,058人 (H28～H30年度平均)	8,058人 (R7年度)	①公民館支援ボランティア、公民館自主学習グループ、科学館サイエンスサポーター、ファミリープログラムファシリテーター、図書ボランティア、いきいき地域連携強化推進事業サポーター、男女共同参画推進事業ボランティア、U-サポボランティアの延べ支援者数及び公民館等で講師を勤めた地域の人材の延べ人数。 ②支援者数が増えることにより、経験や能力を地域の学習活動等により貢献したと考えられるため。 ③年度末の実績値により把握する。 ④人口減、コロナ禍の影響を考慮し、平成28年度から平成30年度の平均を維持することを目標とする。

### 基本施策 G3 スポーツ・レクリエーションの振興を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
運動・スポーツ実施率	38.5% (R元年度)	65.0% (R7年度)	①成人の週1回以上の運動・スポーツ実施率。 ②健康で活力に満ちた長寿社会を実現するため、ライフスタイルに応じた運動やスポーツの習慣が必要であるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④国の「スポーツ基本計画」において、3人のうち2人が週1回以上運動やスポーツを実施していることが、生涯スポーツ社会の実現が図られている基準として示されているため、65.0%を目標とする。
市営スポーツ施設の利用者数	1,689,128人 (R元年度)	1,980,407人 (R7年度)	①市が設置しているスポーツ施設（学校施設を除く。）の年間利用者数。 ②利用者が増えることで、スポーツに親しむ機会の充実が図られていると考えられるため。 ③各施設の利用者を集計し把握する。 ④人口減少の影響もあり、過去4年間（H29～R2年度まで）の利用者数は減少傾向にあるなか、最も利用者数が多かったH30年度実績（1,980,407人）まで利用者数を増加させることを目標とする。
市民応援DAYの応募件数	2,174件 (R元年度)	2,717件 (R7年度)	①Jリーグ及びBリーグのホームタウン公式戦において、小中学生とその保護者ペアが招待事業に応募した件数。 ②応募件数が増加することで、市民のスポーツへの関心が高まっていると考えられるため。 ③Jリーグ及びBリーグへの招待事業の応募実績の合計により把握する。 ④令和元年度のV・ファーレン長崎のホームゲームへの招待時の応募件数2,174件（募集件数1,200件、倍率約1.81倍）に長崎ヴェルカ分の想定応募件数543件（募集予定件数300件×1.81）を合計した数値（2,717件）を目標とする。

### 個別施策 G3-1 スポーツ・レクリエーションをする場と機会の充実を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
各種スポーツ・レクリエーションイベントへの参加者数	14,799人 (R元年度)	15,148人 (R7年度)	①市主催のスポーツ・レクリエーションイベントへの参加者数。 ②参加者数が増えることによりライフステージに応じたスポーツ・レクリエーション活動の推進が図られていると考えられるため。 ③各スポーツ・レクリエーションイベント参加者を集計し把握する。 ④人口減少の影響もあり、過去4年間（H29～R2年度まで）の参加者数は減少傾向にあるなか、最も参加者数が多かった平成29年度実績（15,148人）まで参加者数を増加させることを目標とする。
学校体育施設の利用者数	520,429人 (R元年度)	568,627人 (R7年度)	①市立小・中・高等学校の体育施設の年間利用者数。 ②利用者が増えることで、スポーツに親しむ機会の充実が図られていると考えられるため。 ③各施設の利用者を集計し把握する。 ④人口減少の影響もあり、過去4年間（H29～R2年度まで）の利用者数は減少傾向にあるなか、最も利用者数が多かった平成30年度実績（568,627人）まで利用者数を増加させることを目標とする。

### 個別施策 G3-2 スポーツをみる機会の創出と競技者の支援を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
プロスポーツの応援事業におけるアンケートで、「今後招待がなくても観戦に行きたい」と回答した市民の割合	61.0% (R元年度)	82.0% (R7年度)	①Jリーグ及びBリーグの応援事業におけるアンケートで、「今後招待がなくても観戦に行きたい」と回答した市民の割合。 ②割合が増えることでスポーツへの関心を高めるきっかけとなったと考えることができるため。 ③応援事業のアンケートにより把握する。 ④過去のアンケート結果において、最も割合が高かった平成30年度の数値(82%)を目標とする。
長崎市スポーツ表彰*の受賞件数	52件 (R元年度)	67件 (R7年度)	①長崎市スポーツ表彰の受賞件数。 ②受賞者(全国大会上位入賞者など)が増えることで、競技力が向上したと考えられるため。 ③スポーツ特別賞、スポーツ賞、スポーツ奨励賞の受賞件数を集計し把握する。 ④過去4年間の受賞件数は減少傾向にあるため、過去3か年(H29～R元年度)の受賞件数の平均値(67件)を目標とする。

### 基本施策 G4 芸術文化あふれる暮らしを創出します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
芸術文化を鑑賞する市民の割合	51.2% (R元年度)	55.0% (R7年度)	①1年間に芸術文化を鑑賞したことがある市民の割合。 ②芸術文化を鑑賞した市民が増えることは、芸術文化あふれる暮らしにつながると思われるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④直近7年間で最も高い数値を記録した平成29年度の数値(54.2%)を上回ることを目標とする。
芸術文化活動を行う市民の割合	18.6% (R元年度)	20.0% (R7年度)	①1年間に芸術文化活動を行ったことがある市民の割合。 ②芸術文化活動を行う市民が増えることは、芸術文化活動が活発に行われ、芸術文化あふれる暮らしにつながると思われるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④直近7年間で最も高い数値を記録した平成29年度の数値(19.8%)を上回ることを目標とする。

### 個別施策 G4-1 芸術文化に触れる機会を創出します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
文化施設の利用者数	494,433人 (H30年度)	532,000人 (R7年度)	①長崎ブリックホール、チトセピアホール、市民会館文化ホールの年間利用者数。 ②利用者が増えることで、直接芸術文化に触れる人が増えていると考えられるため。 ③指定管理者へのモニタリングによる各施設の年間利用者数の集計により把握する。 ④直近7年間(H26～R2年度)で最も高い数値を記録した平成29年度の数値(531,651人)を上回ることを目標とする。
自主文化事業の参加・入場者数	4,667人 (H30年度)	6,300人 (R7年度)	①自主文化事業等の年間参加・入場者数。 ②市の文化事業をきっかけに、芸術文化に触れる人が増えていると考えられるため。 ③参加・入場者実績により把握する。 ④直近7年間(H26～R2年度)で最も高い数値を記録した平成28年度の数値(6,231人)を上回ることを目標とする。
遠藤周作文学館の入館者数	25,323人 (H30年度)	25,500人 (R7年度)	①遠藤周作文学館の年間入館者数。 ②入館者が増えることで、芸術文化に触れる人が増えていると考えられるため。 ③入館者実績により把握する。 ④直近7年間(H26～R2年度)で最も高い数値を記録した平成30年度の数値(25,323人)を上回ることを目標とする。

### 個別施策 G4-2 市民の自主的な芸術文化活動の活性化を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
長崎市が市民文化団体等と共催する事業の参加・入場者数	16,831人 (H30年度)	18,100人 (R7年度)	①長崎市が市民文化団体等と共催する事業の年間参加・入場者数。 ②共催事業の参加・入場者数が増えることで、市民が主体的に行う芸術文化活動が活発化していると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④直近7年間(H26～R2年度)で最も高い数値を記録した平成27年度の数値(18,085人)を上回ることを目標とする。
ボランティアスタッフの登録者数	63人 (R2年度)	100人 (R7年度)	①市と協力して自主文化事業を進めていくボランティアスタッフ(ブリックホールサポーター)の登録者数。 ②登録者が増えることで、市民の芸術文化活動が活発化していると考えられるため。 ③年度募集時の登録者数により把握する。 ④直近3年間(H30～R2年度)は低下傾向で推移していることから、直近3年間を除く過去4年間(H26～H29年度)で最も高い数値を記録した平成29年度の数値(91人)を上回ることを目標とする。
市民文化団体の登録数	245団体 (R2年度)	296団体 (R7年度)	①市民文化団体の登録数。 ②登録団体が増えることで、市民の芸術文化活動が活発化していると考えられるため。 ③年度の最終日で集計し把握する。 ④第四次総合計画で目標値として掲げた296団体を目標とする。
芸術文化専用ホームページ市民交流掲示板の利用登録団体数	23団体 (R3年10月現在)	296団体 (R7年度)	①市が開設している芸術文化専用ホームページ「ながさき文化のひろば」の市民交流掲示板の利用登録団体数。 ②ホームページへの登録団体数が増えることで、市民の芸術文化活動が活発化していると考えられるため。 ③年度の最終日で集計し把握する。 ④令和7年度に登録目標数としているすべての市民文化団体がホームページへ登録することを目標とする。

\* 長崎市スポーツ表彰

長崎市のスポーツの普及発展に特に寄与した人及びスポーツで優秀な成績を収めた人に対する表彰。表彰項目としては、「長崎市スポーツ特別賞」、「長崎

市スポーツ賞」、「長崎市体育功績賞」、「長崎市社会体育優良団体賞」、「長崎市スポーツ奨励賞」がある。

## まちづくりの方針H

## 私たちは「参画と協働によるまちづくりと確かな行政経営を進めるまち」をめざします

## 基本施策 H1 市民との良好なコミュニケーションを図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
市政情報の発信に満足している市民の割合	68.9% (R2年度)	75.0% (R7年度)	①市政情報の発信に満足している(「そう思う」「どちらかといえばそう思う」)市民の割合。 ②満足度が高まることで、市政情報の共有が図られていると考えられるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④過去5年間(H27～R元年度)の伸び率(4.55%)を、令和2年度の値に乘じた値(72.0%)に、今後の広報媒体の見直しや広報戦略に基づく展開による効果を加味した数値を目標とする。
長崎市の取組みについて、市民の声が発見されているか分からないと回答した市民の割合	59.9% (R2年度)	50.0% (R7年度)	①長崎市の取組みについて、市民の声が発見されているか分からないと回答した市民の割合。 ②割合が減ることで、市政に無関心な市民が減っていると考えられるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④市民の声が発見されているか分からないと回答した市民の割合が約6割であるため、全体の半分まで減らすことを目標とする。

## 個別施策 H1-1 市民に必要な情報を分かりやすく効果的に伝えます

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
市役所からの情報を入手しようとしたことがある市民のうち、入手できた市民の割合	88.1% (R2年度)	94.0% (R7年度)	①市役所からの情報を入手しようとしたことがある市民のうち、必要な情報を(「入手できた」「どちらかといえば入手できた」)市民の割合。 ②割合が増えることは、情報を入手しやすい環境づくりの成果であると考えられるため。 ③市政モニターアンケート調査により把握する。 ④令和2年度の調査で、必要な情報を(「入手できなかった」「どちらかといえば入手できなかった」)市民の割合が約11.9%だったことから、その割合を、今後の広報媒体の見直しや広報戦略に基づく展開により、令和7年度までに半減(約6%)させることを目標とする。

## 個別施策 H1-2 市民の声を聴き、市政に反映します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
市政に興味や関心があり、参画したいと考えている市民の割合	50.6% (R3年度)	55.0% (R7年度)	①市政に興味や関心があり、参画したいと考えている市民の割合。 ②割合が増えることで、市政に関心を持ち、参画したいと考えている市民が増えていると考えられるため。 ③市政モニターアンケート調査により把握する。 ④基準値から毎年度1%増を目標とする。
パブリック・コメントの意見数	7件 (R2年度)	12件 (R7年度)	①パブリック・コメントに寄せられた1案件当たりの平均意見数。 ②件数が増えることは、市政に関心を持ち参画している市民が増えていると考えられるため。 ③パブリック・コメントに寄せられた意見結果により把握する。 ④基準値から毎年度1件増を目標とする。

## 基本施策 H2 参画と協働による持続可能なまちづくりを進めます

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
地域活動や市民活動への参加意向割合	85.2% (R2年度)	87.7% (R7年度)	①地域活動や市民活動への市民の参加意向割合。 ②市民の地域活動や市民活動への参加意向割合が増えることで、参画によるまちづくりへの意識の醸成度合いが測られるため。 ③市民意識調査により把握する。 ④令和2年度に実施した市民意識調査における「積極的に参加したい」、「出来る範囲の協力はしたい」人の割合を基準値とし、毎年度0.5%増を目標とする。
地域コミュニティ連絡協議会設立地区数	18地区 (R2年度)	68地区 (R7年度)	①地域コミュニティ連絡協議会の設立地区数。 ②地域コミュニティ連絡協議会設立地区数が増加することで、地域コミュニティの活性化、多様な主体の連携、協働に繋がると考えられるため。 ③協議会の設立支援を行う中で把握する。 ④令和9年度末までに市内全域で協議会が設立(想定80地区)することをめざし、令和7年度末時点で68地区を目標とする。

## 個別施策 H2-1 市民が主体的に参画するまちづくりを進めます

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
自治会加入率	67.6% (R2年度)	70.0% (R7年度)	①国勢調査をもとにした推計世帯数に対する自治会加入世帯数の占める割合。 ②加入率が高くなることで、組織全体の底上げになり、活動に参加する住民が増え、地域が活性化すると考えられるため。 ③自治会加入世帯数調査により把握する。 ④減少傾向にある加入率を、増加傾向に転じさせることをめざし、令和7年度に70%となることを目標とする。
市民活動センター登録団体数	211団体 (R2年度)	257団体 (R7年度)	①市民活動センター「ランタナ」への登録団体数。 ②登録団体が増えることで、団体及び行政の情報の受発信や団体同士のつながりが増え、市民活動が活性化していると考えられるため。 ③長崎市市民活動センター団体登録証の交付件数により把握する。 ④コロナ禍の影響等により活動を休止している団体や更新を見合わせる団体等があり、令和2年度の団体数が大幅に減少したことから、第四次総合計画における令和2年度の目標値まで回復することを目標とする。

## 個別施策 H2-2 多様な主体が強みを活かし協働するまちづくりを進めます

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
協働の事案件数	528件 (R2年度)	550件 (R7年度)	①協働（行政と団体や大学、企業等）の事案件数。 ②多様な市民ニーズに対応するため、協働で取り組む事例が増えることで、多様な主体同士の理解が深まり、協働に対する意識が高まっていると考えるため。 ③毎年度の実績により把握する。 ④過去5年間（H28～R2年度）の最高値であるR元年度の実績（533件）を上回ることを目標とする。

## 基本施策 H3 市民に信頼される市役所にします

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
基本施策の成果指標目標達成率	94.2% (R元年度)	100% (R7年度)	①本計画に掲げる全基本施策における成果指標の目標達成率。 ②各基本施策を着実に推進することが、本施策の目標達成の客観的な判断基準の一つと考えられるため。 ③全基本施策における成果指標の当該年度における目標値に対する達成率の平均値により把握する。 ④各基本施策において当該年度における目標値の達成をめざしていることから、毎年度100%を目標とする。

## 個別施策 H3-1 効果的かつ効率的で健全な行財政運営を行います

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
目的達成に向けて「順調に進んでいる」又は「概ね順調に進んでいる」と評価した基本施策数	14施策 (R元年度)	20施策 (R7年度)	①目的達成に向けて「順調に進んでいる」又は「概ね順調に進んでいる」と評価した基本施策数。 ②A1～H2の基本施策が着実に進捗していることをもって市役所が確かな行財政運営を行っていることの客観的な判断基準になると考えるため。 ③毎年実施する施策評価結果により把握する。 ④全39の基本施策のうち、過半数が進んでいると評価されれば、全体として施策推進につながっていると考えられることから20施策を目標とする。
財政運営のための基金残高が標準財政規模*に占める割合	19.89% (R元年度)	11.25%以上 (R7年度)	①財政運営のための基金は財政調整基金*と減債基金*を指し、両基金残高が標準財政規模に占める割合。 ②災害などによる年度間の財源不足に備え、基金残高を確保することは、持続可能な財政運営につながるため。 ③決算時点での両基金残高により把握する。 ④コロナ禍により市税収入等の減少が見込まれ、また、コロナ対策事業の財源として基金を取り崩している状況であるが、財政健全化法に定める実質赤字比率の早期健全化基準である、標準財政規模の11.25%以上の基金残高を維持することを目標とする。
未収金額	48.7億円 (R2年度)	30.2億円 (R7年度)	①当該年度内に納付されなかった又は徴収できなかった市税・各種債権の額。 ②全庁的な債権管理の取組強化による未収金縮減を行うため。 ③各所属からの報告により把握する。 ④全庁的に債権管理の取組みを強化し、適正かつ公平、公正な債権管理による未収金の削減を行うことにより、基準値から30.2億円まで削減することを目標とする。

## 個別施策 H3-2 自発的に自己力を高め、ひとのつながりを創り、市民のために動く職員（職場）を育成します

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
前年度に受講した研修内容の理解度	-	100% (R7年度)	①階層別基本研修における、受講者アンケートにおいて「前年度受講した研修内容を理解し、日々の業務において意識している」と回答した人数が同受講者延べ人数に占める割合。 ②すべての受講者が「意識している」と回答することで研修の効果が図られていると考えられるため。 ③受講者アンケートにより把握する。 ④全員が理解し、意識していることが求められるため、100%を目標とする。
時間外勤務上限となる年間360時間以下で従事できた職員数	90.0% (R元年度)	100% (R7年度)	①管理職を除いた時間外勤務対象職員のうち、年度内の時間外勤務（災害・選挙などの特例を除く）が360時間以内となった職員の割合。 ②割合が増加すれば、時間外勤務の状況が改善していると考えられるため。 ③時間外勤務の実績により把握する。 ④長崎市職員ワークライフバランス推進計画に掲げた数値を目標とする。
年間の年次休暇の平均取得日数〔暦年〕	11.1日 (R元年)	15日 (R7年)	①全職員（育休中や休職中等の職員を除く。）が年間に取得した年次休暇の平均取得日数。 ②計画的に年次休暇を取得することで、心身ともにリフレッシュすることができ、意欲的に職務に臨むことができると考えられるため。 ③年次休暇の取得実績により把握する。 ④長崎市職員ワークライフバランス推進計画に掲げた数値を目標とする。

## 個別施策 H3-3 行政のデジタル化により、市民の利便性向上と業務の効率化を図ります

成果指標	基準値	目標値	指標の説明
行政手続きのオンライン化目標の達成率	42.3% (R元年度)	100% (R7年度)	①国が「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に掲げる地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続きをオンライン化した割合。 ②達成率が増加することで、行政手続きのオンライン化が図られていると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④令和7年度までに100%を目標とする。
公開したオープンデータセット数	15件 (R元年度)	150件 (R7年度)	①オープンデータとして公開している件数。 ②件数が増加することで、庁内のオープンデータに対する取組みが進展していると考えられるため。 ③年度末の実績により把握する。 ④令和元年度に公開した実績数の10倍を目標とする。

\* 標準財政規模

標準的な状態で収入されると想定される経常的一般財源の規模。

\* 財政調整基金

年度間の財源の不均衡を調整することなどを目的に設けられた基金。

\* 減債基金

地方債の償還のための資金を積み立てることを目的に設けられた基金。

## 2 長崎市の現状

### (1) 長崎市の地勢等

#### ■ 地勢

長崎市は、東アジアに近い九州の西端、長崎県の南部に位置し、古くから、その地理的な利点と豊かな海と港を活かして海外の国々との交流を行い、独自の発展を遂げてきました。

市域の背骨を通るように山稜が位置し、標高590mの八郎岳を最高点とする300mから400m級の山々が連なり、また、リアス式の長く複雑な海岸線とあいまって、「海と緑」を身近に感じることができる豊かな自然に恵まれています。

長崎市の中心市街地は、長崎港へ注ぐ中島川周辺や浦上川沿いの南北に細く連なる比較的平坦で商業・業務機能が集積した地域と、平坦地の少なさから、長崎港に面して丘陵を這い上がるように形成された住宅地により、独特な都市景観を創り出しています。住宅地は丘陵の外延部まで広がり、新たな市街地を形成しており、さらに周辺部には、海岸部の入り江や河口部等に古くからの市街地が形成されています。

#### ■ 気候

長崎市は、西海型気候区に属し、年間平均気温は17.4℃、年間平均降水量は1894.7mmであり、温暖多雨な気候となっています。(統計期間：1991～2020気象庁)

沿岸部では、対馬海流(暖流)の影響で、冬は暖かく、夏は比較的涼しいといった海洋性の気候に恵まれています。

#### ■ 長崎市の沿革

長崎市は、江戸時代には西洋に開かれた唯一の貿易・文化の窓口として、近代以降は海運国日本を支える造船業を主として栄え、国際社会の中で重要な役割を果たしてきました。

昭和20年8月9日には原子爆弾による惨禍を被りましたが、戦後は、核兵器廃絶と世界恒久平和を訴える国際平和文化都市としての役割を果たしています。

平成9年4月には、中核市へ移行し、また平成17年1月の香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町及び三和町、平成18年1月の琴海町との合併により市域が広がるとともに、豊かな自然や文化などの新たな地域資源が長崎市の魅力として加わりました。

市域面積は、明治22年4月1日の市制施行時点での推定7km<sup>2</sup>から、公有水面等の埋め立てと12次にわたる編入合併により拡張を続け、現在では東西約42km、南北約46kmにおよぶ405.86km<sup>2</sup>に達しています。



立山から長崎港を臨む

## 市域の変遷の経過

区分	拡張年月日	拡張区域	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
市制施行	明治22年4月1日	市制施行当時	7.00	54,502	7,786
第1次	31年10月1日	湊村、戸町村、下長崎村、上長崎村の一部	16.00	113,307	7,082
第2次	大正9年10月1日	浦上山里村、上長崎村	41.10	232,912	5,667
第3次	昭和13年4月1日	西浦上村、小ヶ倉村、土井首村、小榊村	90.54	268,945	2,970
第4次	25年4月1日	福田村の一部	90.60	247,248	2,729
第5次	30年1月1日	福田村、深堀村	114.23	292,765	2,563
第6次	30年2月1日	日見村	121.32	296,323	2,442
第7次	37年1月1日	茂木町、式見村	165.41	372,027	2,249
第8次	38年4月20日	東長崎町	206.62	392,072	1,898
第9次	48年3月31日	三重村	238.12	431,181	1,811
第10次	48年4月1日	時津町の一部	239.03	433,196	1,812
第11次	平成17年1月4日	香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町、三和町	338.72	447,103	1,320
第12次	18年1月4日	琴海町	406.35	454,739	1,119
	平成26年10月1日	埋立等	405.81	433,514	1,068
	令和元年10月1日	埋立等	405.86	411,421	1,014

資料：長崎市統計年鑑

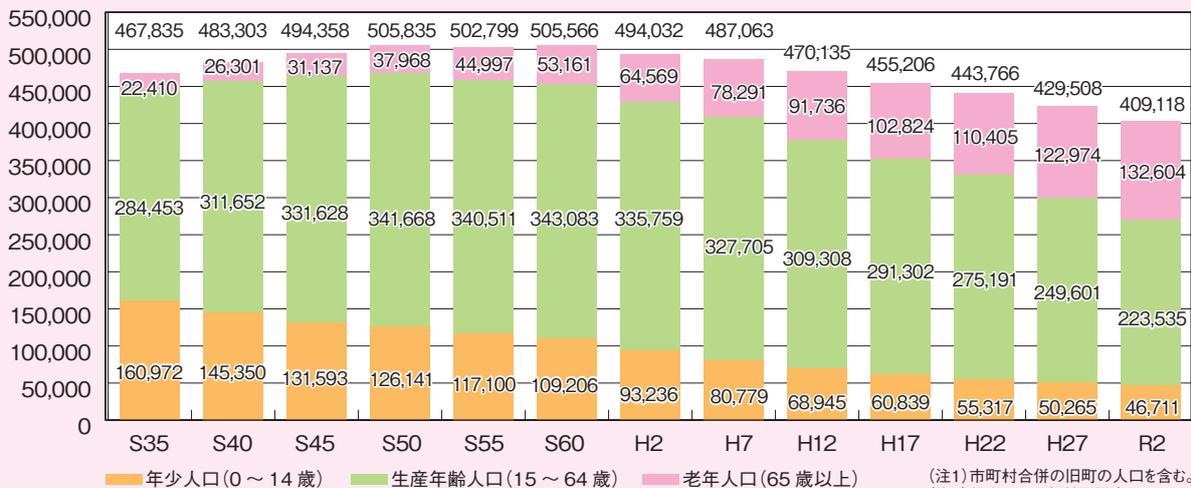
(注) ●明治22年および31年の数字は推定値  
●平成26年10月1日の面積減は、国土地理院による「全国都道府県市町村面積減」の算出方法の変更によるもの。

## (2) 定住人口

### 人口の推移

長崎市の人口は、昭和50年（1975年）頃に、それまでの増加傾向から横ばいへ移行し、昭和60年（1985年）を過ぎた頃から減少に転じています。令和2年（2020年）の推計人口は、40万6,313人であり、人口が減少局面に転じた昭和60年（1985年）から35年間で約10万人減少しています。また、「年少人口」と「生産年齢人口」が減少の一途をたどる中、「老年人口」の増加が継続しています。

総人口及び年齢3区分別人口の推移

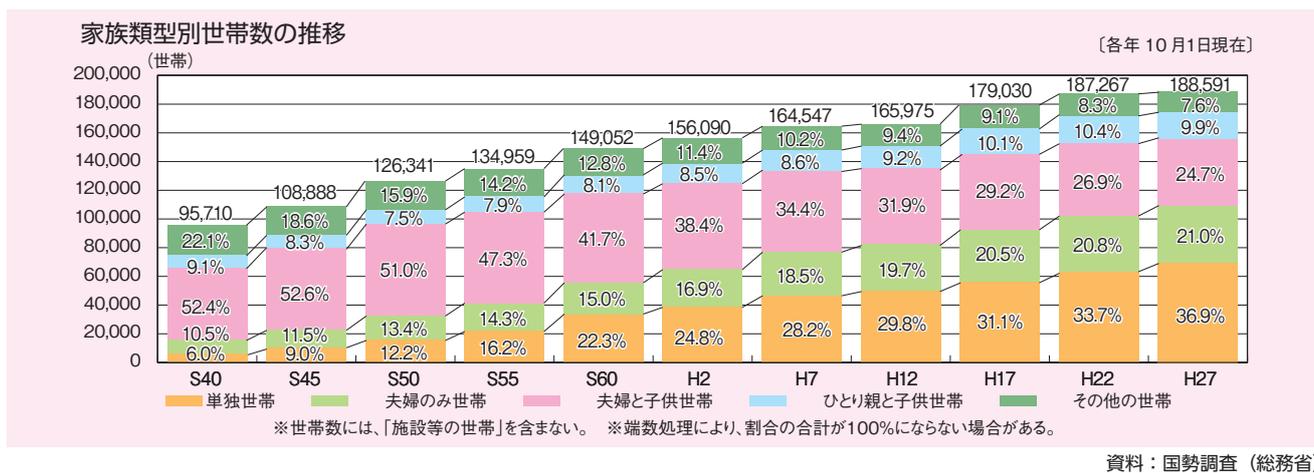
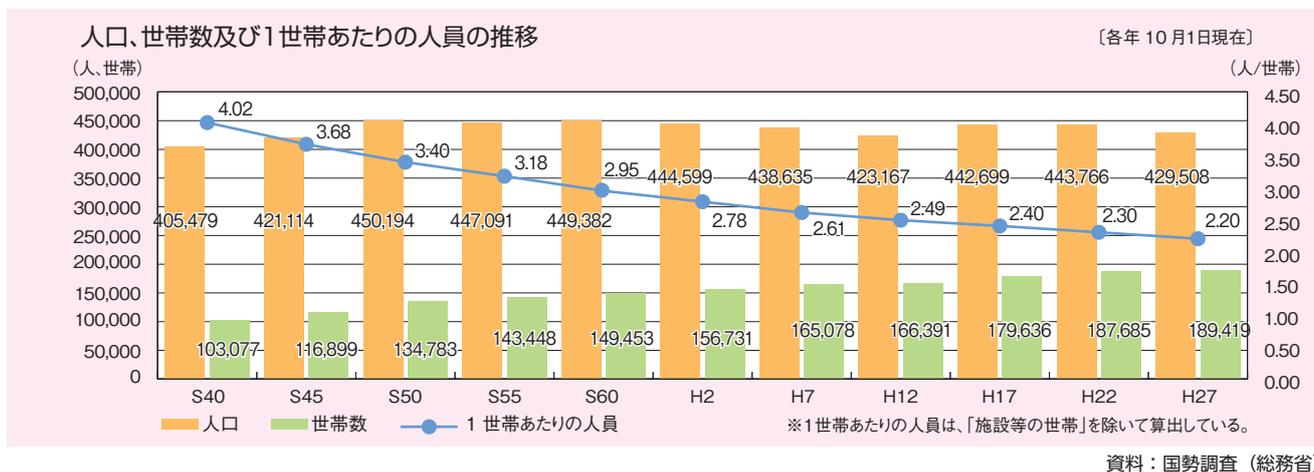


資料：国勢調査（総務省）

## ■ 世帯数

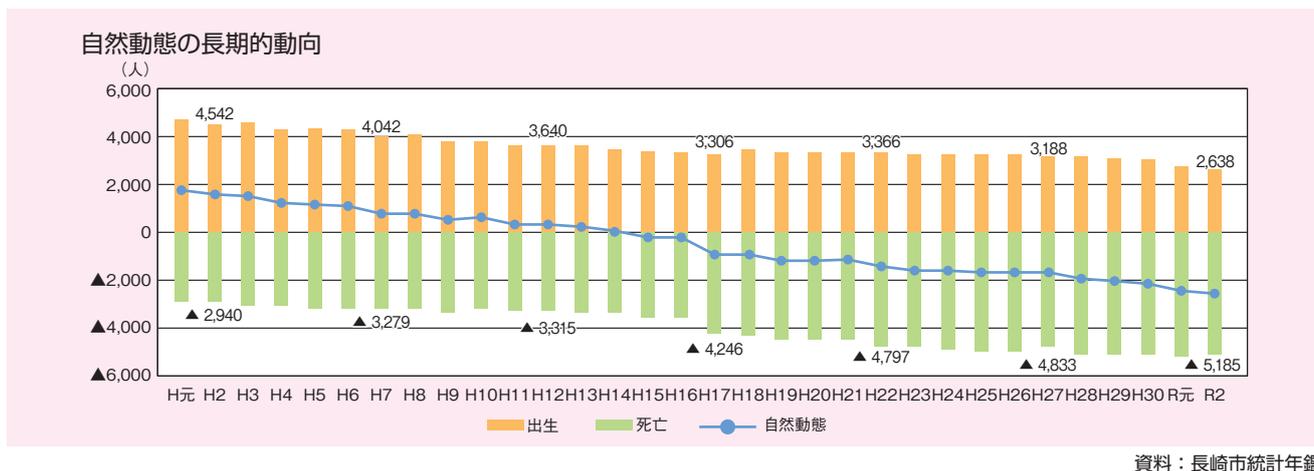
世帯数は、人口の増加にあわせて増加傾向にありましたが、人口が減少傾向に転じても、世帯数は依然として増加傾向にあります。核家族化の進行や一人暮らし世帯の増加により、昭和40年（1965年）までは1世帯当たりの人数は4人を超えていましたが、その後減少傾向が続き、令和2年（2020年）には2.21人まで減少しています。

また、昭和50年（1975年）頃までは、夫婦と子供世帯が5割を超え、標準世帯とされてきましたが、平成17年（2005年）には、一人暮らし世帯の割合が上回っています。



## ■ 自然動態（出生－死亡）

年間の出生数は、30年間で約1,900人減少しており、死亡数については、約2,200人増加しています。また、少子化の進行、死亡数の増加によって、平成15年（2003年）を境に自然減少となり、その傾向は拡大している状況です。



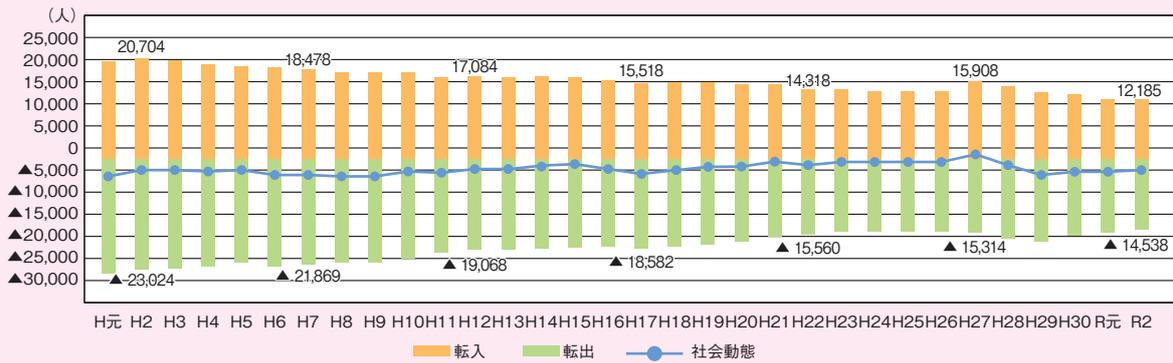
## 社会動態（転入－転出）

長崎市の年間転入者数、転出者数は、ともに、30年間で約8,500人減少しており、社会動態は一貫して、転出超過の状況が継続しています。なお、平成27年（2015年）の一時的な転入超過は、大型客船建造に伴う外国人労働者の大量流入の影響によるものです。

また、日本人の社会動態の推移をみると、平成26年（2014年）から令和2年（2020年）にかけて、年間転出者数は13,500人程度で一定ですが、年間転入者数は、約1,300人減少しており、この転入者の減少が転出超過拡大の要因となっています。

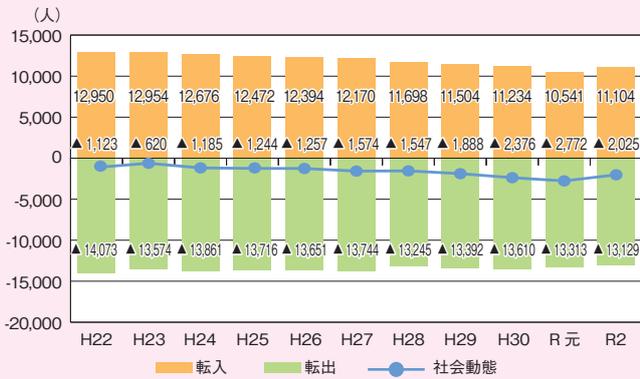
日本人の年齢別社会動態の状況において、転出超過を年齢区分ごとに見ると、特に15～29歳が多くなっています。

社会動態の長期的動向



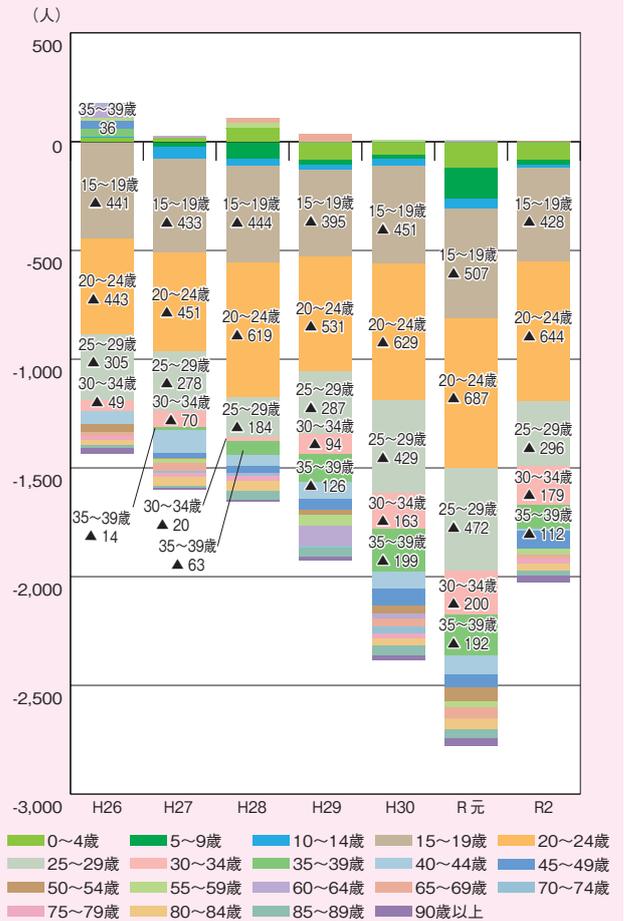
資料：長崎市統計年鑑

社会動態の推移(日本人)



資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）

年齢別社会移動の状況(日本人)



資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）

### (3) 交流人口

人々の交流は行政区域を越えて活発に行われており、観光やビジネスなどの目的で、多くの人々が長崎を訪れています。これらの人々は地域の振興に大きく影響を及ぼすため、まちづくりにおいては、長崎市に住んでいる人だけでなく、長崎市を訪れ、活動する人の視点も重要です。

#### ■ 流入人口

市外に住み市内に通勤・通学している人（流入人口）から市内に住み市外に通勤・通学している人（流出人口）を差し引いた人口は、流入超過が続いています。

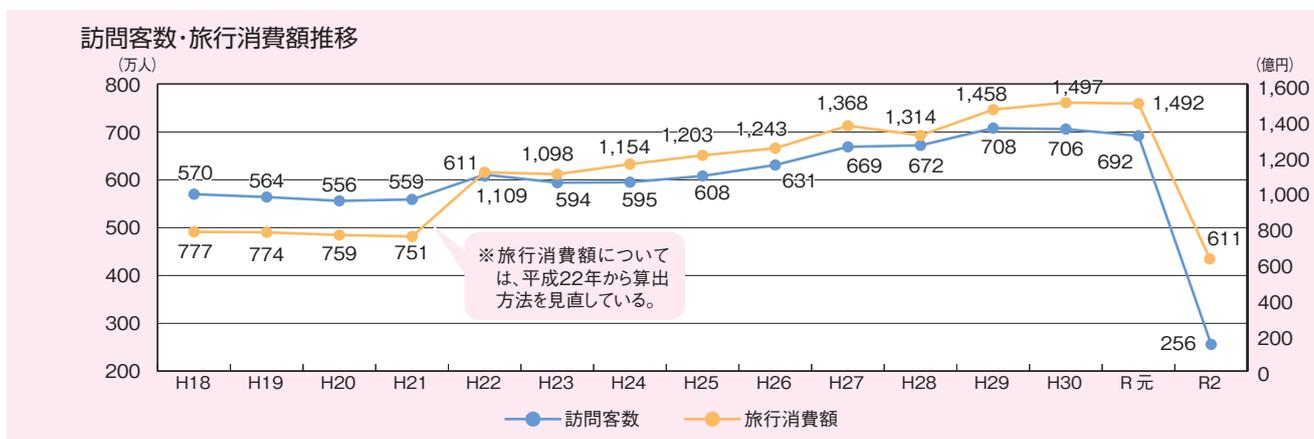


資料：国勢調査（総務省）

#### ■ 訪問客数

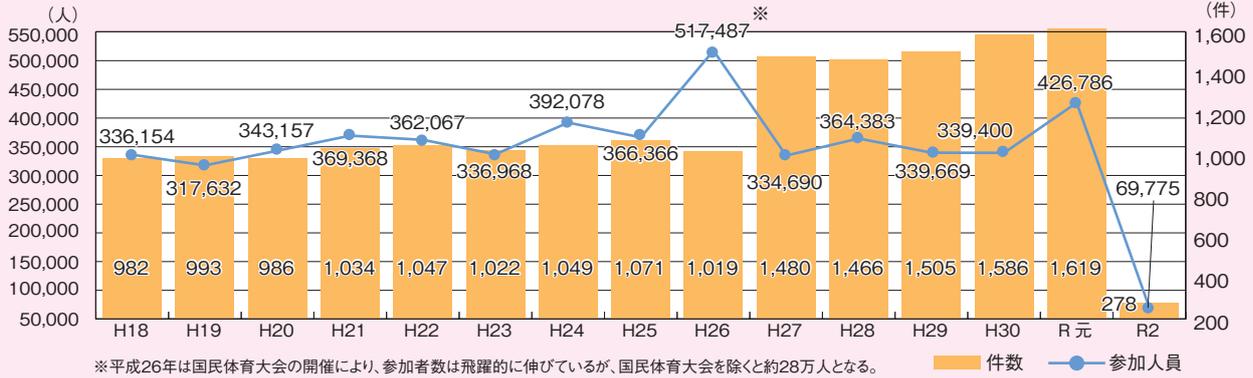
長崎市を訪れる国内外からの訪問客数は、平成23年（2011年）頃から増加傾向で推移しています。近年は、平成30年（2018年）2月に過去最高の集客数を記録した長崎ランタンフェスティバルやリニューアルした大型リゾート施設における夜間イベントなどの取組みに加え、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」と「明治日本の産業革命遺産」という2つの世界遺産の相乗効果等により、平成30年は過去2番目に多い訪問客数となり、旅行消費額は過去最高となりました。また、MICEの開催件数については、年間約1,000～1,500件、参加者数約30万人台で推移しています。平成27年（2015年）以降、開催件数が増加傾向にあるなか、参加者数は伸び悩んでいましたが、令和元年（2019年）は、ローマ教皇来日ミサなどの大きな催事の開催もあり、参加者数は大きく増加しました。

しかしながら、令和2年（2020年）は、新型コロナウイルス感染症の影響で、訪問客数、MICE参加者数ともに大幅に減少しています。



資料：長崎市観光統計

### MICE 開催数・参加者数



資料：長崎市観光統計

## (4) 地域経済

### ■ 経済規模

長崎市の経済規模を市内総生産で見ると、平成30年度（2018年度）は約1兆6,365億円と、長崎県全体（約4兆6,766億円）の約35%を占めており、長崎県経済において長崎市は重要な位置を占めています。

また、市内総生産は約1兆5,000億円前後で横ばいの状況が続いています。

### 長崎県と長崎市の地域内総生産の推移



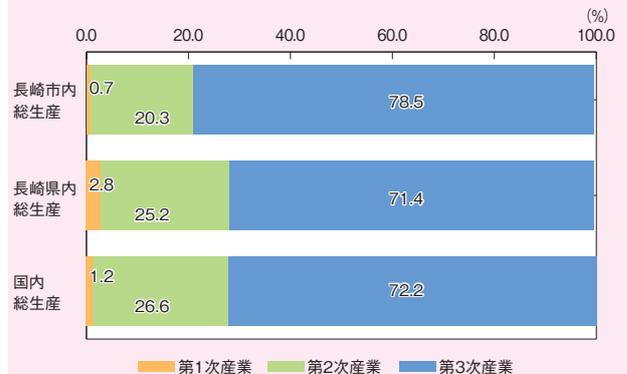
資料：長崎県の市町民経済計算

### ■ 経済の特徴

長崎市の産業構造を総生産の産業別構成比から見ると、平成30年度（2018年度）は、第1次産業が0.7%、第2次産業が20.3%に対し、第3次産業が78.5%を占めています。これを全国と比べると、第2次産業の構成比は6.3ポイント下回り、第3次産業は6.3ポイント上回っており、サービス業を中心とした第3次産業が多い産業構造となっています。

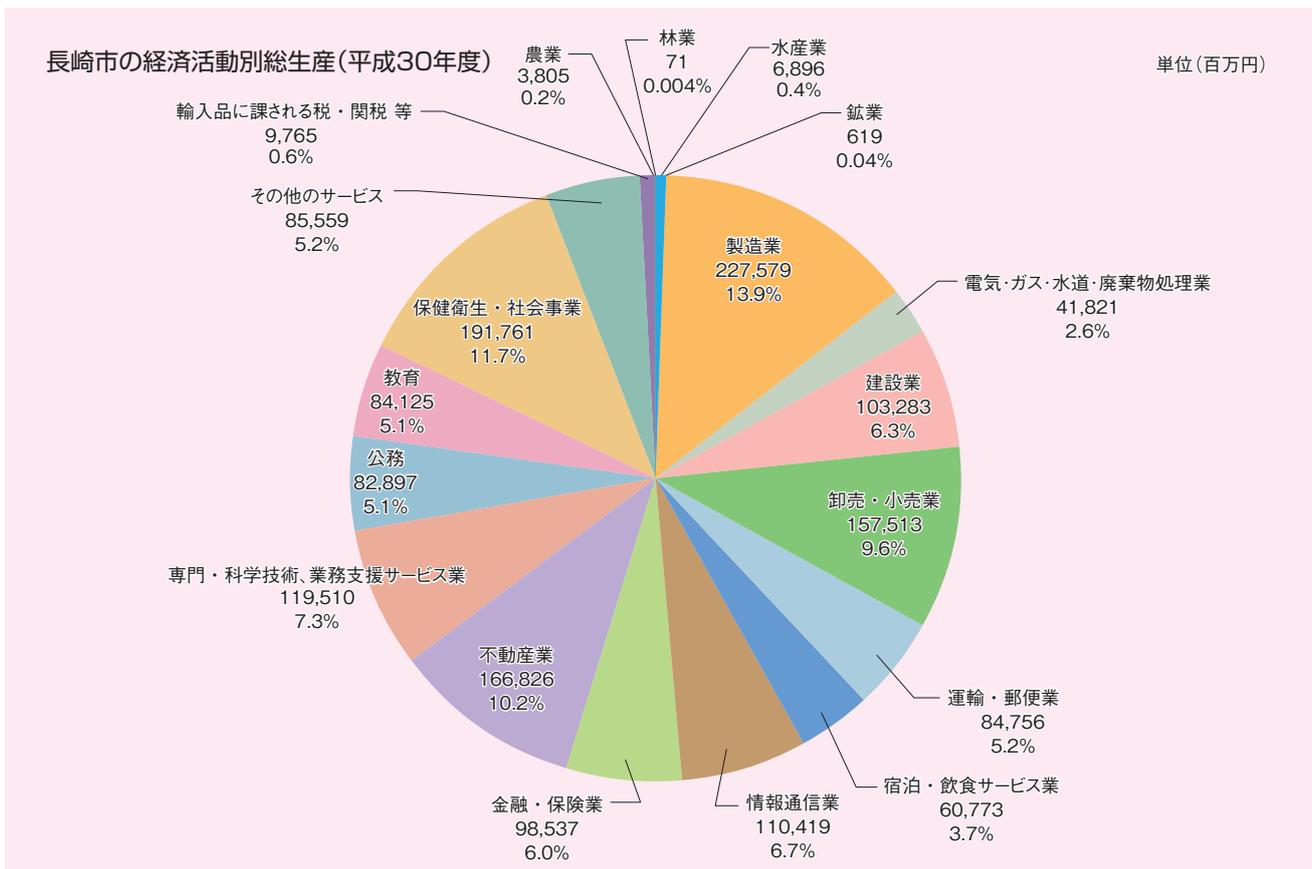
なお、経済活動別の内訳をみると、「製造業」が最も高い約14%、次いで「保健衛生・社会事業」が約12%、「卸売・小売業」・「不動産業」がそれぞれ約10%となっています。

### 市内総生産の産業別構成比(平成30年度)



資料：長崎県の市町民経済計算

(注) 総生産には帰属利子等（控除項目）が含まれるため、各産業の合計は100とはならない。



資料：長崎県の市町民経済計算

## (5) 市民意識

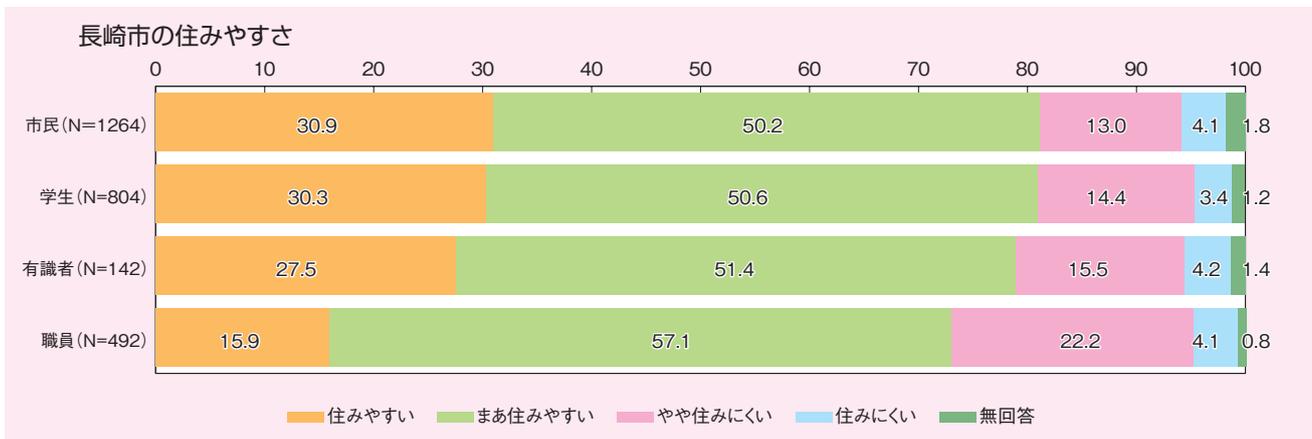
長崎市では、平成30年度（2018年度）に市民、有識者、市役所職員を対象に「市政に関する意識調査」を実施し、市民のニーズや市政への評価の把握に努めました。

### ① 長崎市の住みやすさについて

「住みやすい」「まあ住みやすい」と回答した人が全体の7割から8割に達しています。

住みやすい理由としては、市民と職員では「郷土・ふるさとであるから」、学生・有識者では「治安が良い」が最も多い結果となっています。

一方、住みにくい理由としては、全調査対象で「交通の便が悪い」が最も多くなっています。

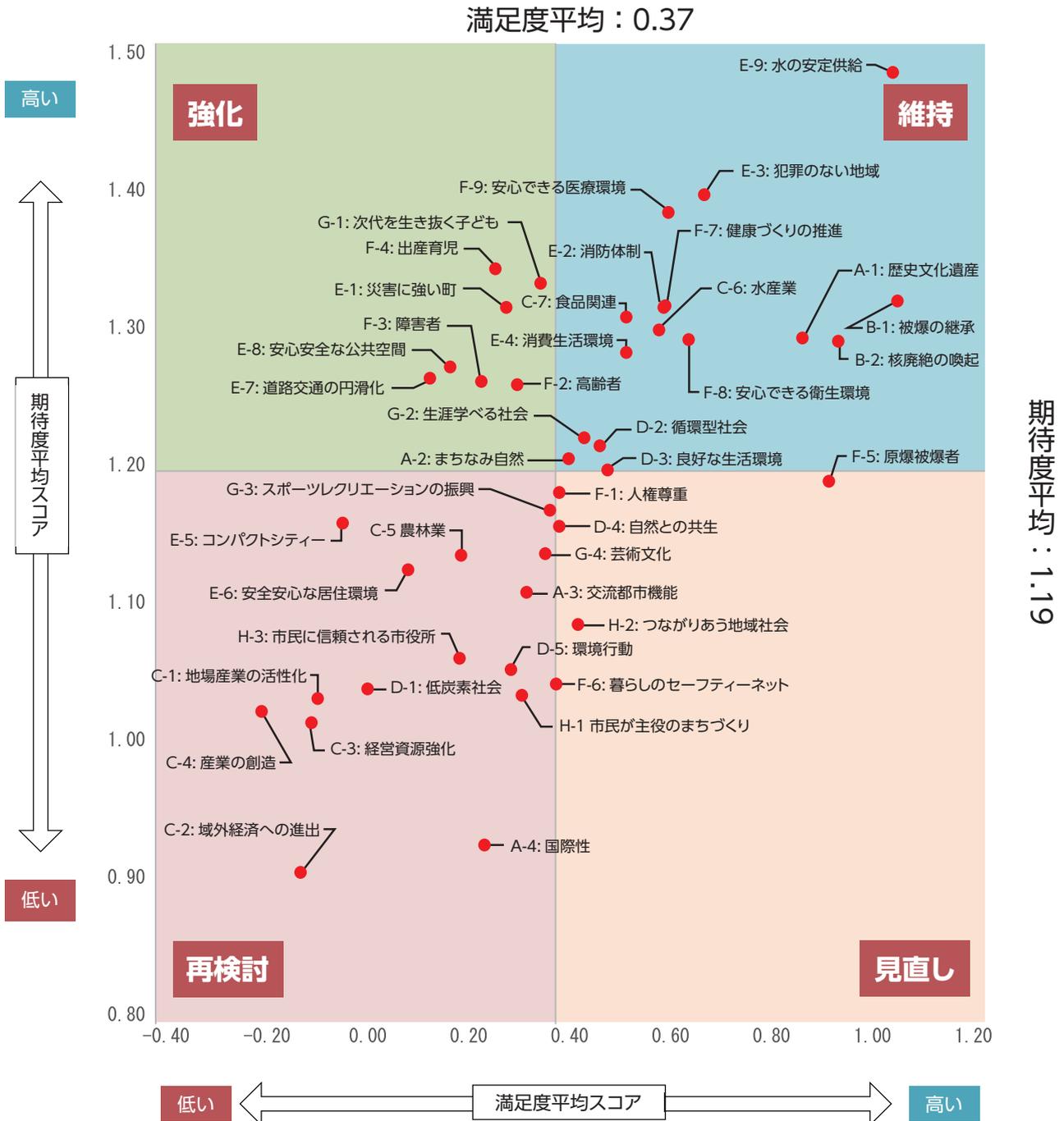


## ② 施策別期待度と満足度

施策の重点化を図る場合、市民の期待度、満足度は重要な判断材料の一つとなります。

第四次総合計画における施策別期待度、満足度の分布図をみると、「福祉」、「子育て支援」、「道路交通」、「災害対策」などの分野が相対的に期待度が高く、満足度は低くなっています。

施策別期待度・満足度の平均スコア散布図



## 3 策定の経過

### (1) 長崎市総合計画策定条例

平成23年の地方自治法の改正により、総合計画の基本部分である基本構想の策定義務がなくなり、総合計画を策定するか否かは市町村の判断に委ねられることになりましたが、長崎市においては、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、また、市民

等と協働してまちづくりに取り組むための共通の指針として総合計画の策定は必要であるとの考えのもと、新たに「長崎市総合計画策定条例」を策定しました。

#### ○長崎市総合計画策定条例（令和2年3月19日 条例第1号）

（趣旨）

第1条 この条例は、本市の総合計画の策定に關し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 基本構想、基本計画及び実施計画からなる本市の最上位の計画をいう。
- (2) 基本構想 本市の将来の都市像、まちづくりの方針等を定める基本的な構想をいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づく本市の各種施策を体系的に示す計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画において定めた各種施策を実施するための具体的な事業を示す計画をいう。

（総合計画の策定）

第3条 市長は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

（審議会からの意見聴取）

第4条 市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、長崎市附属機関に関する条例（昭和28年長崎市条例第42号）別表第1に規定する長崎市総合計画審議会の意見を聴くものとする。

（議会の議決）

第5条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

（総合計画の公表）

第6条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表するものとする。

（総合計画との整合）

第7条 本市は、個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める個別計画等を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

（委任）

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## (2) 総合計画策定における市民参加の状況

### 市政に関する意識調査

※詳しくは市ホームページに掲載しています。 <https://www.city.nagasaki.lg.jp/syokai/730000/731000/p032749.html>⇒



#### 1 調査目的

令和4年度を初年度とする新しい総合計画の策定にあたり、長崎市の住みやすさ、定住意向、都市像を表すキーワード、市の施策に関する満足度や市政への要望などについて市民の皆様の考えや意見等を把握、分析し、その結果を計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

#### 2 調査対象等

市民 3,000人 (長崎市民18歳以上男女個人 単純無作為抽出)  
学生 1,198人 (市内の学校に通う大学生、短大生、高校生)  
有識者 232人 (市政に識見のある方 市にて有意抽出)  
職員 500人 (市にて有意抽出)

#### 3 調査時期

平成30年11月

#### 4 アンケート結果について

回収結果 配布数 4,930 回収数 2,702 回収率 54.8%

### 総合計画シンポジウム

※詳しくは市ホームページに掲載しています。 <https://www.city.nagasaki.lg.jp/syokai/730000/731000/p032998.html>⇒



#### 1 開催目的

第五次全国総合計画策定のキックオフとして次のとおりシンポジウムを開催しました。  
まちづくりに関する基調講演やパネルディスカッションを通して、長崎市の未来を皆さんと一緒に考えるシンポジウムとなりました。

#### 2 開催概要

【タイトル】平成から令和へ「新しいながさき」を一緒に創ろう！～総合計画シンポジウム～

【日時】令和元年6月3日(月)18:30～21:00

【場所】長崎ブリックホール 国際会議場 (長崎市茂里町2-38)

【基調講演】テーマ：「日本のこれまでの10年、これからの10年～今後のまちづくりに求められるものとは～」

講師：寺島実郎氏 (一般財団法人日本総合研究所会長)

【パネルディスカッション】

テーマ：「活気があるながさき」の実現にむけて

パネリスト：泉 菜月氏 (元ロマン長崎)

北川 栄太氏 (崎永海運株式会社代表取締役社長)

原口 光美氏 (トムテのおもちゃ箱)

山口 広助氏 (まち歩きの人)

田上 富久氏 (長崎市長)

コーディネーター：西村 宣彦氏 (長崎大学経済学部教授)

【来場者数】約350人

## 関係団体ヒアリング



※詳しくは市ホームページに掲載しています。 <https://www.city.nagasaki.lg.jp/syokai/730000/731000/p033247.html>⇒

### 1 実施目的

第五次総合計画の体系や基本施策、個別施策を策定するために各分野の皆さんから率直な意見をお聞きし、長崎市が目指す方向性を考える材料とするため、各団体にヒアリングを実施しました。

### 2 実施時期

令和元年7月から11月

### 3 実施団体

観光分野	①長崎国際観光コンベンション協会	高齢福祉分野	⑫長崎市老人福祉施設協議会
平和分野	②長崎平和推進協会	障害福祉分野	⑬長崎市心身障害者団体連合会
	③長崎大学核兵器廃絶研究センター (RECNA)	子育て分野	⑭子育て支援センター運営団体
経済分野	④長崎商工会議所 (都市経営戦略推進委員会)	医療分野	⑮長崎市医師会
農業分野	⑤長崎市認定農業者連絡協議会	学校教育分野	⑯長崎市PTA連合会
水産分野	⑥長崎市漁業協同組合長連絡協議会	スポーツ分野	⑰長崎市スポーツ協会
環境分野	⑦ながさきエコネット	文化・芸術分野	⑱長崎市文化振興審議会
消防・防災分野	⑧長崎市消防団	自治会分野	⑲長崎市保健環境自治連合会 (コミュニティづくり部会)
交通分野	⑨交通関係事業者 (2団体)	市民協働分野	⑳市民活動団体 (ランタナ)
住宅分野	⑩長崎県宅地建物取引業協会長崎支部	地域コミュニティ分野	㉑地域コミュニティ連絡協議会設立準備会 (2地区)
人権分野	⑪長崎人権擁護委員協議会		

## 若者100人超交流会



※詳しくは市ホームページに掲載しています。 <https://www.city.nagasaki.lg.jp/syokai/730000/731000/p033409.html>⇒

### 1 実施目的

これからの長崎をより良くするアイデアを、若者の皆さんからいただくため、話し合いながら交流する会を開催しました。当日は「ミラクルワードカード\*」というアイデア発想ツールを活用したワークショップを実施し、多様な切り口から自由な発想でアイデアをいただきました。

### 2 開催概要

開催日時：令和元年9月29日 (日) 開催場所：長崎県庁行政棟 2階食堂  
来場者数：約70人 ファシリテーター：鳥巢 智行氏

## 第五次総合計画策定に係るワークショップ



※詳しくは市ホームページに掲載しています。 [https://www.city.nagasaki.lg.jp/syokai/730000/731000/p032746\\_d/fil/workgaiyou.pdf](https://www.city.nagasaki.lg.jp/syokai/730000/731000/p032746_d/fil/workgaiyou.pdf)⇒

### 1 実施目的

第五次総合計画の基本構想に掲げる「10年後にめざす姿」などについて、意見やアイデアを出すためのワークショップを開催しました。

### 2 開催概要

- 日時：令和2年8月21日 (金) 17時から21時 令和2年8月22日 (土) 9時から18時45分  
※2日間の連続したプログラム
- 方法：オンライン会議システムを利用したワークショップ
- 参加者：①総合計画審議会委員 (11名) ②市部局長 (25名) ③市若手職員 (8名)  
オペレーションスタッフ  
①総合ファシリテーター (長崎大学経済学部 西村教授)  
②テーブルファシリテーター (長崎大学経済学部学生11名)  
③事務局 (市職員5名)  
協力：長崎大学経済学部みらい創造センター\*

#### \* ミラクルワードカード

「夜の\_\_\_\_\_」「大人の\_\_\_\_\_」「閉店後の\_\_\_\_\_」など、その言葉がただで企画になってしまう魔法の言葉が書かれたカード。ゲームのように楽しみながら、1時間で数十個のアイデアを生み出すアイデアパーソンに誰もがなれるような奇跡のようなカードです。

#### \* 長崎大学経済学部みらい創造センター

長崎大学経済学部の教員組織で、社会人基礎力の涵養を目的としたビジネス実践力育成プログラムを設計、運営するとともに、県内の事業者との共修プログラムや事業共創ワークショップの実施、会議のファシリテーション技術の普及等の地域創生活動を行っている。

## 長崎市基本構想に係るパブリック・コメント



※詳しくは市ホームページに掲載しています。 <https://www.city.nagasaki.lg.jp/syokai/730000/731000/p036048.html>⇒

### 1 実施内容

長崎市が「めざす都市像」や「めざす2030年の姿」を示した新たな「長崎市基本構想」について、市民のみなさんから多くのご意見をいただきました。

### 2 実施時期等

- 1 意見の募集期間：令和2年11月24日(火)～令和2年12月23日(水)
- 2 意見提出者数：10名

## 長崎市第五次総合計画「前期基本計画」に係るパブリック・コメント



※詳しくは市ホームページに掲載しています。 <https://www.city.nagasaki.lg.jp/syokai/730000/731000/p037519.html>⇒

### 1 実施内容

新たな「長崎市基本構想」を実現するための各種施策を体系づけた長崎市第五次総合計画前期基本計画について、市民のみなさんから多くのご意見をいただきました。

### 2 実施時期等

- 1 意見の募集期間：令和3年7月14日(水)～令和3年8月13日(金)
- 2 意見提出者数：16名

## (3) 長崎市総合計画審議会

### ○長崎市附属機関に関する条例

昭和28年10月6日条例第42号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律、政令又は他の条例に定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、附属機関の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 執行機関及び上下水道事業管理者（以下「執行機関等」という。）は、別表第1のとおり附属機関を設置する。

- 2 前項に規定するものを除くほか、執行機関等は、必要に応じて、別表第2に掲げる種類の附属機関を設置する。

(委任)

第3条 附属機関の組織、運営、報酬及び費用弁償の額その他必要な事項は、別に定めがあるものを除くほか、附属機関の属する執行機関等が定める。

別表第1（第2条関係）

附属機関の属する執行機関等	名称	担当事務
市長	長崎市総合計画審議会	本市の総合計画の策定及び施策の評価に関する重要事項の調査審議に関すること。

## ○長崎市総合計画審議会規則

昭和44年5月28日規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎市附属機関に関する条例（昭和28年長崎市条例第42号）第3条の規定に基づき、長崎市総合計画審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員45人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 労働・雇用環境を所管する行政機関を代表する者
- (2) 農業関係団体を代表する者
- (3) 水産業関係団体を代表する者
- (4) 商工業関係団体を代表する者
- (5) 観光関係団体を代表する者
- (6) 交通・輸送関係団体を代表する者
- (7) 医療・保健関係団体を代表する者
- (8) 福祉・介護関係団体を代表する者
- (9) 地域活動団体を代表する者
- (10) 教育関係団体を代表する者
- (11) 芸術・文化関係団体を代表する者
- (12) スポーツ関係団体を代表する者
- (13) 子ども・青少年育成関係団体を代表する者
- (14) 労働関係団体を代表する者
- (15) 消費者関係団体を代表する者
- (16) 金融関係団体を代表する者
- (17) 防災関係団体を代表する者
- (18) 防犯関係団体を代表する者
- (19) 環境関係団体を代表する者
- (20) 平和関係団体を代表する者
- (21) 人権啓発関係団体を代表する者
- (22) 国際交流関係団体を代表する者
- (23) 情報発信関係団体を代表する者
- (24) 学識経験のある者
- (25) 移住者
- (26) 市民

3 市長は、前項第26号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第2項第1号に掲げる者のうちから委嘱された委員が、その職を離れたときは、前2項に定める任期中であっても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

(会長及び副会長の職務)

第5条 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

(会議の成立)

第7条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(議事)

第8条 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係人の出席)

第9条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(結果報告)

第10条 会長は、調査審議が終わったときは、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。

(部会)

第11条 審議会は、必要があると認めるときは、その担当事務を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織し、部会長は、当該部会の委員の互選による。

3 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における調査審議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

5 前各項に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、企画財政部都市経営室において処理する。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則 (略)

※第五次総合計画の策定が本格化した令和元年7月以降の審議会委員名簿を掲載しています。

任期：令和3年7月1日から令和5年6月30日まで

## 第1部会（事務分担：まちづくりの方針A,B)

菊森 淳文（副会長）	公益財団法人ながさき地域政策研究所	理事長
黒田 雄彦	NPO法人長崎の風	理事長
白鳥 純子	被爆体験を語り継ぐ永遠（トワ）の会	
陳 優継	公益財団法人長崎孔子廟中国歴代博物館	理事長兼館長
朝長 杏奈	移住者	
升本 由美子	公益財団法人長崎平和推進協会	副理事長
松尾 敏章	公募委員	
村木 昭一郎（部会長）	一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会	会長
山口 広助	長崎游学の会	代表
山崎 俊彦	長崎市地区商工会連絡協議会	事務局長

## 第2部会（事務分担：まちづくりの方針D,E)

井手 瑛智子	公益社団法人全国消費生活相談員協会	会員
岡田 雄一郎	長崎県弁護士会	弁護士
奥村 公子	特定非営利活動法人環境保全教育研究所	事務局員
蒲原 新一（部会長）	長崎総合科学大学総合情報学部	教授
蔣 宇静	長崎大学総合生産科学域	教授
鉄川 進	一般社団法人長崎県建築士会	会長
峯 比呂志	一般社団法人長崎県バス協会	専務理事
宮崎 孝	長崎地区保護司会	常任理事
山口 邦紀	長崎市消防団	第5分団 分団長

## 第3部会（事務分担：まちづくりの方針F,G)

石川 由香里（部会長）	活水女子大学健康生活学部	子ども学科 教授
今村 康弘	長崎市地域包括支援センター連絡協議会	中央ブロック長
酒井 修子	特定非営利活動法人市民後見人の会・ながさき	理事
谷 美絵	一般社団法人長崎市中心身障害者団体連合会	副会長
納富 重信	社会福祉法人長崎市社会福祉協議会	事務局長
播磨 久美	長崎労働局	雇用環境・均等室長
堀内 伊吹	長崎県音楽連盟	運営委員長
真崎 宏則	一般社団法人長崎市医師会	理事
松本 光生	長崎市PTA連合会	会長
三浦 正二	長崎市子ども会育成連合会	専門委員長
山口 弘幸	公募委員	
渡辺 雄児	公益財団法人長崎市スポーツ協会	理事長

## 第4部会（事務分担：まちづくりの方針C,H)

井手 伸介	長崎青年農業者クラブ	
犬塚 純一	公募委員	
梶原 正雄	長崎工業会	会長
佐々木達也	長崎商工会議所	副会頭
杉原 敏夫（部会長）	長崎大学	名誉教授（経済学部）
友永 浩明	長崎市漁業協同組合長連絡協議会	委員
中牟田真一	長崎経済同友会	代表幹事
西 清	長崎市保健環境自治連合会	監査
西村 宣彦（会長）	長崎大学経済学部	教授
宮本 晃好	日本労働組合総連合会長崎県連合会・長崎地域協議会	事務局長
成瀬 博文	株式会社十八親和銀行 地域振興部	主任調査役
渡邊 憲一	長崎広告業協会	会長

任期：令和元年7月1日から令和3年6月30日まで

## 第1部会（事務分担：まちづくりの方針A,B）

菊森 淳文（副会長）	公益財団法人ながさき地域政策研究所	理事長
黒田 雄彦	NPO法人長崎の風	理事長
白鳥 純子	被爆体験を語り継ぐ永遠（トワ）の会	
陳 優継	公益財団法人長崎孔子廟中国歴代博物館	理事長
朝長 杏奈	移住者	
升本 由美子	公益財団法人長崎平和推進協会	副理事長
松尾 敏章	公募委員	
村木 昭一郎（部会長）	一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会	会長
山口 広助	長崎游学の会	代表
富野 信昭	長崎市地区商工会連絡協議会	事務局長

## 第2部会（事務分担：まちづくりの方針D,E）

井手 瑛智子	公益社団法人全国消費生活相談員協会	
岡田 雄一郎	長崎県弁護士会	
羽良 旭人	特定非営利活動法人環境保全教育研究所	理事
蒲原 新一（部会長）	長崎総合科学大学総合情報学部	教授
蔣 宇静	長崎大学大学院工学研究科	教授
鉄川 進	一般社団法人長崎県建築士会	会長
峯 比呂志	一般社団法人長崎県バス協会	専務理事
末吉 征志（～R2.7.17）	長崎地区保護司会	会長
山口 隆（R2.7.18～）		
松尾 博信	長崎市消防団	稲佐地区本部分団長
本村 花奈	公募委員	

## 第3部会（事務分担：まちづくりの方針F,G）

石川 由香里（部会長）	活水女子大学健康生活学部	教授
松本 雄一郎	長崎市地域包括支援センター連絡協議会	会長
酒井 修子	特定非営利活動法人市民後見人の会・ながさき	理事
谷 美絵	一般社団法人長崎市中心身障害者団体連合会	副会長
納富 重信	社会福祉法人長崎市社会福祉協議会	事務局長
上野 真弓	長崎労働局	雇用環境・均等室長
堀内 伊吹	長崎県音楽連盟	運営委員長
真崎 宏則	一般社団法人長崎市医師会	理事
溝上 修（～R2.7.17）	長崎市PTA連合会	副会長
松本 光生（R2.7.18～）		
三浦 正二	長崎市子ども会育成連合会	専門委員長
峰 勇輝	公募委員	
渡辺 雄児	公益財団法人長崎市スポーツ協会	理事長

## 第4部会（事務分担：まちづくりの方針C,H）

井手 伸介	長崎青年農業者クラブ	
岩根 信弘	長崎県経営者協会	専務理事
佐々木達也	長崎商工会議所	副会頭
杉原 敏夫（部会長）	長崎総合科学大学	客員教授
友永 浩明	長崎市漁業協同組合連絡協議会	委員
中牟田真一	長崎経済同友会	副代表幹事
西 清	長崎市保健環境自治連合会	監査
西村 宣彦（会長）	長崎大学経済学部	教授
宮本 晃好	日本労働組合総連合会長崎県連合会・長崎地域協議会	事務局長
狩野 靖（～R2.6.17）	株式会社十八銀行	地域振興部長
山口 和樹（R2.6.18～）		
水野尾賢一（～R2.6.29）	長崎広告業協会	会長
渡邊 憲一（R2.6.30～）		

## (4) 第五次総合計画「前期基本計画」に対する総合計画審議会からの意見等

### 総括的事項

- 総合計画を知りたい、調べたいと思った市民が容易にアクセスできるよう、QRコードやURLを冊子に掲載するなどの入口を作るとともに、総合計画をきっかけに市政に興味をもたれた方が様々な情報を得て市政に参画できるよう工夫をしてほしい。
- 読みやすさの観点から計画内で用いられる言葉については、外来語やカタカナ語、専門用語の使用をできるだけ控え、できる限り平易な言葉を使用してほしい。
- 総合計画の冊子や概要版を作成する際には、ユニバーサルデザインへも配慮し、視覚障害の方も総合計画に触れることができるよう工夫をしてほしい。
- 成果指標については、めざす姿に対して取組方針がどれくらい成果を生み出しているかをきちんと示せるようなものを引き続き検討する必要がある。
- 市の事業として実行すれば当然進捗するような活動指標的なものが成果指標になっているところもあるため、適切な成果指標について引き続き検討する必要がある。
- 成果指標の基準値については、コロナ禍の影響を大きく受けた数値については基準値として採用する年度を十分検討する必要がある。
- 総合計画は最上位計画で、成果指標のデータは正確さや根拠を求められることは理解しているが、全体の目標からすると市が持っているデータだけで成果指標を設定することは無理があるのではないかと。各専門分野の団体等が様々なデータを持っていることから、幅広くデータを集め、その中から最も適した成果指標は何かということを探してほしい。
- 成果指標の考え方やあり方について、統一した考え方を市役所内部や審議会と共有したほうがよい。
- 第五次総合計画の計画期間においては、世の中が大きく変わることが想定されることから、成果指標については柔軟な対応ができるようにしてほしい。
- 市役所内部の連携を強化するとともに、民間や市民と協働して施策を推進してほしい。
- 市民意識なども含む客観的なデータに基づき、政策決定できるような仕組みづくりに取り組んでほしい。

### まちづくりの方針A

#### 私たちは「独自の歴史・文化を活かし、多様な交流と満足を生み出すまち」をめざします

- 沖縄の首里城跡での火災などの例もあることから、文化財の火災に対する注意喚起が必要である。
- 食文化等に係る無形文化財登録制度などの動きがある中、その登録制度によりどのような効果があるかなどを見極め、効果があるようであれば積極的に活用してほしい。
- くunchやペーロンなど地域に根差した文化は住民の助け合い、共助にとっても大きな役割を果たしている。その文化を守るため、地域と行政が一体となって後継者の育成などに取り組んでほしい。
- 観光まちづくりやグリーンツーリズムによるまちづくりを進めるにあたっては、中心部だけではなく周辺地域や拠点地域の無線LAN環境の整備が重要であることから整備を進めてほしい。
- 観光地や文化財、公共施設のバリアフリー対応をさらに進めてほしい。

### まちづくりの方針B

#### 私たちは「平和を愛し、平和の文化を育むまち」をめざします

- 老朽化した原爆資料館の維持補修や被爆遺構及び被爆資料の保存に多額の費用や人材が必要であるが、限られた財源や人材を有効に活用できるよう優先度等を見極め取り組んでほしい。
- 平和ガイドを利用する方が増えている一方で、平和ガイドの高齢化が進んでいる。若い方の育成を含め、平和ガイドの研修の充実などにしっかり取り組んでほしい。
- 被爆の実相について、原爆の恐ろしさだけでなく、その背景にある差別や生きづらさなども伝えることで、自分の人生に重ね合わせていけるような伝え方など、被爆者がいない時代に向けて、時代に応じた継承に取り組んでほしい。
- 金融機関や証券会社などが、人権や環境など社会問題への対応責任を重視する規範である「ESG投資」を徹底し、非人道兵器の廃止を後押しする

狙いで核兵器製造・関連企業への融資を制限する流れが出ている。このような民間の動きと連携した取組みなども検討してほしい。

- 核兵器禁止条約が発効しても、日本国民の意識が変わらない限り日本は永遠に核兵器禁止条約に署名批准はしないのではないかと思う。国外に向けて発信することも大事であるが、長崎市の使命として国内に向けて積極的に発信する必要がある。

### まちづくりの方針C

#### 私たちは「人や企業に選ばれ、産業が進化し続けるまち」をめざします

- 客観的なデータに基づき意思決定ができる経営者を増やす取組みへの支援が重要ではないか。
- 地域の商店街にとって中央資本の電子マネーの導入は手数料の負担が大きいことから、地域通貨の導入などソフト面の支援にしっかり取り組んでほしい。
- 人材確保については、ターゲットを見極め、長崎から福岡や東京に出ている学生等に対して長崎の就職先に係る情報発信などを行うことが重要ではないか。
- 若い人だけでなく、高齢者の雇用、仕事の在り方も検討してほしい。
- 産業を強くするためにも、地場産業の育成は大変重要であることから、組織横断して取り組んでほしい。
- 行政も産業界もあらゆる分野でE B P M (Evidence Based Policy Making:根拠に基づく政策立案)を進め、その効果もデータで評価するような文化に変えていかなければならないと思う。
- 長崎市の人口流出が多いということは、関係人口が多いという意味ではチャンスである。長崎に関する情報を関係人口のネットワークなどを使って発信することでUターンやIターンの増加につなげてほしい。
- 農林業に関して地産地消型で就農者に利益が出るような、これまでとは違う視点で取り組むことが必要ではないか。
- 外から来られる方に長崎の農林水産品のよさを知ってもらうため、DMOや事業者と一緒に取り組んでほしい。
- 小中学生に対する食育の視点で、給食への積極的な地元農水産物の利用などに取り組んでほしい。
- 長崎が持つ造船の技術や水産のノウハウ、魚の調

理のスキルといったものこそが長崎の強みであり、水産業をトータルにとらえて長崎のまちおこしに活かしていくことが重要であると思う。

### まちづくりの方針D

#### 私たちは「環境と調和した持続可能なまち」をめざします

- 脱炭素社会をめざすにあたり、次世代自動車の普及も大事であるが、できるだけ公共交通機関を利用するなどの市民の意識啓発に取り組むことが必要であると思う。
- 住宅が使用するエネルギーは非常に大きいので、日常生活で使用するエネルギーを抑えることができる省エネ住宅などの普及に取り組んでほしい。
- 脱炭素社会の実現には環境面だけではなく、住宅や経済などトータルの視点を持って取り組むことが必要である。
- ごみの排出量を減らすことの前に、消費を適切に行うということが、そもそも最初の段階で必要であり、そのような消費者教育に取り組んでほしい。
- 海ごみやマイクロプラスチックの問題が社会問題となっており、事業者だけでなく市民一人ひとりの適切な処理の重要性について意識啓発が必要であると思う。
- 森林整備は、植林、枝打ち、間伐の流れがあるが、最終的に木材を活用することでその循環が成り立つことから、地元材の活用について検討してほしい。
- 環境意識を醸成する消費者教育は、小中学校から義務化されているため子どもたちは受けているが、高齢者などはほとんど消費者教育を受けていないため、自治会や老人会などへの発信が必要ではないか。

### まちづくりの方針E

#### 私たちは「だれもが安全安心で快適に暮らし続けられるまち」をめざします

- 都市の防災機能向上に関しては、斜面地の石積みや擁壁等の崖崩れに対して不安を感じている人が多いことから、積極的に崖の改修を進めてほしい。
- SDGsがめざすのは、責務や役割を有する自立した消費者、消費者市民としての消費者像であり、そのための消費者教育が重要となっている。現在、

消費者教育は、高校までは随分と進んでいることから、今後は高齢者に向けた消費者教育に力を入れてほしい。

- 住まいの施策について、今後は人口を減らさない、人口を増やすことが重要であり、若い人が長崎にどうしたら定住するかということ进行分析し、施策に活かしていくことが必要であると思う。
- 依然として旧耐震構造の建物が多いという課題に関しては、古い建物を耐震化することは考えづらく、建て直すということが一般的であるが、建て直す際には現在の建築基準に基づく必要があるため容積率が従来のままの場合、狭くなってしまう恐れがあることから、民間建物の耐震化を進めるためには、市街地のビルの容積率の変更について検討が必要ではないか。
- 環境負荷の軽減を意識し、公共交通や徒歩で移動するという新しいまちの形についての考え方がある中、今後の道路行政を進めるにあたっては、「人」の視点も大事にしてほしい。
- 公共交通のあり方について、人口減少、高齢化が進めば公共交通機関を使う人が減少することは当然のことであり、これを踏まえ公共交通機関として自家用車を活用できないかなど、公共交通をどのように維持していくのかを検討する必要があると思う。
- 長崎市はゼロカーボンシティ宣言を行ったところだが、移動についてはエネルギー使用が伴うことから考えると、SDGsの13番「気候変動に具体的な対策を」というゴールも意識して取り組む必要がある。また、移動に対して助けが必要な人がいるという視点もあることから、SDGsの3番の「すべての人に健康と福祉を」というゴールも意識する必要がある、それぞれを達成するためには、部局を超えた横の連携を図りながら取り組んでほしい。
- 斜面地が多い地形ではあるが、中心部など平坦地もあるので、道路を整備する際には自転車の視点も取り入れてほしい。
- 環境省では地球温暖化対策の一環として日々の移動をエコにする新たなライフスタイル「smart move (スマートムーブ)」を提唱している。ゼロカーボンシティの達成を目指すうえで、交通は非常に大きな要素であるので、道路や公共交通のサービスを検討する際には、市民が時々に適

した移動の方法で賢く移動できるような環境整備の視点も取り入れてほしい。

## まちづくりの方針F

### 私たちは「みんなで支え合い、だれもが健康にいきいきと暮らせるまち」をめざします

- 人権の問題は、人間の根源的なことで、世代に関係なく捉えていくということが基本であるので、学校教育をはじめ広く関係部署と連携を図ることが大事であると思う。
- 「市役所の女性管理職の割合」は、民間への影響力が大きいことから、市役所が率先して取り組んでほしい。
- 発達障害の早期対応が進んでおらず、療育が遅れることにより、特に小学校では先生たちに大きな負担がかかっていると聞いている。障害福祉課と教育委員会などの組織の連携を図るとともに、療育の体制強化を図り、早期療育の充実と診療待機期間を少しでも短縮してほしい。
- 高齢者の介護予防活動を支援するボランティアについて、地域においては高齢化により人材が不足し、ボランティアができる方が固定化されている状況であることを認識してほしい。
- 成年後見制度は高齢者に加え、障害者の方にもしっかり定着させていく必要があるが、制度そのものが使いづらいという課題を認識してほしい。
- 身近な通いの場としての高齢者ふれあいサロンは、小学校区に1つだと送迎が必要になる場合があることや、ボランティアの確保が難しいことなどがあることから、地域のニーズとのマッチングについて行政が行ってほしい。
- 障害に関する相談支援事業所の利用者数が増加しているが、職員が疲弊してしまわないよう行政がケアに引き続き努めてほしい。
- 高齢者ふれあいサロンについては、階段や距離の問題で参加を躊躇する方がいらっしゃることから、利用しやすい場所に設置し、大事な通いの場の確保に努めてほしい。
- 新型コロナウイルス感染症の対応などを契機に、かかりつけ医の必要性に対する認識が変わってきていることから、さらにかかりつけ医を持つ市民の割合を高めるため市民の意識啓発に努めてほし

い。

- 子育てに関する相談窓口の相談ができる時間は、働く親も相談しやすい時間帯の設定に改善してほしい。
- 子育て支援センターがなく、相談できる場所が少ない地域があることから、早急に整備を行ってほしい。
- 住宅を提供することが生活の安定につながることから、住宅課と連携し、子育て支援及びひとり親家庭の住宅支援について取り組んでほしい。
- あぐりの丘に新しく整備される全天候型の遊戯施設については、子どもや子どもを育てる親等の意見を十分に聴き、安全安心な施設となるよう取り組んでほしい。
- 複雑な問題を抱える世帯が増加しており、特に子どものケアを十分に行い、負の連鎖を防止する必要があると思う。

### まちづくりの方針G

#### 私たちは「未来を創る人を育み、だれもが学び、楽しみ続けられるまち」をめざします

- WHOからは、若年層の脳の形成の過程において、テレビゲームが特に前頭葉あたりに障害を引き起こすことが発表されている状況において、行政や教育委員会が実態調査を行い、ゲーム等に関する子どもを取り巻く環境を正しく理解し、正しく導いてほしい。
- 子ども一人につき一台パソコンが配布され、それを用いた学習が始まっている中、教員のパソコンを使った学習指導のスキルアップに取り組むことに加え、ICTによる弊害を見極めることができる教員の育成が必要であると思う。
- パソコンの学習への導入については、学校と家庭が十分連携して進めていくことが必要である。
- 県有施設があることを理由に、国際大会を開催できる市有のスポーツ施設がないことから、整備に向けて検討してほしい。
- 発達障害の子どもたちの増加に伴い、特別支援学級数も急激に増えてきており、その子どもたちは特に手厚い支援を要することから、支援員や専門性のある教員数を十分に確保することが必要であると思う。

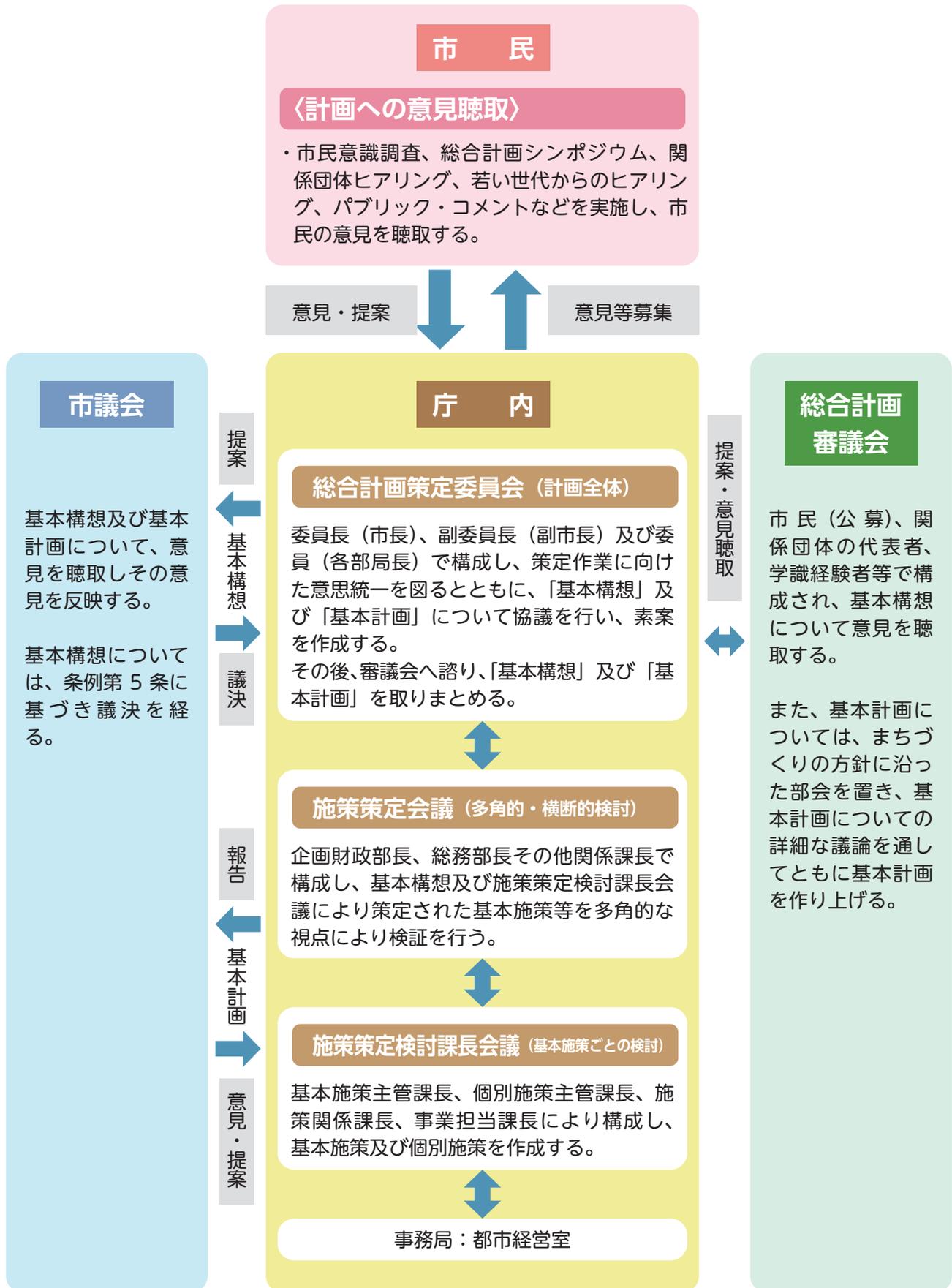
- スタジアムの建設が現実となり、スポーツを通じた新しいまちづくりや子どもたちへのスポーツへの関心、技術の向上などに結び付ける絶好のチャンスであることから、行政と民間がしっかり連携して取り組んでほしい。
- 新たな文化施設は、コロナ禍の経験を踏まえ安全性などにも様々な工夫を施し、安心して使えるホールとして整備してほしい。

### まちづくりの方針H

#### 私たちは「参画と協働によるまちづくりと確かな行政経営を進めるまち」をめざします

- ホームページの満足度などは、インターネット上で簡単に調査できる時代となっていることから、実施に向けて研究してほしい。
- 時代がデジタル化に進んでいる状況であるので、行政手続きをオンラインでできるように進めてほしい。
- 近い将来、デジタル化がかなり進み、行政運営上非常に重要なものとなると考えられていることから、行政のデジタル化、DXに遅れをとらないよう取り組んでほしい。
- デジタル化、IT化を行う際に、現在の業務フローを整理することが重要である。
- デジタル化を図ることは必要である一方、高齢者などデジタルが苦手な方々もいることから取り残すことがないよう配慮が必要である。
- 今後は高齢化や担い手不足が非常に深刻な問題となることから、意識して市民、行政など皆が同じ方向を向いた施策展開に努めてほしい。
- オンライン化、情報化は、縦割りの組織の中に横串を刺し、連動性を図る非常にいいチャンスであることから、仕事を推進する上で障害になっているものを改善し、他部門と連携を図ってほしい。
- よかまちづくり基本条例はまちづくりの基本となるものであるため、市民への周知を図ってほしい。

## (5) 策定体制



## (6) 策定に係る会議等の実績

年度	日時	会議名	内容
平成30年度	8月21日	第1回総合計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定の進め方について</li> <li>市民参画について</li> <li>「時代の大きな流れと長崎市を取り巻く現状」及び「第四次総合計画の問題」について</li> </ul>
	8月29日	総合計画審議会第2回全体会	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定のながれ</li> <li>スケジュール</li> </ul>
	11月20日	第2回総合計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>第五次総合計画を策定する際の基本的な考え方について</li> <li>第五次総合計画の策定の進め方について</li> </ul>
	2月4日	総合計画審議会第3回全体会	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定の基本的な考え方</li> <li>将来の都市像及びまちづくりの基本姿勢について</li> <li>日本と長崎の時代の流れについて</li> </ul>
	3月14日	平成30年度第1回リーダー会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定の進め方について</li> <li>将来の都市像について</li> </ul>
令和元年度	4月8日	令和元年度第1回リーダー会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来の都市像について</li> <li>四次総の振返りについて</li> <li>基本構想、基本計画の策定体制について</li> </ul>
	5月23日	総合計画審議会第1回全体会	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定の進め方について</li> <li>関係団体のヒアリングについて</li> <li>総合計画シンポジウムについて</li> <li>意識調査結果について</li> </ul>
	6月3日	総合計画シンポジウム	総合計画策定のキックオフとして、市民を対象に開催
	7月26日～10月2日	総合計画審議会外部評価	例年実施の前年度事業施策評価に加え、後期基本計画の振返りを全43施策で部会ごとに実施
	9月29日	若者100人 超交流会	若い世代が求める「幸せに暮らせるまち、魅力あるまち」とはどんな長崎なのか、長崎市の将来について若者が考える機会とすることを目標に開催
	7月～11月	関係団体ヒアリング	様々な団体や年代の市民の幅広い意見を聴取し、多くの市民の意見を反映した第五次総合計画とすることを目的に、それぞれの分野の現状及び課題、今後10年間で取り組むべきこと等についてヒアリングを実施
	1月30日	第1回基本施策主管課長会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>第五次総合計画策定のスケジュールについて</li> <li>第四次総合計画の振り返りについて</li> </ul>
	2月14日	第2回基本施策主管課長会議	第四次総合計画の振り返り（ワークショップ）
	2月19日	令和元年度第2回リーダー会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>第五次総合計画策定スケジュールについて</li> <li>第四次総合計画の振り返りについて</li> <li>基本構想の策定手法について</li> </ul>
	2月20日	第3回総合計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>第五次総合計画策定のスケジュールについて</li> <li>長崎市総合計画策定条例について</li> <li>基本構想の策定手法について</li> </ul>
	3月13日	長崎市総合計画策定条例議案議決	第24号議案
	3月26日	第4回総合計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>第四次総合計画策定の振り返りについて</li> <li>基本構想の策定手法について</li> </ul>
	令和2年度	4月10日、11日、12日	ワークショップ（新型コロナウイルス感染症の影響により4月1日中止）
4月13日～		仮想ワークショップ（新型コロナウイルス感染症の影響により4月17日中止）	長崎市総合計画審議会リーダー（総合計画審議会会長、副会長、各部会長、各副部会長）と市役所の各部局長が一堂に会せず、壁紙新聞方式で行うワークショップ
6月15日		第四次総合計画基本構想変更議案議決	第五次総合計画の開始時期を令和3年度から令和4年度に1年延期することに伴う総合計画の空白期間を回避するため。第95号議案

年度	日時	会議名	内容
令和2年度	7月14日	審議会書面による意見聴取	・長崎市第四次総合計画の検証について (長崎市の考え方8/18回答)
	7月30日、 31日	ワークショップ (7月29日中止)	・長崎市総合計画審議会リーダー(総合計画審議会会長、副会長、各部長、各副部長等)と市役所の各部長が一堂に会したワークショップ
	8月21日、 22日	オンラインワークショップ	・長崎市総合計画審議会リーダー(総合計画審議会会長、副会長、各部長、各副部長等)と市役所の各部長が一堂に会せず、オンラインにより実施するワークショップ
	9月4日	所管事項調査	・第五次総合計画の策定スケジュールについて
	10月1日	令和2年度第1回策定委員会	・長崎市第五次総合計画策定に関する基本方針について ・第五次総合計画基本構想について
	10月7日	令和2年度長崎市総合計画審議会第2回全体会(第1回全体会は施策評価で実施)	・長崎市第五次総合計画策定に関する基本方針について ・第五次総合計画基本構想について
	10月19日	令和2年度第1回策定委員会	・長崎市第五次総合計画策定に関する基本方針について ・第五次総合計画基本構想について
	10月27日	所管事務調査 ・長崎市第五次総合計画について	・第五次総合計画の策定スケジュールについて ・第四次総合計画の振り返りと第五次総合計画の取組み方針について ・長崎市第五次総合計画策定に関する基本方針について ・第五次総合計画基本構想について
	11月16日	所管事務調査 ・長崎市第五次総合計画について	・第五次総合計画の策定スケジュールについて ・10月所管事務調査 総務委員会からの意見とその対応 ・長崎市第五次総合計画基本構想(素案) ・長崎市第五次総合計画推進体制
	11月20日	令和2年度 第1回基本施策主管課長会議	・第五次総合計画の策定スケジュール ・第五次総合計画策定に関する基本方針 ・基本構想について ・基本計画について
	11月24日～ 12月23日	パブリック・コメント	・基本構想について
	12月16日	令和2年度 第1回リーダー会議	・基本構想について ・前期基本計画について ・スケジュールについて ・前期基本計画の構成と様式について ・人口の将来展望について
	1月13日	令和2年度第1回施策策定会議	・第五次総合計画基本計画について
	1月15日	令和2年度 第3回策定委員会	・基本構想について ・基本計画の策定について
	2月16日	令和2年度 第2回リーダー会議	・第五次総合計画前期基本計画の審議会の進め方について
	2月24日	書面照会	・総合計画審議会部会審議に先立ち書面により「前期基本計画素案」に対する審議会からの意見を聴取
	3月9日	基本構想議案議決	・第41号議案
3月13日～ 4月12日	総合計画審議会部会 (対面とリモートを併用した会議を述べ10回実施)	・前期基本計画素案に対し、基本施策ごとに詳細な審議を実施	

年度	日時	会議名	内容
令和3年度	4月26日	令和3年度第1回施策策定会議	・基本計画の策定について
	5月14日	令和3年度第1回基本施策主管課長会議	・6月議会所管事項調査資料の作成について
	5月17日	令和3年度第1回リーダー会議	・審議会部会でいただいた意見に対する対応方針について
	6月15日	所管事項調査	・長崎市第五次総合計画「前期基本計画」について (所管事務調査で審議することを決定)
	6月18日	書面回答	・総合計画審議会部会からの意見に対する対応方針について
	7月2日～ 7月5日	所管事務調査	・長崎市第五次総合計画「前期基本計画」について
	7月9日	書面報告	・総合計画審議会あて基本計画修正案について
	7月14日～ 8月13日	パブリック・コメント	・第五次総合計画「前期基本計画」について
	8月12日	令和3年度第1回策定委員会	・総務委員会からの意見への対応方針について ・パブリック・コメントの概要について ・冊子の構成について
	9月6日	所管事項調査	・総務委員会からの意見への対応方針について ・パブリック・コメントの概要について ・冊子の構成について
	11月8日	令和3年度第1回総合計画審議会全体会	・第五次総合計画「前期基本計画」の最終報告
12月3日	所管事項調査	・長崎市第五次総合計画「前期基本計画」について (最終案報告)	

## 4 個別計画の策定状況

各個別施策に記載した「関連する計画等」の中から、各分野における大きな方針や方向性等を定めた計画を記載しています。

まちづくりの方針	個別計画の名称	計画期間	計画の概要
<b>A</b> 私たちは「独自の歴史・文化を活かし、 多様な交流と満足を生み出すまち」をめざします	長崎市歴史文化基本構想	平成27年度 ～	長崎市の文化財を保護・継承し、個別ではなく一体的な保存活用を図り、また、歴史文化を活かしたまちづくりにつなげるための方針を定めるもの。
	史跡「出島和蘭商館跡」復元整備計画	平成8年度 ～	史跡「出島和蘭商館跡」の復元整備について、遺跡の保存と公開計画、建物等の復元計画、展示活用計画、顕在化計画の方針を示すもの。
	国指定史跡「出島和蘭商館跡」保存活用計画	平成28年度 ～	史跡「出島和蘭商館跡」の価値を後世に伝えていくための保存・活用の方針、計画を示すもの。
	長崎市景観基本計画	平成23年度 ～	長崎の特徴的な歴史や地形の魅力などを活かし、長崎ならではの景観づくりを市民とともに進めるための基本的な方策を示すもの。
	長崎市歴史的風致維持向上計画	令和2年 ～ 令和11年	歴史まちづくり法に基づき、長崎市固有の「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い歴史的建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地環境（歴史的風致）」を維持向上していくための基本的な方策を示すもの。
	環長崎港夜間景観向上基本計画	平成29年度 ～ 令和7年度	長崎の歴史や文化を感じ、市民に愛されるふるさとの風景となる夜景づくりを通じて「世界一の夜景都市」となることを目指し、遠景及び中・近景の夜間景観の向上を図るための基本的な方策を示すもの。
	長崎市観光・MICE戦略	令和3年度 ～ 令和7年度	交流人口の拡大による経済活性化と市民生活との調和を図るため、行政、事業者、DMO、市民など多様な関係者がめざすべきビジョンを共有し、そのビジョンを達成するための基本的な方向性や重点的に進めるべき取組みの指針を示すもの。
	長崎市新幹線開業アクションプラン	令和2年度 ～	「交流の産業化」による長崎創生の取組みと連携を図りながら、西九州新幹線開業の効果を最大化するための方策を示すもの。
	長崎市中心市街地活性化基本計画（第2期）	令和2年度 ～ 令和6年度	都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するための方策を示すもの。
<b>B</b> 私たちは「平和を愛し、 平和の文化を育むま ち」をめざします	国指定史跡長崎原爆遺跡保存活用計画	平成30年度 ～	史跡長崎原爆遺跡の本質的な価値とその構成要素を特定し、適切な保存管理、活用、整備、運営のあり方について記述し、今後の保存活用に向けた方向性を示すもの。

まちづくりの方針	個別計画の名称	計画期間	計画の概要
<p><b>C</b></p> <p>私たちが「人や企業に選ばれ、産業が進化し続けるまち」をめざします</p>	第五次長崎市経済成長戦略	令和4年度～令和7年度	地域経済の成長戦略として長崎市全体としてのめざすべき方向性や基本方針を示したうえで、その実現に向けて長崎市において特に重点的に取り組む分野や施策を取りまとめたもの。
	第二次長崎市農業振興計画 [前期計画]	令和4年度～令和7年度	長崎市の農業全般における振興の方針や施策を体系化し総合的に推進、管理するための方策を示すもの。
	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	平成6年度～	「農業経営基盤強化促進法」に基づき、農業経営の将来計画並びに認定農業者及び認定新規就農者の経営指標、支援事業等について示すもの。
	長崎市森林整備計画	令和3年度～令和12年度	森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、「水源涵用機能」、「山地災害防止機能/土壌保全機能」、「快適環境形成機能」、「保険機能維持増進森林」、「木材等生産機能」の5タイプに区分して、適切な森林整備を推進する方向を示すもの。
	第4次長崎市水産振興計画	令和4年度～令和7年度	長崎市の水産業を環境変化に強く活気のある持続可能な産業にするため、水産振興における取組の方向性を示すもの。
<p><b>D</b></p> <p>私たちが「環境と調和した持続可能なまち」をめざします</p>	長崎市第三次環境基本計画	令和4年度～令和12年度	「長崎市環境基本条例」に基づき、長崎市の環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために、市民・団体、事業者、市役所が一体となって取り組むための方策を示すもの。
	長崎市地球温暖化対策実行計画 [市域編（区域施策編）]	平成21年度～令和12年度	「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市域全体の温室効果ガスの排出量削減を推進するために、市民、事業者、行政が一体となって取り組むための方策を示すもの。
	長崎市地球温暖化対策実行計画 [市役所編（事務事業編）]（長崎市役所地球温暖化防止率先行動計画）	平成21年度～令和12年度	「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、長崎市役所の全ての事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量を削減するために、長崎市が率先して取り組むための方策を示すもの。
	長崎市一般廃棄物処理基本計画 (ごみ処理基本計画)	平成24年度～令和8年度	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、一般廃棄物（ごみ）の処理に関する方針を示すもの。
	長崎市一般廃棄物処理基本計画 (生活排水処理基本計画)	平成25年度～令和5年度	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、一般廃棄物（し尿及び生活雑排水）の処理に関する方針を示すもの。
	長崎市災害廃棄物処理計画	令和3年度～	災害時における廃棄物の迅速かつ適正な処理を確保し、市民生活の早期復旧・復興を図るため、災害廃棄物の処理に関する基本的な考え方を示すもの。
<p><b>E</b></p>	長崎市国土強靱化地域計画	令和2年度～令和7年度	「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条」に基づき、自然災害が頻発化、激甚化するなか、いかなる災害が起きても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をもった地域を構築するため、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組みとして計画的に実施するための指針となるもの。
	長崎市地域防災計画	昭和39年度～	「災害対策基本法」に基づき、市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、災害に備える「予防」、災害時の「応急対策」、災害後の「復旧復興対策」の大綱を定めるもの。

まちづくりの方針	個別計画の名称	計画期間	計画の概要
E 私たちは「だれもが安全安心で快適に暮らし続けられるまち」をめざします	第4次長崎市安全・安心まちづくり行動計画	令和4年度～令和7年度	「長崎市安全・安心まちづくり推進条例」を踏まえ、犯罪のない安全で安心なまちづくりの総合的かつ計画的な推進を図るための方策を示すもの。
	長崎市犯罪被害者等支援計画	令和4年度～令和7年度	「長崎市犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等の支援の総合的かつ計画的な推進を図るための方策を示すもの。
	第11次長崎市交通安全計画	令和4年度～令和7年度	「交通安全対策基本法」を踏まえ、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るための施策の大綱を定めたもの。
	長崎市都市計画マスタープラン	平成28年度～令和17年度	「都市計画法」に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、都市の将来像（全体構想、地区別構想）と都市づくりの進め方を示すもの。
	長崎市立地適正化計画	平成30年度～令和17年度	長崎らしい「集約（コンパクト）と連携（ネットワーク）」の都市実現のため、市民にとって安全・安心で快適な暮らしが続けられる都市づくりの具体的な取組みを示すもの。
	長崎市住生活基本計画	令和3年度～令和12年度	「住生活基本法」に基づき、長崎市の地域特性に応じた住まいづくり・まちづくりを総合的かつ計画的に推進するための方策を示すもの。
	長崎市空家等対策計画	令和3年度～令和7年度	「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空家等に関する対策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針等を定めたもの。
	長崎市耐震改修促進計画	平成20年度～令和7年度	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき建築物の耐震化を促進するため、具体的な目標及び建築物の耐震診断・耐震改修の促進を図るための施策等を定めたもの。
	長崎市バリアフリーマスタープラン・長崎市第2期バリアフリー基本構想	令和3年度～令和7年度	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、本市のバリアフリー化を推進していくため、バリアフリー化の考え方や具体的な事業を示すもの。
	「長崎市中央部・臨海地域」都市・居住環境整備基本計画	平成23年度～	長崎市中央部・臨海地域を観光立国（ビジットジャパン）を牽引する地域として、再生するための方針を示すもの。
	長崎市公共交通総合計画	令和2年度～令和17年度	将来のまちづくりや市民の利益の確保を見据えて、持続可能な公共交通機関へと転換していくため、行政と事業者や関係者が連携・協力し、取り組むべき方向性を示すもの。
	長崎市地域公共交通計画	令和3年度～令和7年度	国が定める基本方針及び令和2年6月に策定した長崎市公共交通総合計画に基づき、行政と事業者や関係者が連携・協力し、公共交通ネットワークのあるべき姿を明らかにしつつ、取り組むべき実施施策を示すもの。
	長崎駅周辺まちづくり基本計画	平成22年度～	長崎の新しい玄関口にふさわしい都市拠点の形成を図るため、長崎駅周辺土地区画整理事業の施行区域内における将来像やまちづくりの基本方針を示すもの。
長崎市駐車場整備計画	令和3年度～令和12年度	「駐車場法」に基づき、本市の駐車場整備等に関する基本方針や施策を示すもの。	
長崎市上下水道事業マスタープラン2015	平成27年度～令和6年度	国の新水道ビジョン及び新下水道ビジョン等の趣旨を踏まえ、これからの上下水道事業がより発展的に持続するために必要な方向性及び基本的な施策を示すもの。	

まちづくりの方針	個別計画の名称	計画期間	計画の概要
<b>F</b> 私たちは「みんなで支え合い、だれもが健康にいきいきと暮らせるまち」をめざします	第3次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画	令和4年度～令和12年度	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、本市の人権教育・啓発の総合的な推進方策を示すもの。
	第3次長崎市男女共同参画計画	令和4年度～令和12年度	「男女共同参画社会基本法」及び「長崎市男女共同参画推進条例」に基づき、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進方策を示すもの。
	長崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）	令和3年度～令和5年度	「老人福祉法」及び「介護保険法」に基づき、高齢者に対する保健福祉施策（介護保険制度の円滑な運営をめざし、適切なサービスを確保するための方策を含む。）を示すもの。
	長崎市第4期障害者基本計画	令和元年度～令和5年度	「障害者基本法」に基づき、長崎市の障害者施策にかかわる理念や基本的な方針、施策の方向性を示すもの。
	長崎市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画	令和3年度～令和5年度	「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」に基づき、障害者・児の障害福祉サービス等の種類ごとの必要量の見込み及び必要な見込量の確保のための方策等に関する事項を定めるもの。
	第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略	令和2年度～令和6年度	「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、本市のまち・ひと・しごと創生に関する今後のめざすべき将来の方向と人口の将来展望を提示する「人口ビジョン」及びそれを踏まえた今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策を示すもの。
	第2期長崎市子ども・子育て支援事業計画	令和2年度～令和6年度	幼児期の教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進することをめざし、幼児期の教育・保育や地域の子育て支援の量の見込みと確保策などを定めるもの。 ※ひとり親家庭等自立促進計画及び母子保健計画を包含。
	子どもの貧困対策推進計画	令和5年度～令和9年度	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、子どもの貧困対策を総合的に推進するための計画を策定するもの。
	「第2次健康長崎市民21」計画	平成25年度～令和5年度	「健康増進法」における国の「第2次健康日本21」に基づいた、長崎市の健康増進計画。健康寿命の延伸、生活習慣病の発症及び重症化予防の推進に関する総合的・計画的な施策を示すもの。
	第4次長崎市食育推進計画	令和4年度～令和8年度	「食育基本法」の趣旨及び各種指針を踏まえ、長崎市の特色を生かした「食育」の推進に関する総合的・計画的な施策を示すもの。
	長崎市自殺対策計画	令和元年度～令和5年度	自殺対策基本法に基づく国の自殺総合対策大綱及び長崎県自殺総合対策5か年計画を踏まえ、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、具体的な行動計画を示すもの。
	長崎市歯科口腔保健推進計画	平成25年度～令和4年度	「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づき、長崎市の実情に応じた歯科口腔保健の推進に関する総合的・計画的な施策を示すもの。
長崎市新型インフルエンザ等対策行動計画	平成27年度～	「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、政府行動計画及び長崎県行動計画を踏まえ、新型インフルエンザ等感染症の発生の段階や状況の変化に応じた対応ができるよう、対策の選択肢を示すもの。	

まちづくりの方針	個別計画の名称	計画期間	計画の概要
<b>G</b> 私たちは「未来を創る人を育み、だれもが学び、楽しみ続けられるまち」をめざします	第4次長崎市教育振興基本計画	令和4年度～令和7年度	「教育基本法」に基づき、地域の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるもの。
	長崎市立小学校・中学校における規模の適正化と適正配置の基本方針	平成29年度～	児童生徒が集団生活の中で活気に満ちた活動ができる学校規模を確保するための方針を示すもの。
	第三次長崎市子ども読書活動推進計画	令和4年度～令和8年度	「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、子どもの読書活動推進にあたっての基本的な方向と具体的方策を示すもの。
	第2期長崎市スポーツ推進計画	令和4年度～令和7年度	「スポーツ基本法」に基づき、市民の誰もが気軽にスポーツ活動を行う「生涯スポーツ社会」の実現をめざすための方策を示すもの。
	市民文化活動振興プラン	平成26年度～	長崎市の芸術文化活動の振興を図る具体的な施策を示すもの。
<b>H</b> 私たちは「参画と協働によるまちづくりと確かな行政経営を進めるまち」をめざします	長崎市広報戦略	令和2年度～令和4年度	すべての職員の指針として、広報力を高めるための「広報の基本姿勢」と、組織的・戦略的な広報を行うための「重点的広報テーマ」を示すもの。
	みんなで、す～で！長崎虹色プロジェクト【長崎市地域まちづくり計画】	令和3年度～令和7年度	長崎市よかまちづくり基本条例の趣旨にのっとり、安定的かつ持続可能な地域におけるまちづくりをさらに進めていくため、目指す地域の姿やその実現に向けた支援策などを示すもの。 ※社会福祉法に基づく地域福祉計画を包含
	長崎市公共施設等総合管理計画	平成27年度～令和11年度	本市が保有する公共施設やインフラ施設について、総合的かつ計画的な管理を推進するための基本的な考え方を示すもの。
	長崎市職員ワークライフバランス推進計画 (長崎市特定事業主行動計画)	令和2年度～令和7年度	次世代育成支援対策推進法第19条及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第15条に基づく特定事業主行動計画であり、育児・介護等と仕事の両立を目指す職員をはじめ、長崎市全職員のワークライフバランスの実現を目指し具体的な取組み等を定めるもの。
	第2期長崎広域連携中枢都市圏ビジョン	令和3年度～令和7年度	長崎市、長与町、時津町で形成する長崎広域連携中枢都市圏の中長期的な将来像や具体的な取組みを示すもの。
	長崎市DX推進計画	令和4年度～令和12年度	市民の暮らしやすさや訪れる人の過ごしやすさに貢献するため、様々な先端技術を活用し、地域経済の発展と地域課題の解決を実現する「都市のデジタル化」と、業務等を標準化することで持続可能な形で行政サービスを提供していく「行政のデジタル化」を戦略的かつ計画的に推進するための基本方針と具体的施策を示すもの。

# 5 総合計画策定の系譜



14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 R元 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12

2002 2003 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012  
2001 2002 2003 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012

長崎市第三次総合計画  
長崎市基本構想

策定時期 平成12年12月22日  
目標年次 平成22年度

基本目標  
都市像  
活力と潤いにあふれ、  
歴史がいきづく  
交流拠点都市・長崎

長崎市第四次総合計画  
長崎市基本構想

策定時期 平成22年12月13日  
目標年次 令和3年度\*

基本目標  
都市像  
個性輝く世界都市  
希望あふれる人間都市  
まちづくりの基本姿勢  
つながりと創造で  
新しい長崎へ

長崎市第五次総合計画  
長崎市基本構想

策定時期 令和3年3月9日  
目標年次 令和12年度

基本目標  
都市像  
個性輝く世界都市  
希望あふれる人間都市  
まちづくりの基本姿勢  
つながりと創造で  
新しい長崎へ

\*第四次総合計画期間は、新型コロナウイルスの影響で1年間延長。

前期  
基本計画

策定時期 平成13年3月  
計画期間 平成13年度  
～平成17年度

後期  
基本計画

策定時期 平成17年12月  
計画期間 平成18年度  
～平成22年度

前期  
基本計画

策定時期 平成23年3月  
計画期間 平成23年度  
～平成27年度

後期  
基本計画

策定時期 平成28年3月  
計画期間 平成28年度  
～令和3年度\*

前期  
基本計画

策定時期 令和4年2月  
計画期間 令和4年度  
～令和7年度

長崎県長期総合計画

策定時期 平成12年8月  
目標年次 平成22年度  
基本目標  
豊かな地域力を活かし、自立共生  
する長崎県づくり。

長崎県  
総合計画

策定時期 平成22年12月  
目標年次 平成27年度  
基本目標  
人が輝く、産業が  
輝く、地域が輝く  
長崎県づくり。

長崎県  
総合計画

策定時期 平成27年12月  
目標年次 令和2年度  
基本目標  
人、産業、地域が  
輝くたくましい長  
崎県づくり。

長崎県  
総合計画

策定時期 令和3年3月  
目標年次 令和7年度  
基本目標  
人、産業、地域を結び、  
新たな時代を生き抜く  
力強い長崎県づくり。

21世紀の国土のグランドデザイン(全総)

策定時期 平成10年3月31日  
目標年次 平成22年から27年(2010～2015年)

21世紀の国土の  
グランドデザイン  
2050

策定時期 平成26年7月  
目標年次 令和22年

国土形成計画  
(全国計画)

策定時期 平成20年7月  
目標年次 概ね10年間

国土形成計画  
(全国計画)

策定時期 平成27年8月  
目標年次 概ね10年間

九州圏広域地方計画

策定時期 平成21年8月  
目標年次 概ね10年間

九州広域地方計画

策定時期 平成28年3月  
目標年次 概ね10年間



## 長崎市第五次総合計画 [基本構想・前期基本計画]

発行年月：令和4年(2022年)2月

発行：長崎市

編集：長崎市企画財政部 都市経営室

〒850-8685 長崎市桜町2-22(市役所本館4階)

※令和5年1月 新市庁舎へ移転予定

TEL.095-829-1111 FAX.095-829-1112

<http://www.city.nagasaki.lg.jp>

印刷：株式会社 クイックプリント